

日本学術振興会 2016-18 年度科学研究費補助金 基盤研究 (B)

哲学分野における  
男女共同参画と若手研究者育成に関する  
理論・実践的研究

(研究課題/領域番号 16H03338)

研究成果報告書

2019 年 3 月

**研究代表者**：和泉ちえ（千葉大学大学院人文科学研究院教授）

**研究分担者**：秋葉剛史，飯田隆，池田喬，大河内泰樹，  
笠木雅史，加藤泰史，河野哲也，小島優子，小手川正二郎，  
佐藤静，鈴木伸国，村上祐子，森一郎，吉原雅子

哲学分野における  
男女共同参画と若手研究者育成に関する  
理論・実践的研究

研究成果報告書

2019年3月

**研究代表者**：和泉ちえ（千葉大学大学院人文科学研究院教授）

**研究分担者**：秋葉剛史，飯田隆，池田喬，大河内泰樹，  
笠木雅史，加藤泰史，河野哲也，小島優子，小手川正二郎，  
佐藤静，鈴木伸国，村上祐子，森一郎，吉原雅子

## 目次

和泉 ちえ	研究の概要と活動の記録	i
	研究メンバーの2016-18年度の主な研究成果一覧	v

### I 理論的研究

飯田 隆	男女共同参画と哲学	1
和泉 ちえ	コスモスとイソノミア ——「等しくすること」の源流を巡って	13
鈴木 伸国	ポストモダニズムにおける客観性と平等 ——S・ハーディングの知識社会学から	29
フリーデリケ・クスター／エファ・ボッケンハイマー（大河内泰樹訳）	哲学的性理論——性差の哲学	39
<b>ワークショップ「ホッブズ母権論の射程」：提題と応答</b>		
中村敏子	ホッブズの母権論の革命性 ——神の力・人間の力	55
秋元由裕	再生産の権力と性的身体 ——中村敏子『トマス・ホッブズの母権論』によせて	71
森 一郎	近代平等主義の起源へ——ワークショップ「ホッブズ母権論 の射程」を振り返って	81

### II 実践的研究

#### ワーキンググループ調査班2報告

秋葉剛史	日本哲学会2016年度男女共同参画アンケート集計報告	91
秋葉剛史／笠木雅史／菅原裕輝	全国の哲学・思想系教員に関する調査の報告	125
イギリス哲学会・イギリス哲学分野の女性のための協会（笠木雅史訳）	イギリスの哲学分野における女性	147
村上 祐子	若手哲学者支援・男女共同参画の仕掛けづくり ——海外事例を通して	189

【オンライン  
非公開】

【オンライン  
非公開】

小島優子他	哲学分野における女性共同参画と若手研究者育成 ——四国5大学連携女性研究者活躍推進シンポジウム・ ポスター発表	196
吉原 雅子	西日本哲学会・九州大学の現状についての報告	199
佐藤 駿	東北哲学会からの報告	209
加藤 泰史	哲学および人文学・社会科学における男女共同参画推進・ 若手研究者支援の理念、現状、そして展望 ——日本哲学会の事例紹介	219
河野 哲也	関西哲学会第71回大会におけるワークショップの報告	235
池田 番	あとがき——三年間の共同研究を振り返って	239
執筆者一覧		247
欧文目次		249



# 研究の概要と活動の記録

和泉 ちえ

## 1. 研究の概要

本研究（科研期間：2016年4月から2019年3月まで）は、日本哲学会男女共同参画・若手研究者支援ワーキンググループ（以下、WG）が中心となり、男女共同参画推進と若手研究者支援に関する理論的考察を深化させると共に、大規模アンケート調査を複数回実施することによって得られた根拠事実の精査・公表を踏まえ、哲学分野に内在する諸問題を理論・調査・実践の連携を通して実質的に解決するために求められる各種試みに着手した。

実際哲学分野の女性研究者比率は20%以下であり、それは人文科学の他の領域との比較においても、また理工系諸分野の平均値との比較においても、看過し難い構造的歪みを反映すると推察される（日本統計2014）。その第一歩として、哲学に本来的に内在するジェンダー・バイアスに正面から対峙すると共に、女性研究者が抱える諸問題に対して哲学的見地から検討を加え、各方面に開かれた議論の場を展開することが求められた。

この問題に取り組むために、日本哲学会は2005年に「男女共同参画推進に関するWG」を立ち上げ、男女共同参画に関する第一回アンケートを実施した。このアンケートを通して、「女性は哲学に向かない」という一般通念を巡る諸問題が浮き彫りになると共に、女子学生に対する研究指導や就職斡旋が後回しにされている傾向が確認された（日本哲学会HP参照）。また女性研究者が抱える問題は、出産・育児・介護を巡る諸慣習や諸政策に左右されており、この状況はさらに人文社会科学におけるアカデミック・ポストの減少や大学外でのキャリアパスの選択肢の幅の狭さ等とも密接に関連していることが明らかになった。

この調査結果を踏まえ、日本哲学会は2012年に「男女共同参画・若手研究者

支援 WG」を設立した。「若手研究者支援」という要素を加えた理由は、男女不平等の力学が若手研究者を取り巻く就業問題と深く連動することが認識されたからである。男女共同参画推進と若手研究者支援は、相互に不可分の課題として展開する必要があり、別組織の WG を立ち上げることは避けるべきであるとの方針が確認された。公正さの観点から男女平等を学術的に基礎付け、ジェンダーに関わりなく見通しのきく、選択肢豊かなキャリアパスを提示することが哲学分野に求められている。

2006 年以降、ポスト・ドクター問題を認識した文部科学省は「キャリアパス多様化事業」を開始し、2008 年には日本学術会議による若手人材育成問題検討分科会報告書が公表された。しかし双方ともに、科学技術分野を主な対象に据えるものであった。同様の取り組みは人文社会科学の領域においても、積極的に展開される必要がある。このような状況を踏まえ、本 WG は 2012 年に日本学術会議で人文社会科学系における男女共同参画学協会連絡会設立の呼びかけを行い、設立準備会の誕生を促す諸活動に貢献した。その結果 2017 年 5 月一橋大学で開催された日本哲学会第 76 回大会会場の一教室にて、人文社会科学系学協会男女共同参画推進連絡会（略称 GEAHSS）が正式に発足し、現時点で 90 を超える学協会が加盟する規模となった。

また日本哲学会大会において毎年 WG 主催ワークショップ（以下、WS）を開催すると共に、はじめての試みとして東北哲学会、西日本哲学会、関西哲学会、科学哲学会、北海道哲学会、広島大学応用倫理学プロジェクト研究センターとの共催 WS を開催した。さらに日本学術会議の関連シンポジウムにおいて、WG 活動報告とグッド・プラクティス実践の紹介を複数回行った。

人文科学を取り巻く状況の変化を見据えつつ、右顧左眊することなく、哲学を基盤に据える本質的に豊かな教育的資源のあり方について再検討を加え、関連する各種方策と実践の展望を提示しなければならない。男女共同参画推進と若手研究者支援は、哲学という学術分野の健全なる継承と展開のために必要な重要課題なのである。

## 2. 活動の記録

本研究の背景も含めて、WG 活動の記録を、以下時系列に沿って概観する。

### (1) 2005 年から 2016 年 3 月まで（本研究に至る背景）

- 1999 年 6 月 男女共同参画社会基本法 公布・施行
- 2005 年 7 月 日本哲学会男女共同参画推進 WG 発足（野家啓一会長）
- 2005 年 8 月 日本哲学会「第一回男女共同参画推進に関するアンケート」実施
- 2006 年 3 月 日本哲学会 HP にアンケート集計結果公開
- 2007 年 5 月 日本哲学会第 66 回大会（千葉大学）共同討議 I  
「ジェンダーと哲学」（『哲學』58 号に論文収録）
- 2012 年 6 月 日本哲学会男女共同参画・若手研究者支援 WG 発足（飯田隆会長）
- 2013 年 5 月 日本哲学会第 72 回大会（お茶の水女子大学）＜WG 主催 WS＞  
「哲学とミソジニー」（『哲學』65 号に報告文）
- 2013 年 10 月 日本哲学会 WG 「若手・非一常勤研究者支援アンケート」実施
- 2013 年 10 月 日本哲学会 WG 「哲学・思想系男女構成比アンケート」実施
- 2014 年 6 月 日本哲学会第 73 回大会（北海道大学）＜WG 主催 WS＞  
「若手・非一常勤職研究者問題を考える」（『哲學』66 号に報告文）
- 2015 年 5 月 日本哲学会第 74 回大会（上智大学）＜WG 主催 WS＞  
「gender equality（男女共同参画）の理念と現状」  
（『哲學』67 号に報告文）
- 2015 年 9 月 『理想』（No. 695）特集「男女共同参画」（2012 年以降の活動報告  
とアンケート分析結果を含む関連諸論文収録）

### (2) 2016 年 4 月～2019 年 3 月（科研活動期間）

- 2016 年 5 月 日本哲学会第 75 回大会（京都大学）＜WG 主催 WS＞  
「哲学と導入教育——哲学教育の質的向上を目指して」  
（『哲學』68 号に報告文）



- 2016年10月 「ポジティブ・アクションの根拠とは？」  
男女共同参画への哲学・倫理学からのアプローチ」  
〈WG 主催 WS〉（明治大学）（発表内容は学術論文として既刊）
- 2016年10月 東北哲学会第66回大会（東北大学）〈共催 WS〉  
「哲学を教えること」（『東北哲学会年報』33号に内容収録）
- 2016年12月 西日本哲学会第67回大会（熊本学園大学）〈共催 WS〉  
「学会で哲学するということ」（本報告書に内容収録）
- 2017年1月 日本哲学会 WG「第二回男女共同参画アンケート」実施  
（本報告書に分析結果収録）
- 2017年5月 日本哲学会第76回大会（一橋大学）〈WG 主催 WS〉  
「どう変わる！日本哲学会」（『哲學』69号に報告文）
- 2017年6月 日本哲学会 WG「全国の哲学・思想系教員に関する調査」実施  
（本報告書に分析結果収録）
- 2018年4月 『哲學』69号 特別企画  
「ハラスメントとは何か——哲学・倫理学からのアプローチ」
- 2018年5月 日本哲学会第77回大会（神戸大学）〈WG 主催 WS〉  
「査読に通る論文の書き方」（『哲學』70号に報告文）
- 2018年10月 科学哲学会第51回大会（キャンパスプラザ京都）〈共催 WS〉  
「科学哲学・分析哲学分野の若手研究者のキャリア形成を考える」
- 2018年10月 関西哲学会第71回大会（龍谷大学）〈共催 WS〉  
「哲学および人文・社会科学における男女共同参画推進・若手研究者支援の理念、現状、そして展望」  
（『アルケー』27号に内容掲載）
- 2018年12月 北海道哲学会2018年度後期研究発表会（北海道大学）  
〈共催 WS〉「ホッブズ母権論の射程  
——中村敏子『トマス・ホッブズの母権論』を手がかりに」  
（本報告書に論文掲載）
- 2019年3月 第26回広島大学応用倫理学プロジェクト研究センター例会  
〈共催 WS〉「ジェンダーと応用倫理」  
（広島大学紀要に論文掲載）

## 研究メンバーの2016-18年度の主な研究成果一覧

(年度内掲載順不同)

### 2016年度

- ・河野哲也『いつかはみんな野生にもどる——環境の現象学』水声社, 2016年6月, 1-274頁
- ・河野哲也「第五章 問いを自分で立てさせるための工夫」, 成瀬尚志編『学生を思考にいなうレポート課題』ひつじ書房, 2016年10月, 所収, 101-126頁
- ・加藤泰史「尊厳概念史の再構築に向けて」, 『思想』第1114号, 岩波書店, 2017年2月, 所収, 8-33頁
- ・フリードリヒ・ニーチェ『楽しい学問』森一郎訳, 講談社学術文庫, 2017年1月, 1-507頁
- ・和泉ちえ「人文社会科学における若手研究者養成とジェンダー」, 日本学術会議『学術の動向』2016年10月, 所収, 68-72頁
- ・井野瀬久美恵・小森田秋夫・後藤弘子・和泉ちえ「現状と展望: 人文・社会科学のための男女共同参画推進」, 日本学術会議『学術の動向』2016年10月, 所収, 85-90頁
- ・菊地健至・村上祐子「哲学の仕事: 哲学者の仕事・哲学教員の仕事」(提題), 哲学若手研究者フォーラムワークショップ, 国立オリンピック記念青少年総合センター, 2016年7月17日
- ・小島優子「日本哲学会における男女共同参画の取組」(口頭発表), 西日本哲学会, 於熊本学園大学, 2016年12月3日
- ・小島優子他「哲学分野における男女共同参画と若手研究者育成——日本哲学会の取組から」(ポスター発表), 四国5大学連携女性研究者活躍推進シンポジウム2016(第8回中国四国男女共同参画シンポジウム共同開催), 於徳島大学, 2016年11月18日
- ・KOJIMA, Yuko, „Philosophie und Misogynie“, Internationale Konferenz „Geschlechterforschung und Geschichte der Philosophie“ (Referat), Hitotsubashi Universität, am 6. Oktober 2016
- ・SUZUKI, Nobukuni, „Ironie in der Wissenschaftslehre: Reflexion und Glaube bei Fichte, in romantischer Perspektive“, in: *Fichte-Studien* 43, Brill-Rodopi, 2016, S. 290-297
- ・吉原雅子「ことばと倫理」(報告), 玉川大学人文科学研究センター平成28年度第1回公開講演会, シンポジウム「倫理の基礎をめぐって」, 2016年6月4日

## 2017 年度

- ・ IIDA, Takashi, “How Western Philosophy Was Received in Japan Compared to Western Music,” in: *Tetsugaku: International Journal of the Philosophical Association of Japan*, Vol. 1, 2017, pp. 24-42
- ・ 大河内泰樹「第5章 身体と語り——J・バトラーにおけるジェンダー認識論批判と正義」, 井川ちとせ・中山徹編著『個人的なことと政治的なこと——ジェンダーとアイデンティティの力学』彩流社, 2017年, 所収, 113-135頁
- ・ 大河内泰樹「規範と解釈——ブランダムと〈規則に従うこと〉のヘーゲル主義的モデル」, 『法の理論』第36号, 2018年3月, 所収, 25-49頁
- ・ 秋葉剛史「日本哲学会2016年度男女共同参画アンケート集計報告」(提題), 日本哲学会第76回大会, 男女共同参画・若手研究者支援ワーキンググループ主催ワークショップ「どう変わる! 日本哲学会——ジェンダー平等推進と Good Practice Scheme」, 於一橋大学, 2017年5月21日
- ・ 秋葉剛史「道徳的真理・ミニマリズム・非認知主義」, 日本倫理学会編『倫理学年報』第67集, 2018年3月, 所収, 261-275頁
- ・ KATO, Yasushi, “The Crisis of the Humanities and Social Sciences in the Age of "Innovation": Philosophy as a Critical Facilitator toward a "Civic Turn" of the University,” in: *Tetsugaku*, Vol. 1, 2017, pp. 8-23 (<https://philosophy-japan.org>)
- ・ 加藤泰史編『尊厳概念のダイナミズム』, 担当: 加藤泰史「編者序文」p.1-18, 第1部第2章「自律と承認」p.65-97, 法政大学出版局, 2017年11月
- ・ 加藤泰史「『オプス・ポストゥムム』のコンテクスト」, 牧野英二編『新・カント読本』法政大学出版局, 2018年2月, 所収, 248-264頁
- ・ Masashi Kasaki, “Problems of Translation for Cross-Cultural Experimental Philosophy,” *Special Issue on Experimental Philosophy* (ed. by J. Knobe, E. Machery, & S. P. Stich), *Journal of Indian Council of Philosophical Research* 34 (3), 2017, pp. 481-500
- ・ Takashi Ikeda, Masayuki Hirata, Masashi Kasaki, Maryam Alimardani, Kojiro Matsushita, Tomoyuki Yamamoto, Shuichi Nishio & Hiroshi Ishiguro, “Subthalamic Nucleus Detects Unnatural Android Movement,” *Scientific Reports* 7, Article number: 17851, 2017
- ・ 森一郎『世代問題の再燃——ハイデガー, アーレントとともに哲学する』明石書店, 2017

年 10 月, 1-342 頁

- ・ 森一郎『現代の危機と哲学』放送大学教育振興会, 2018 年 3 月, 1-274 頁
- ・ 小島優子・小手川正二郎「男女共同参画・若手研究者支援ワーキンググループ主催ワークショップ「哲学と導入教育——哲学教育の質的向上を目指して」報告」, 『哲學』第 68 号, 2017 年 4 月, 所収, 111-112 頁
- ・ 和泉ちえ・井野瀬久美恵「これからのギースの活動と学術会議」(報告), GEAHSS 発足記念公開シンポジウム, 於お茶の水女子大学, 2018 年 3 月 31 日
- ・ 村上祐子「高等教育における科学哲学, 分析哲学, 科学基礎論」(報告), 日本科学史学会第 64 回大会, 於香川大学, 2017 年 6 月 3 日
- ・ 村上祐子・菊地健至・土屋陽介「哲学者のキャリアパス」(提題), 哲学若手研究者フォーラムワークショップ, 国立オリンピック記念青少年総合センター, 2017 年 7 月 16 日
- ・ 小島優子「欧米のフェミニズム——ボーヴォワールからミルズへ」, 寄川条路編『ヘーゲルと現代思想』晃洋書房, 2017 年 5 月, 所収, 136-161 頁

## 2018 年度 (以降)

- ・ 河野哲也『じぶんで考え じぶんで話せる——こどもを育てる哲学レッスン』河出書房新社, 2018 年 6 月, 1-256 頁
- ・ 大河内泰樹「生命における概念と規範——観念論の範型としての生命認識」, 『ハイデガー・フォーラム』第 12 号, 2018 年 8 月, 所収, 95-107 頁
- ・ 大河内泰樹「多元的存在論の体系——ノン・スタンダード存在論としてのヘーゲル『エンチュクロペディ』」, 『思想』第 1137 号, 2019 年 1 月, 所収, 6-20 頁
- ・ ジュディス・バトラー『欲望の主体——ヘーゲルと二〇世紀フランスにおけるポスト・ヘーゲル主義』大河内泰樹共訳, 堀之内出版, 2019 年刊行予定
- ・ 池田喬「ただの言葉がなぜ傷つけるのか——ハラスメント発言の言語行為論的探究」, 『哲學』69 号, 2018 年 4 月, 所収, 9-20 頁
- ・ 池田喬「自立と依存——哲学的考察の行方」, 池田喬・垣内景子・合田正人・坂本邦暢・志野好伸編『いま, 哲学が始まる。——明大文学部からの挑戦』明治大学出版会, 2018 年 5 月, 所収, 171-199 頁
- ・ デボラ・ヘルマン『差別はいつ悪質になるのか』池田喬・堀田義太郎訳, 法政大学出版会, 2018 年 7 月, 1-318 頁

- ・秋葉剛史「道徳的説明についての論争」, 蝶名林亮編『倫理に客観性はあるのか——メタ倫理学の過去・現在・未来』勁草書房, 2019年刊行予定, 所収
- ・加藤泰史「ビルンバッハーの功利主義とドイツの生命・環境倫理学——監訳者あとがきに代えて」, ディーター・ビルンバッハー『生命倫理学——自然と利害関心の間』加藤泰史・高畑祐人・中澤武監訳, 法政大学出版局, 2018年6月, 所収, 499-511頁
- ・Yu Izumi, Masashi Kasaki, Yan Zhou, Sobei H. Oda, “Definite Descriptions and the Alleged East-West Variation in Judgments about Reference,” *Philosophical Studies* 175 (5), pp. 1183-1205, 2018
- ・笠木雅史「機械・ロボットに対する信頼」, 小山虎編『信頼を考える——リヴァイアサンから人工知能へ』勁草書房, 2018年7月, 所収, 230-252頁
- ・森一郎『ハイデガーと哲学の可能性——世界・時間・政治』法政大学出版局, 2018年8月, 1-431頁
- ・マルティン・ハイデガー『技術とは何だろうか——三つの講演』森一郎編訳, 講談社学術文庫, 2019年3月, 1-171頁
- ・小手川正二郎「難民の倫理学——見ず知らずの難民に責任を負うべきなのか」, 情報文化研究会編『情報文化論』第13号, 2018年12月, 所収, 26-41頁
- ・和泉ちえ「ギリシア哲学の視点からハラスメント問題を考える」, 『哲学』第69号, 2018年4月, 所収, 48-52頁
- ・和泉ちえ「プラトン『国家』第5巻のジェンダー平等思想——人間のフュシスの発見」, 日本西洋古典学会編『西洋古典学研究』第67号, 2019年3月, 所収, 69-77頁
- ・鈴木伸国「哲学・思想系学会におけるハラスメントへの対応状況」, 『哲学』第69号, 2018年4月, 所収, 44-47頁
- ・鈴木伸国「たましい」の分化と希薄化——人間論における「たましい」の位置」, 上智人間学会編『人間学紀要』第47号, 2018年4月, 所収, 57-74頁
- ・鈴木伸国「ケアとエクササイズ——生き方としての哲学と精神修養の伝統から」, 『グリーフケア』上智大学グリーフケア研究所, 2019年3月, 所収

# 男女共同参画と哲学

飯田 隆

## 1

内閣府男女共同参画局 (Gender Equality Bureau Cabinet Office) の HP にある「男女共同参画社会とは」というページでは、男女共同参画社会基本法第二条の第一項を引いて、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」であると説明されている<sup>1</sup>。

哲学の研究や教育もまた、社会的活動であるから、男女ともに、対等の仕方、これに参加する機会が確保され、また、それによって生じる利益を享受できることができなければ、その限りで、男女共同参画社会は実現されていないことになる。

他の分野における学会の多くと同様に、哲学分野の学会が果たすべき課題は、少なくとも二つある。一つは、会員に研究成果を発表する機会を与え、また、公正な審査を通じて、その評価を定め、その分野の研究を促進することであり、もう一つは、その分野の研究教育に携わる者を代表する団体として、会員の社会的利益を図ることである。前者は、研究業績の評価を与えることによって、会員が研究教育機関で職を得たり、職を継続したり、昇格したりすることに影響を与える。よって、男女共同参画の観点から言えば、研究成果の発表の機会は男女に均等に与えられなければならない。また、研究業績の評価においても、男女間で差別があってはならない。後者に関しては、哲学分野の研究者が、その研究教育活動を

---

<sup>1</sup> 内閣府男女共同参画局, [http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/society/index.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/society/index.html), 2019年1月5日閲覧。

## 2

行うことにおいて、たとえば、女であるからということで、不利益を被るようなことがあるならば、それを是正することが、学会の務めになる。

これにもう一つ付け加えるべきことは、学会がこうした課題を達成するためには、学会の運営自体が、男女共同参画の理念に沿った形でなされる必要があることである。

以上の点はすべて、哲学以外のほかの分野の学会にも共通することだろう。哲学分野の学会が、他の人文系の学会と異なる点があるとすれば、それは、女性の研究者の絶対数が他よりも少ないことが挙げられる。この事実は、男女共同参画を進めるにあたって、少数の女性研究者に学会の運営上の負担を強いるという思わしくない結果を生み出している。

それでも、最後の点は、理系の一部の学会とも共通する問題である。以下では、こうした他の学会と共通する問題についてではなく、哲学分野の学会であるということによって、男女共同参画社会の実現のために寄与できること、また、寄与すべきことは何かについて、考えてみたい。

## 2

哲学分野の学会を含めて、多くの学会が、「男女共同参画」の理念に賛同すると謳っている。また、そうした学会の大半は、「男女共同参画」ということで、この文章の冒頭に引用した男女共同参画基本法に提示されているような理解をもっていることだろう。こうした理解のもとでも、この理念の実現のために具体的に何をなすべきかを考えることはできるし、必要とされる変化をもたらすために努力することもできる。

しかしながら、この標語を構成する三つの言葉「男女」「共同」「参画」がそれぞれ何を意味するのか、また、これらがこの順番で組み合わせられることによって生み出される意味とどのような関係をもつのかといったことは、問題にできる。そして、これは、一見そうみえるような単なる銜学趣味ではない。

その証拠に、内閣府男女共同参画局の英語名称を見てみるとよい。そこで「男女共同参画」に対応する表現は「gender equality」である。「ジェンダー gender」

という言葉は今でこそ、ある種のコンテキストでは、しばしば耳にしたり目にしたりする表現になっているが、日常の会話でふつうに用いられることは、まだまだあまりないと思われる。

実際、英語の「gender」は、ある一定の理論を背景にした専門用語として1960年代後半から使われ出したものであり、これを広めるにあたってもっとも力のあったのは、1970年代のフェミニズム理論家であったという<sup>2</sup>。つまり、「男女共同参画」の「男女」は、日常使われている「男」と「女」をただつなげたものではないと推測してよいだろう。

内閣府男女共同参画局のHPにある「用語集」で、ジェンダーは、「社会的・文化的に形成された性別」のことであり、「生物学的性別（セックス／sex）」から区別されると説明されている<sup>3</sup>。「男女共同参画」という日本語に対応する英語に「ジェンダー」が用いられているということは、ここに現れている「男女」は、ジェンダーとしての男女を指すものとして理解されなければならないことを示唆する。

しかしながら、「ジェンダー」という表現は、その理論的背景というよりも、政治的理由から問題視されて、なかなか表面に現れにくいという状況が続いているようである。まず、「ジェンダー」は、1999年に制定された「男女共同参画社会基本法」中に一度も現れない。その翌年の「男女共同参画基本計画」で「ジェンダー」は10回近く現れる。とくに重要と思われるのは、「ジェンダーに敏感な視点」という表現が次のように3回現れることである。

男女共同参画に関する認識を深め、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に敏感な視点を定着させ<sup>4</sup>、

メディアが、女性の人権の尊重を十分念頭に置いた基準を定め、遵守すること、女性の人権に対する認識を深め、ジェンダーに敏感な視点を養うための社内教

---

<sup>2</sup> Mari Mikkola, “Feminist perspectives on sex and gender” § 1.2, *Stanford Encyclopedia of Philosophy*, 2008, Revised 2017.

<sup>3</sup> [http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/glossary/glossary.html#sa](http://www.gender.go.jp/about_danjo/glossary/glossary.html#sa), 2019年1月6日閲覧。

<sup>4</sup> 「男女共同参画基本計画」第2部 「2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革（2）具体的背策」の項。



育を充実すること等により<sup>5</sup>,

高等教育機関における教育・研究活動において、ジェンダーに敏感な視点が組み込まれるよう努めるとともに<sup>6</sup>,

ところが、「第2次男女共同参画基本計画」(2005年)では、「ジェンダーに敏感な視点」という表現は現れず、その代わりに、「わかりやすい広報・啓発活動の推進」の一環として「男女共同参画の理念や『社会的性別』(ジェンダー)の視点(\*)の定義について、誤解の解消に努め、また、恣意的運用・解釈が行われなないように、わかりやすい広報・啓発活動を進める」<sup>7</sup>とされている。ここに現れている「(\*)」は注の存在を示すが、そこでは、第1項で、「ジェンダー」の意味が説明されているだけでなく、第2項には、次のような文章がある。

「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる<sup>8</sup>。

第3次(2010年)および第4次(2015年)では、「ジェンダー」は、「ジェンダー一統計」、「ジェンダー予算」、および、国際機関との関係で「ジェンダー主流化」と「ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ」といった用語の一部として現れるのみである。そうした用語のもうひとつが、「ジェンダー研究」であるが、第3次では、「高等教育の充実」の一環として「高等教育機関において、男女共同参画の正確な理解の浸透を図るため、ジェンダー研究を含む男女共同参画社会の形

---

<sup>5</sup> 同「9 メディアにおける女性の人権の尊重(1)女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等」の「具体的施策 メディアにおける人権尊重、性・暴力表現を望まない者からの隔離等に関する方策の推進」の最初の項。

<sup>6</sup> 同「10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実(1)男女平等を推進する教育・学習の充実」の「具体的施策 イ 高等教育の充実」の最初の項。

<sup>7</sup> 「第2次男女共同参画基本計画」p.19.

<sup>8</sup> 同, p.21.

成に資する調査・研究の一層の充実を促す」<sup>9</sup>とされていたのに対して、第4次では、同様の記述はなく、日本学会議で「ジェンダー研究を含む男女共同参画社会の形成に資する学術研究」についての調査・審議を推進する<sup>10</sup>と言われるにとどまっている<sup>11</sup>。第2次の「計画」にあった「社会的性別（ジェンダー）の視点の定義について、誤解の解消に務め」といった目標はまったく掲げられていない。こうした誤解が「解消された」から、もう目標として掲げられる必要がなくなったというのでも言うのだろうか<sup>12</sup>。

このように「ジェンダー」という表現が影をひそめるにつれて、「ジェンダーに敏感な視点を定着させる」という当初あった目標も、いつのまにか降ろされてしまったように見える。「ジェンダー」という言葉は日本でも早くから紹介されており、それをタイトルに含む著作も多数あるにもかかわらず、それが日常的に使われるに至っていないことの背景には、政治的な力がはたらいているとさえ思いたくなる。しかしながら、「男女共同参画社会」という理念は、日本のなかで内発的に出てきた理念ではなく、国際的協調の中から出てきたものであるにせよ、その表現が「gender equality」である以上、「ジェンダー」という概念と日本語の「男女」の概念との関係を曖昧なままにしておくことは許されないことである。

この点にこそ哲学が、男女共同参画社会の実現に対して寄与する場所があると思われる。

第一に、男女の区別を、生物学的なセックスで理解すべきなのか、あるいは、社会的・文化的なジェンダーで理解すべきなのか、あるいは、さらにそのどちらとも違う仕方でも理解すべきなのかについては、哲学の中でも1970年代から現在にまで至る半世紀に近い議論があり、ジェンダーによる理解が必ずしも最良

<sup>9</sup> 「男女共同参画基本計画 第3次」p. 94.

<sup>10</sup> 「男女共同参画基本計画 第4次」p. 99.

<sup>11</sup> この第4次の「基本計画」では、「ジェンダー」という表現が現れている頁は、全部で四頁しかない（pp. 99, 108, 109, 115）。全体として同じぐらいの頁数をもつ第3次の「計画」で、「ジェンダー」が現れる頁が、全部で十頁あったのにくらべても少ない。

<sup>12</sup> 男女共同参画社会基本法の制定後、それに則った都道府県条例の制定が始まった2000年頃から、男女共同参画社会という理念に対する反発、とりわけ、「ジェンダー」という言葉に対する反発が目立ったことについては、初代の男女共同参画局局长として、基本法の制定に尽力した坂東真理子の著書『男女共同参画社会へ』（2004年、勁草書房）に詳しい。

ではないとする立場さえある<sup>13</sup>。これは、男女という概念についての議論であり、概念の分析こそが哲学の任務であるという哲学観はもはや過去のものであるにしても、男女といった基本的なカテゴリーについて、その妥当性までも含めて、詳しく検討することは、哲学の仕事だろう<sup>14</sup>。日本の場合これまで、ジェンダーをめぐる問題は、社会学の問題だと考えられてきたきらいがある。しかし、これはれっきとした哲学的問題でもある。もちろん、男女という概念の分析は、哲学の中で完結するものでは決してなく、そのためには、社会学だけでなく、生物学、医学、心理学、歴史学、文学といった分野で得られている最新の知見を参照する必要があることは言うまでもない。

第二に、「男女」は日常の会話でひんぱんに用いられる日本語なのに、「ジェンダー」は外来の専門用語であるにもかかわらず、「男女共同参画」と「gender equality」とが等価であるとされてしまうことにより、男女共同参画社会の実現のためには、これまで常識とされてきたような男女観そのものが変革される必要があるかもしれないという点が隠されてしまうおそれがある。4次にわたる「男女共同参画計画」における「ジェンダー」という表現の扱いは、まさにこのおそれがすでに現実のものであることを示している。

哲学はときに常識的な見方を覆して新しい可能性を開くことがある。男女の区別を理解するのに、セックスとジェンダーという異なる見方があると知るとは、常識的にもたれてきた男女観を根底から考え直すきっかけになる。このきっかけを生かすことは、おおげさかもしれないが、哲学の使命だろう。常識的な男女観、あるいは、伝統的な男女観を覆す必要はない、むしろ、覆すべきではないと考える人であっても、もしも哲学者であるならば、そう考えるどのような正当な理由があるかを哲学的議論の場に提示するべきである。

学会がこうした議論の場を提供できることは言うまでもない。具体的には、シンポジウムやワークショップ、あるいは、このテーマでの論文募集といったことが考えられる。重要なのは、この問題が、哲学研究者のなかの一部の人々にしか

<sup>13</sup> 先に挙げた Mikkola によるサーベイを参照されたい。

<sup>14</sup> 私になじみのあるアプローチで言えば、この問題は、分析形而上学の範囲に属する問題である。なかでも関連が大きいのは、自然種と人工種の存在論、ならびに、社会存在論だろう。

関りをもたないものではなく、哲学のコミュニティの全体で共有すべきものであるという認識をもつことだろう。

### 3

最初の「男女共同参画基本計画」（2000年）の「男女平等を推進する教育・学習の充実」の具体的施策中の「高等教育の充実」に、

高等教育機関における教育・研究活動において、ジェンダーに敏感な視点が組み込まれるよう努める

とあったのを思い出そう。哲学分野における教育・研究活動にジェンダーに敏感な視点を組み込むには、どのようにするべきだろうか。

哲学教育をどうすべきかは、そこで教えられる哲学の内容と独立に考えることはできない。よって、まずは、哲学の研究、あるいは、哲学という営みに、ジェンダーに敏感な視点を組み込むにはどうすべきかを考えることにしよう。

英語圏の哲学では、フェミニズムを支持する主に女性の哲学者によって、哲学のさまざまな分野がジェンダー的な視点から見直されてきている<sup>15</sup>。これを見るに、大きく分けて二つの異なるアプローチがあると思われる。ひとつは、既存の哲学に欠けていた観点や内容を補完しようとするものであり、もうひとつは、既存の哲学がその内容についても、そのあり方についても、根本的に誤っているゆえに、それに代わる（必ずしも「哲学」と呼ばれるとは限らない）何かを創造しようとするものである。

明らかに後者のアプローチの方が、よりラディカルであるが、類似の主張は、哲学の歴史の中で例をみないわけではない。すぐに思いつく例として、1920年代から30年代にかけての論理実証主義を挙げることができる。この運動に参加し

---

<sup>15</sup> 英語圏での哲学研究について、もっとも情報量が多く、頻繁にアップデートされている、オンライン上の哲学事典 *Stanford Encyclopedia of Philosophy* には、Feminist Philosophy に関連する項目が数多くある。2019年1月現在で、その項目数は30を超えている。

た哲学者・科学者は、過去の哲学はすべて「無意味」であるとして、哲学は「科学の論理学」になるべきだと主張した。

哲学とジェンダーの関係についてのラディカルな立場の根底にあるのは、合理性・客観性・普遍性といった概念が、ジェンダーに中立的なものではなく、男性の特権を固定化するはたらきをもつ男性中心的なものであるという考えである。ここからは、現在行われているような哲学と科学を含む知識の総体は、家父長制 (patriarchy) を強化する装置であるというラディカルな結論が出てくる。

哲学の内と外を問わず、一般に「人間」と言われるとき、それが男性であることがデフォルトとなってきたこと、そして、「知識」もまた、そのような「人間」にとってのものであったこと、また、そのことによって女性という存在自体が見えないものとなってしまったことに気付かせてくれた点で、こうした指摘は、正しい方向に向かっていると私は思う。しかし、「知識」という概念、および、この概念を用いる、これまでの哲学もまた捨て去られるべきだろうか。実際、フェミニズムの哲学者からなされてきている哲学のさまざまな分野の見直しは、このようにラディカルなアプローチからのものとは限らない。

前世紀の40年代から50年代にかけて、論理実証主義が分析哲学へ変貌するなかで、過去の哲学への全否定から、むしろ新たな視点から過去の遺産を取り込むようになったのと類比的に、この30年ほどのあいだに明確になってきた傾向は、フェミニズムが提起した問題、それが哲学に向けて行った批判を、英語圏の主流の哲学である分析哲学の枠組みのなかで、しかも、この枠組みの変革までも含む形で、議論することである。

フェミニズムと親和性をもつのは、マルクス主義の影響を受けたフランクフルト学派系の批判理論であったり、フーコーやデリダに代表されるようなポストモダニズムだと、思っている人はいまでも多い。個人的に言って、私は、こうした哲学のスタイルが苦手なので、このスタイルでのフェミニズム哲学と付き合うことは敬遠してきた。ところが、哲学における男女共同参画の推進を手伝うということをつきかけに、英語圏のフェミニズム哲学について、ごく表面的ではあるが、その全体を展望しようとしてみて、おおいに驚いた。

分析哲学、および、その前身の論理実証主義は、論理的で明確な論証を重んじ、自然科学におけるのと同様の、普遍性・客観性・合理性を目指す哲学として、フ

フェミニズムが標的にする男性中心主義的な哲学の典型という印象を与える。しかし、「分析哲学」というカテゴリーに属するとされる哲学者がじつに多様であることに気が付くならば、こうした印象が一面的なものであることにも気付かれる。二十世紀後半に活躍した二人の女性哲学者、アンスコム（Elizabeth Anscombe, 1919-2001）とマードック（Iris Murdoch, 1919-1999）を考えてみればよい。アンスコムはワイトゲンシュタインに信頼されて『哲学探究』の英訳を任された哲学者として、また、マードックは哲学者よりも小説家として知られているかもしれない。しかしながら、この二人の哲学的仕事の独創性と重要性は決して見過ごされてはならない。どちらも、分析哲学の「主流」とは遠い存在とみなされてきたが、この二人のような哲学者を生み出したことは、分析哲学が必ずしも男性の専有物ではないことを示している。

アンスコムもマードックもその時代では例外とみなされたかもしれないが、1970年代以降、英語圏の哲学では、女性哲学者はまだ比較的小数とはいえ、もはや例外とは言えなくなったというのが、私の印象である。そうした女性哲学者の多くは、必ずしも、女性をテーマとするような分野を専門とするわけではなく、哲学の中核部分である、存在論、認識論、倫理学といった分野から、言語哲学、数学の哲学、科学哲学といった、分析哲学が得意とした分野に至る、多様な専門をもっている。

男性の哲学者は、自分が男性であることをとくに哲学の問題とはしない。また、男性であることと、哲学の制度の関係についても考えることはない。これはまさにフェミニズムの哲学者が言うように、哲学においても、男性であることがデフォルトになっているからである。女性の哲学者にとって事情は大きく異なるだろう。教室においても学会においても自分がマイノリティであることを意識せざるをえないだろうし、社会一般に存在する女性差別が哲学の世界にもあることを敏感に感じ取るだろう。こうした哲学者がフェミニズムの提起する問いや主張に関心をもち、それを哲学的に考察しようとすることは当然だろう。

以上のようなことに気付いたのは、『ケンブリッジ哲学コンパニオン』の一冊として2000年に出版された『哲学におけるフェミニズム』というアンソロジー

ー<sup>16</sup>のおかげである。この本の各章が扱うのは、古代哲学、こころの哲学、哲学と精神分析、言語哲学、形而上学、認識論、科学哲学、政治哲学、倫理学、哲学史と、哲学のほぼ全分野にわたっている。どの章も、英語圏の哲学の主流である分析哲学のスタイルで書かれているために、私のような読者にもすっと頭に入る<sup>17</sup>。「ジェンダーに敏感な視点」をフェミニズムと同一視することはできないだろうが、少なくとも、こうした議論をみる限り、「ジェンダーに敏感な視点」が哲学そのものに、新しい問題と見方を豊富に提供してくれることはたしかだと思われる。

もちろん、ここで展開されている議論は、その作者が属している学界や一般社会といったコミュニティから完全に独立であるわけではない。英米の女性哲学者が置かれている状況と、日本の女性哲学者のそれとのあいだには、さまざまな、ときにはきわめて大きな違いがあるだろう。現在の日本で、哲学をキャリアにできている者は圧倒的に男性である。このことと、日本社会一般における男性の特権的位置のために、日本における哲学は「ジェンダーに敏感な視点」と無縁な仕方ではなされてきた。この事実が、われわれの哲学の営みに強い歪みを与えていることは確実である。「女性に哲学は向いていない」といった、哲学と女性のどちらについても誤った主張が平気で口にされていたのは、ごく最近のことである<sup>18</sup>。しかし、この半世紀ほどのあいだに英米の哲学において生じた変化は、日本における哲学においても同じような変化が可能かもしれないという希望を与えてくれる。英米の哲学において、こうした変化が生じることできた最大の原因は、端的に言って、女性の哲学者の数が増えたからである。

女性の哲学者ならば、とくに女性にかかわりのある問題に取り組むべきだということは、決してない。どのような哲学的問題や哲学的見方に興味をもつかは、

<sup>16</sup> Miranda Fricker and Jennifer Hornsby (eds.), *The Cambridge Companion to Feminism in Philosophy*, 2000, Cambridge University Press.

<sup>17</sup> しかし、こうした理解のしやすさは警戒すべきことなのかもしれないという考えが頭によぎらなかつたわけではない。たしかに、こうした議論は、われわれがこれまで気付きもしなかつた偏見や問題を明るみに出すことによって、より広い展望を与えてくれる。だが、分析哲学的な議論のスタイルが、ひょっとして取り落していることもあるのではないかという疑いも残る。

<sup>18</sup> そうではないと信じたいが、ひょっとするといまでも口にされることがあるのかもしれない。

ひとによってさまざまであり、男性だからとか、女性だからという理由で、もつべき興味といったものはないからである。しかし、現在の日本社会、および、現在の日本の哲学の中で女性が置かれている状況を変えることに、もっとも大きな利害をもつのは女性であり、また当人の経験からもこのことに強い関心をもつと考えられる。それゆえ、女性の哲学者の数が増えるならば、そのうちから自然に、「ジェンダーに敏感な視点」を哲学のなかでも最大限生かそうとする哲学者が出て来ると考えることができよう。

大学で安定したポストをもつことによって、哲学を自分のキャリアにできている女性は、ごく少数であるとしても、大学によって差はあるかもしれないが、学部段階で哲学を学ぶ女性の数は、男性の数に比べて圧倒的に少ないというわけではない。こうした女性のなかから哲学をキャリアとする者が少しでも多く出てくるようにするべきである。女性が哲学の研究者の道を歩むことを可能にするように現実を変えて行かなければならない。そのために、学会にできることは何だろうか。

女性と限らず、少数派にとって共通の問題は、その存在が多数派から見えないことである。そのためには、まず学会のなかで、現在少数派である女性の存在を見えるものにしなければならない。具体的には、女性に、シンポジウムやワークショップの提題者、研究発表の司会といった役割を依頼することをもっと増やさなければならない。また、そうした機会に、現在および過去の女性の哲学者の仕事を取り上げるべきである。西洋哲学のカノンの見直しが進行しているなかで、これまで知られていなかった女性の哲学者が再評価されている<sup>19</sup>のと同様に、近代から現在に至る日本の哲学のなかにも少数ではあっても一定の数の女性がいたのであるから、そうした哲学者の仕事が再評価されるべきである<sup>20</sup>。

男性であろうが女性であろうが、これから哲学でのキャリアを作ろうとする研究者にとっての最大の問題は、安定したポストを得ることの困難さである。日本

---

<sup>19</sup> Lisa Shapiro, "Revisiting the early modern philosophical canon", *Journal of the American Philosophical Association* (2016), pp. 365-383.

<sup>20</sup> たとえば、平塚雷鳥をはじめとする女性解放運動家を哲学者として再評価する必要がある。こうした再評価を妨げている原因のなかには、倫理学が哲学の一分野ではなく、哲学とは別の学問分野であるという印象を与える大学での学科編成であり、哲学と思想とを区別するという狭い哲学観がある。



においては、これまで哲学のポストを占めていたのは圧倒的に男性であったが、この不均衡は是正されなければならない。そのために学会ができることとしては、この認識を会員が共有し、その所属する機関で女性研究者を採用することを強くすすめることだろう。

そもそも哲学をキャリアとしようとする女性を増やすことも学会として考えるべきだろう。女性の哲学者の存在を見えるものにし、女性にも哲学のポストが開かれていることを示すことは、哲学が男性だけによってなされているのでもなければ、男性のためだけになされているのでもないことを示すだろう。だが、それだけでは足りない。哲学が女性にとっても魅力的なものでありうるようにするには、西洋の過去の男性哲学者、しかも、そのうちでもごく限られた範囲の人物の研究が中心であるような、哲学のあり方を根本的に変える必要がある。

次の四つを私は提案したい。第一に、西洋と限らず、より広い地域における、これまで「哲学者」と呼ばれることのなかった男女の哲学者もまた研究対象にしよう。第二に、人物ではなく、問題中心に哲学を行う場合も、存在論・認識論・価値論でこれまで伝統的に扱われてきた問題群だけでなく、人生の意味、誕生と死、成長と老化、恋愛と結婚、健康と病気といった事柄も、哲学的考察の対象にしよう。第三に、心理学、言語学、文学といった哲学以外の分野の研究者、とりわけ女性研究者との共同研究を積極的にすすめよう。そして、最後に、哲学が広い意味での文学の一部であることを、強くアピールしよう。数学の証明や、科学的仮説とは違って、哲学的議論は自己表現の手段になりうる。また、学術論文のスタイルだけが哲学的議論の表現法だという観念も捨て去った方がよい。哲学の歴史には、じつにさまざまなスタイルの哲学的テキストが存在する。新しいスタイルの哲学テキストを受け入れるだけの柔軟さを学会に期待したいものである。

(日本大学文理学部)

# コスモスとイソノミア

## —「等しくすること (ισόλειν)」の源流を巡って—

和泉 ちえ

### 1. 序論

21世紀初頭の日本において顕著に展開されるジェンダー平等推進の直接的端緒は、人々の自発的内省に由来するというよりはむしろ、1999年6月に公布・施行された男女共同参画社会基本法の強制力に多くを負うと拝察される。封建的な象牙の塔においても、この基本法の公布と共に突如として風向きが変わったことは、その現場に居合わせた者の一人として記憶に新しい。

さてあらためて、男女共同参画社会基本法の実質的内容を支える「基本理念5本柱」を以下確認したいと思う<sup>1</sup>。(尚、下線部は筆者による。)

#### I. 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男性も女性も一人の人間として能力を發揮できる機会を確保する必要がある。

#### II. 社会における制度や慣行の見直し

固定的な役割分担意識にとらわれずに、男女が様々な活動ができるように、制度や慣行を見直す必要がある。

#### III. 政策の立案および決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において方針の決定に参加できる機会を確保する必要がある。

#### IV. 家庭における活動と他の活動の両立

---

<sup>1</sup> [http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/society/index.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/society/index.html) 内閣府男女共同参画局による「男女共同参画基本法」解説参照。

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動などができるようにする必要がある。

#### V. 国際的協調

男女共同参画社会を実現していくために、国際社会と共に歩むことも大切である。他の国々や国際機関と協力して取り組む必要がある。

これらの「基本理念5本柱」は哲学的観点からも意義深く、内閣府男女共同参画局による解説によれば<sup>2</sup>、その直接的背景は1946年に公布された「日本国憲法」第14条に由来するという。その文言を、以下確認しよう。

日本国憲法（1946年11月3日公布）

第14条第1項「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

この言明は、1945年6月サンフランシスコで調印された国際連合憲章第1章1条3項、すなわち「人種、性、言語または宗教にかかわらず、すべての個人の権利と基本的自由が尊重されなければならない」という基本原理を踏襲するものでもあった。その意味において、21世紀初頭日本の各種政策を特徴付けるジェンダー平等推進運動は、1945年を起点に据える国際的連帯に由来するといえるだろう。

一方「ジェンダー平等思想」それ自体の起源は古く、その萌芽の痕跡は紀元前5世紀のギリシア世界に遡る。当時のジェンダー平等思想のマニフェストともいえるプラトン『国家』第5巻を紐解きながら、「等しくすること (ισότης)」を促す根源的動機の在処を以下辿りたいと思う。

<sup>2</sup> [http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/law/kihon/index.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/law/kihon/index.html) 内閣府男女共同参画局「男女共同参画社会基本法制定の歩み」参照。

## 2. 論理的帰結としてのジェンダー平等思想

### —プラトン『国家』第5巻—<sup>3</sup>

プラトン『国家』(以下 *Rep.* と略記) 第5巻が提起するジェンダー平等思想は、以下のソクラテスの宣言に集約される。

ソクラテス「それゆえ、友よ！ ポリス共同体の維持運営に関する役割分担において、女が女であるがゆえにとくに引き受けなければならない、また男が男であるゆえにとくに引き受けなければならないような仕事は、何もない。むしろ、双方の生ける存在に同じように、自然本来の素質として様々なものがばらまかれていて、したがって男女共に各人の自然的素質に応じて、どのような仕事にもあずかれるのだ。ただすべてにつけて女は男よりも弱いというだけなのだ。(ὦ φίλε, ἐπιτήδευμα τῶν πόλιν διοικούντων γυναικῶς διότι γυνή, οὐδ' ἀνδρὸς διότι ἀνήρ, ἀλλ' ὁμοίως διεσπαρμέναι αἱ φύσεις ἐν ἀμφοῖν τοῖν ζώοις, καὶ πάντων μὲν μετέχει γυνή ἐπιτηδευμάτων κατὰ φύσιν, πάντων δὲ ἀνήρ, ἐπὶ πάσι δὲ ἀσθενέστερον γυνή ἀνδρός.)」(プラトン『国家』5.455d24-e1)

上記言説はソクラテスの名によるドグマでもなければ、また前五世紀後半アテナイの一部知識人が傾倒したスパルタ的思潮の紹介でもない。それは「口論ではなく哲学的問答法の実践 (οὐκ ἐρίζειν ἀλλὰ διαλέγεσθαι)」(V.454a5) を通して獲得された論理的帰結 (ἄρα) として提起され、「理が最善と告げることに基づく (ὑπὸ τοῦ ἐν τοῖς λόγοις μνηθέντος ἀρίστου)」(V.452d5-6) 明証性を有するものであった。この帰結に至る哲学的問答法を紡ぎ出した合意事項、理念、推論の技法、現実認識の深化を以下あらためて整理し、*Rep.* のジェンダー平等思想を支える論理的必然性の特徴を描出することから議論を始めたい。

上記ソクラテスの宣言に至る一連の哲学的問答法は「人はそれぞれのもって生まれた自然本来の素質に応じて、一人が一つずつ自分の仕事を行わなければならない

<sup>3</sup> 本節に関する議論は、2018年6月2日名古屋大学において開催された日本西洋古典学会第69回大会シンポジウム「古代ギリシア・ローマ世界における gender equality」における以下の筆者の発表、和泉ちえ「プラトン『国家』第5巻のジェンダー平等思想」の一部に基づく。

ない、とういことに同意した (*ὁμολογεῖτε δὲν κατὰ φύσιν ἕκαστον ἕνα ἐν τὸ αὐτοῦ πράττειν*)」(V.453b4-5) ことを直近の端緒とする。この合意事項は既に *Rep.* 第 2 巻において試みられた国家生成過程を巡る思考実験の中で、「より麗しく、より容易な実践」のあり方として確認されていた (II.369e1-370b12)。

この合意事項を構成する「仕事に関する自然本来の素質 (フュシス) の異同とは何か?」という問題を巡り論理的検討が積み重ねられ、「女は子供を産み男は産ませる」という身体的差異は「禿げと長髪」の差異に等しいという類比による推論を経て (V.454c-d), 「もし女は子供を産み男は産ませるといふ、ただそのことだけが両性の相違点であるように見えるのならば、それだけではいっこうにまだ、われわれが問題としている点に関して女が男と異なっているということは、証明されたことにはならないと主張すべきだろう (*ἐάν δ' αὐτῶ τοῦτ' αὖ φαινήται διαφέρειν, τῷ τὸ μὲν θήλυ τίττειν, τὸ δὲ ἄρρεν ὀχεύειν, οὐδέν τί πω φήσομεν μᾶλλον ἀποδεεῖσθαι ὡς πρὸς ὃ ἡμεῖς λέγομεν διαφέρει γυνή ἀνδρός*)」(V.454d7-e2) という新次元が拓かれる。性差は単なる表層的現われにすぎず、人間存在の不可視の本質を規定するものではない、という「現われと本質」に関するプラトン哲学の根源的視座が、*Rep.* のジェンダー平等論の根底にも確かに横たわる。

続いて帰納的推論に基づく事実確認が行われ、「いろいろな仕事に関して、女が男よりも優れているという例は数多くある」(V.455d3-4) こと、そして「女においても、生まれつき医者に向いている者、音楽に向いている者、体育に向いている者、戦争に向いているもの、知ることを求める者、気概のある者、国の守護の任に向いている者が存在する」(V.455e5-456a7) ことが明白な根拠事実として承認された。

ところで、プラトンが列挙する男女共同参画に関する具体的事例は一体何に由来するのだろうか? むろん *Rep.* 第 10 巻の「海神グラウコス」の比喩が示すように (X.611c-612a), 表層的現われに付着している夾雑物 (例えばジェンダー的諸要素) を削ぎ落とし、その本質 (人間のフュシス) を見抜く哲学者ならではの洞察力に由来する、と言えはそれに尽きるが<sup>4</sup>, おそらくはプラトン周囲の女たち

<sup>4</sup> 同様の洞察力は *Rep.* IX.577a において「人間について判定する資格を持つ人とは、ただ、思惟によって人間の品性の内にまで入り込んで見向く能力のある人、けっして子供のようにただ外から眺めて、華麗な見せかけによって目をくらまされることなく、じゅ

の行状、あるいは伝え聞くスパルタの女性主導社会やヘロドトスが報告する各地の女傑伝、そして神話伝承世界が描出するオリュンポス 12 神の男女共同参画実現社会等々、ジェンダー平等思想の痕跡を示唆する地層堆積が古代地中海世界において少なからず観察されることも文献学的事実である<sup>5</sup>。

人間の自然的本性は雌雄の差を反映しないという帰結に立脚し、知育徳育体育すべての教育プログラムと各種役割分担に関して、*Rep.*はジェンダー平等推進を力強く提唱した。「国家の守護者」に関して、*Rep.*は当然、哲人女王の存在を前提とする(V.456b-457b)。このような徹底したジェンダー平等推進の基盤には、性差に束縛されずに各人の自然的素質を開花させ、他者を支配することなく「男女ともにできるだけすぐれた一人の人間になりきること」こそが「ポリス共同体にとって最善のあり方」であるという「正義の原理(ἀρχή τῆς δικαιοσύνης)」が存在した(V.443c4-444a9)。

ロゴスによって精緻に構築された *Rep.*のジェンダー平等思想は、このように「正義の原理」によって統括されており、しかもその「正義」とは、地上の慣習や多数者の通念に左右されることなく、宇宙万有の有機的構造的安定性に対する

---

うぶんに見抜くような人だけである」、と詳述される。

<sup>5</sup> ヘロドトス『歴史』に登場する女性の活躍として、例えばエジプトの女性の風習(2.35)、サラミスの海戦で活躍したハルカリナッソスの女王アルテミシア(8.68ff)、アマゾネスとサウロマタイ人の結婚の条件(4.110-6)、アイギナ戦帰還兵士を着物の留め針で刺し殺したアテナイの未亡人たち(5.82-87)等々。またプラトン諸対話篇においては、数多くの女性たちを相手に哲学的問答法を行ったと伝えられるソクラテスが特に敬意を払う「この上なき知者」ディオティマ(*Sym.*201d-212b)、「弁論術の優れた教師」としてペリクレスに影響を与えたアスパシア(*Menex.*235e-249d)、黒海のほとりのジェンダー平等社会で活躍する「サウロマタイの女性たち」(*Leg.*VII.804e-805b)、「巧みに弓を引き飛び道具を扱う」女性部族アマゾネス(*Leg.*VII.806a)。「フィロソフォス」の肩書きを持つ女神アテネ(*Tim.*24c-d)、9人のムーサ女神の中でも特に主導的な役目を果たす「天文学に精通する」ウラニアと「神々と人間の物語を司る」カリオペ(*Phaedrs.*259d)等々、彼女たちは一般通念上男性が担うと思われる領域において、性差に左右されない本来のフュシスを開花させた面々であった。またアリストテレスやプルタルコスが詳述する「男たちを支配するスパルタの女たち」(Plutarch, *Lycurgus* 14; *Apophtegmata Laconica*, *Arist.Pol.* II.1296b20-32)、クラティノス『ピュタゴラス学派の女たち(*Πυθαγορικῶναι*)』が再現する女性知識人の実態、悲劇作品を彩る女性たちが披瀝する高度な論争術、ホメロスが鮮やかに描写するオリュンポス 12 神(男女比 1:1)の合議制に基づく男女共同参画実践生活(*Hom.*//8.1-6)、またヘシオドスから抽出される母権社会の痕跡に関しては、藤縄謙三、「母権的宗教と父権的体制—ギリシア文化の基礎的構造—」、『西洋古典学研究』第17巻、1969年、45-55頁。

数学的、自然学的洞察に由来する。その意味において、「等しくすること (*ισάζειν*)」を促す原動力は、ノモスではなくフュシスそしてコスモスのあり方それ自体を起点に据えるといえるだろう。

「平等」という一種の力学的均衡状態が如何に「正義」の原理と連動するのか、その見取り図をコスモロジーを視野に入れながら、以下描出したいと思う。

### 3. 規範原理の源泉としてのコスモロジーの系譜

プラトン諸対話篇に登場する各種のコスモロジーは、いずれも倫理規範の源泉として、ある意味においてレトリカルな観点から、有効に機能していたことが伺える。例えば『ポリティコス』に登場するコスモロジー (*Stat.268d-274e*) は、「政治家の肖像を厳密に描出する」(*Stat.268c6-8*) ための前提となる世界像を描出し、また『法律』第 10 巻でアテナイからの客人が紹介するコスモロジー (*Laws X 887c-905d*) は、「法律全体のための最も立派で最も善い序文」(*Laws X 887b8-c2*) として提示された。さらに『法律』後篇の『エピノミス』が詳述するコスモロジーも上記路線を踏襲しており、それは国家統治を司る「夜明け前の会議」の構成員全員が習得すべき総合知の根幹を占めていた (*Epin. 992d3-e1*)。そして『国家』第 10 巻の掉尾を飾るエルの物語に現れるコスモロジーも、国制のあり方を支える正義への希求を正当化する役割を担う (*Rep. X 621c4-5*)<sup>6</sup>。

このようにプラトン哲学の枠組みにおいて、天界の構造 (コスモス) は地上世界の規範 (ノモス) の源泉として重要な役割を果たしていたことが伺える。ポリス (都市共同体) の秩序を司るノモス (立法・慣習) の起源 (アルケー) は、宇宙万有の秩序構造 (コスモス) であり、善・美・正義などの諸概念の根源 (アルケー) は、頭上に拡がる天空へと真っ直ぐに伸びていた。

このようなプラトンの構図の中心には、宇宙万有の生成過程を詳述する『ティマイオス』(*Tim.*と略記) が鎮座する。この作品は、プラトン『国家』においてソクラテスが展開した正義を巡る哲学的問答法 (ディアレクティケー) の諸帰結 (含

<sup>6</sup> 和泉ちえ「プラトン『ティマイオス』執筆動機を巡って」、『ギリシア哲学セミナー論集』12号、2015年、47-60頁。

む・ジェンダー平等思想)に対する一種の「返歌」(Tim.20c)として、南イタリア・ロクリスの天文学者であると同時に政治家として人望の厚いティマイオスが、宇宙の身体から人間の身体に至るまで、全世界を構成する物的あるいは非物的実在の生成過程を「数と幾何学図形」を用いて解説するコスモゴニアであった。その新しい宇宙創成論は、前5-4世紀のギリシア世界において、天界と地上の協同関係を新たに切り結ぶ地平を開拓したと推察される。

その空間において人間は、天界から栄養を摂取する「地上の、ではなく、天上の植物 (*ὡς ὄντας φυτὸν οὐκ ἔγγειον ἀλλὰ οὐράνιον*)」(Tim. 90a6)として位置づけられ、天と地の協同関係は、以下の基本命題へと収斂する。

ティマイオス「観察する側のもの(地上的存在)を、観察される側のもの(天上的存在)に似せて、前者(地上)を、その最初の本然の姿(天界)にかえさなければならない。  
(τῷ κατανοημένῳ τὸ κατανοοῦν ἑξομοιωῶσαι κατὰ τὴν ἀρχαίαν φύσιν)」(Tim.90d4-5).  
(尚括弧内の文言は本稿による補完である.)

天文学と政治学双方の領域に精通するというティマイオス自身の存在が体现する如く、天界のコスモス(秩序)を地上へ移転すること(メタフェレイン)を通して構築されるノモスに基づき、善き政と生を実現するという方法論が、古代ギリシア世界には確かに存在した。

ジェンダー平等思想の基底にも、この宇宙論的視座が揺曳すると推察される。その一断面として、ピュタゴラス学派に由来すると解釈される以下の一節に着目したい。

ソクラテス「しかし、賢者たちはこう言っているのだよ、カリクレス、天も地も、神々も人々も、これらを一つに結びつけているのは、共同であり。また友愛や秩序正しさであり、節制や正義であると。だから、そういう理由で彼らは、この宇宙の総体を「コスモス(秩序)」と呼んでいるわけだ。わかったかね、君、無秩序とも放埒とも行っていないのだよ。ところが君は、賢い人だというのに、そういったことにはどうも注意を払っていないように思われる。否、君は、幾何学的平等が、神々の間でも、人間たちの間でも、大いなる力をもっていることに気がついていないのだ。それどころか君は、なに



がなんでも人より余計に持つことに努めなければならないと考えている。これもつまりは君が、幾何学の勉強をおろそかにしているからなのだ。(φασί δ' οἱ σοφοί, ὦ Καλλίκλεις, καὶ οὐρανὸν καὶ γῆν καὶ θεοὺς καὶ ἀνθρώπους τὴν κοινωνίαν συνέχειν καὶ φιλίαν καὶ κοσμιότητα καὶ σωφροσύνην καὶ δικαιοσύνην, καὶ τὸ ὅλον τοῦτο διὰ ταῦτα κόσμον καλοῦσιν, ὦ ἑταῖρε, οὐκ ἀκοσμίαν οὐδὲ ἀκολασίαν. σὺ δέ μοι δοκεῖς οὐ προσέχειν τὸν νοῦν τούτοις, καὶ ταῦτα σοφὸς ὢν, ἀλλὰ λέληθέν σε ὅτι ἡ ἰσότης ἢ γεωμετρικὴ καὶ ἐν θεοῖς καὶ ἐν ἀνθρώποις μέγα δύναται, σὺ δὲ πλεονεξίαν οἶε δεινὴν ἀσκεῖν: γεωμετρίας γὰρ ἀμελεῖς)」(プラトン『ゴルギアス』507e6-507a8)

上記一節は、「他者よりも少しでも多く獲得すること (πλεονεξία)」を是とするカリクレスに対するソクラテスの最後通牒であり、その要点は以下の3点に集約されるだろう。

1) 天と地、神々と人間は連続的に結合していること。2) その結合に関与する諸要素は、規範原理(正義, 節制, 秩序, 友愛, 共同)であること。3) さらに加えて、その結合状態の本質的構造は、「幾何学的平等」という不可視の力学的均衡状態に帰着すること。すなわち、正義をはじめとする各種の規範原理の存立基盤は、全宇宙規模で成立する「幾何学的平等」という数理的、力学的構造的安定性に求められると解釈される。「等しくすること」を促す力の源泉は、このようなピュタゴラス学派の数学的宇宙像に深く根を下ろすといえるだろう。

その意味においても、地上における倫理的実践と数学的知識は相互に密接に関連するものであった。ピュタゴラス学派の重鎮アルキュタスの、以下の断片を振り返ろう。

「ロギスモス(数理的推論)が見つければ、争いは止み協和が増すであろう。なぜなら、それが生じている場合には、取り過ぎは存在せず、平等が存在するからである。なぜなら、それ(ロギスモス)によって私たちは取引において納得のゆく交換をしあうからである。したがって、貧しい者たちが力のある者たちから受け取り、裕福な者たちが困っている者たちに与え、このようにして両者が対等のものを持つことになると確信するのは、これによってである。(στάσις μὲν ἔπαυσεν, ὁμόνοιαν δὲ αὐξήσεν λογισμὸς εὐρεθεῖς. πλεονεξία τε γὰρ οὐκ ἔστι τούτου γενομένου καὶ ἰσότης ἔστιν· τούτωι γὰρ περὶ τῶν συναλλαγμάτων

διαλλασόμεθα. διὰ τοῦτον οὖν οἱ πένητες λαμβάνοντι παρὰ τῶν δυναμίων, οἷ τε πλούσιοι διδόντι τοῖς δεομένοις, πιστευόντες ἀμφοτέροι διὰ τούτω τὸ ἴσον ἕξεν.)」(アルキユタス DKB3, イアンブリコス『共通の数学的知識について』11 p.44, 10Fest.)

上記アルキユタスの断片を引用するイアンブリコスの証言によれば、この一節はアルキユタスの書物『数学的諸学科について』に由来するという<sup>7</sup>。争い(στάσις)から協和(ὁμόνοια)へ、余剰偏在(πλεονεξία)から平等(ἰσότης)への転換を可能にする駆動力は、一人の政治家の采配や立法による強制力によるものではなく、数学的諸学科の学習を通して得られるロギスモス(λογισμός: 数理的, 論理的推論)の技法に求められる。

政治的, 倫理的実践に必要な知識は, ピュタゴラス学派によれば数学的諸学科が供給する。ピュタゴラス学派の学問論によれば, 「学ばれるべき諸学問(マテーマタ)」は5つあり, それらはすなわち数論, 平面幾何学, 立体幾何学(球面幾何学), 天文学, 音階論であった<sup>8</sup>。数と図形およびそれらの運動に関する諸命題を学び, 天界と地上をひとつに結ぶ数理法則の探求を通して, 地上世界の争いと余剰偏在は, それぞれ協和と平等へと転化するのである。

上記アルキユタスの断片に現われる「平等 ἰσότης」概念は, 前6世紀以降のギリシア古典文献に登場する「イソノミア ἰσονομία」の思潮を踏襲すると指摘される<sup>9</sup>。イオニアからアテネを経て南イタリアに至る「平等」概念の系譜をさらに俯瞰して眺める時, イソノミアという部族主義的均衡状態の上に誕生した古代ギリシア世界の民主主義が<sup>10</sup>, ピュタゴラス学派の数学的宇宙像が描出する数理的平等原理によって, 地上世界の地縁血縁のしがらみを脱却し, 神々と人間双方を包摂する宇宙万有のコスモスへと飛翔した軌跡が鮮やかに浮かび上がる。そしてこ

<sup>7</sup> アルキユタス DK47B3 冒頭部分。

<sup>8</sup> アルキユタス DK47B1。

<sup>9</sup> C.Huffman, *Archytas of Tarentum*, CUP, 2005, pp. 211-213.

<sup>10</sup> プラトン『メネクセノス』(238-239a)の葬送演説に登場する「イソノミア」と「イソノミア」の関係を巡る論考として, 森一郎, 「ソクラテス以前のポリス—プラトンとペリクレス—」, 『ギリシア哲学セミナー論集』5号, 2008年, 17-33頁参照。『メネクセノス』の葬送演説は, ペリクレスの部族主義的イソノミア論に対するプラトンのカリカチュアとして解釈されるべきではないかという見通しを本稿はもっているが, その議論は折をあらためて展開したい。

の天空の眺望の彼方には、コスモポリテース（世界市民）の姿形が臆気ながらも確認されるといえるだろう。

古代の諸証言によれば、ピュタゴラスは、ポリュクラテスによる僭主政にあえぐ故郷サモス島を離れ南イタリアのクロトンに赴き、性別、年齢、社会的身分、民族に左右されない教育活動に従事したという（ポルピュリオス『ピュタゴラス伝』9,18-19）。この姿勢を継承するピュタゴラス学派は、特に女性教育にも力を入れており、イアンブリコス『ピュタゴラス伝』の掉尾を飾るピュタゴラス学派主要メンバー総勢 235 名のリストの中には 17 名の女性の名が含まれていた（イアンブリコス『ピュタゴラス伝』265-267）。

ピュタゴラス学派が重視した数学的諸学科の方法論は、権威や習慣や多数者の通念に依拠する弁論術的説得の技法とは異なり、論理的必然性によって導かれる推論過程の普遍的妥当性に支えられるものであった。そしてその地平では、性別、年齢、社会的身分、民族という地上世界の属性は消え去り、事物の本質は、天上的属性でもあるフュシス（自然本性）とデュナミス（内在的力）という観点で立ち現れる。ジェンダー平等思想を支えるギリシア的岩盤の中央部には、雌雄の地上的諸属性を消し去る数学的宇宙論が存在した。

#### 4. アリストテレスの「自然の階層構造」と平等原理のゆくえ

しかし上記概観したピュタゴラス学派・プラトンの数学的宇宙像を、アリストテレスは継承することはなかった。アリストテレスは抽象的な数学的思考には生来不向きであり、彼の興味関心は専ら地上世界の具体的事象の観察に向けられていた。このようなアリストテレスの知的特性を明瞭に物語の一節として、彼の『動物部分論』の以下の箇所をあらためて概観しよう。

「自然によって存在する実体には、永遠にわたって生成消滅しないものと、生成消滅にあずかるものがある。前者（天体）は崇高かつ神聖であるが、われわれはどうしてもこれらを完全に考察することはできない。なぜならこれらを調べる手がかりになるものや、われわれが知りたいと望んでいるもので、感覚によって知りうるものは極めて僅かであ

るからである。これに対して動物や植物のように生成消滅するものに関しては、われわれ自身がこれらの中で生活しているために、これらを理解する手がかりになるものは多い。すなわちそれ相応の労をとることを厭いさえしなければ何びともこの種のもののそれぞれについては、実に多くのことを学びうるであろう。」（アリストテレス『動物部分論』644b21-30）

上記アリストテレスの率直な言説からも伺えるように、彼は天界の事象の探求に必要な数学的演繹法よりも身近な動植物の観察に基づく帰納法的推論を好んでおり、この個人的性向を多分に反映する世界観を展開した。すなわちアリストテレスの世界観の土台は、生物界に関する観察記録の膨大な集積による帰納法的推論によって構築されたとと言えるだろう。

その端緒は、生殖のあり方を尺度とする「高等・下等動物」の区分であり<sup>11</sup>、この座標軸の上にピラミッド型を呈する「自然の階層秩序」が描出された。地上世界において、この階層構造の頂点に位置するのは「最も完全な発育体」としての「人間の雄」であり、雄の生殖能力は「子を産むもの」として規定され、それは神話伝承に登場するウラノス（天空）やヘリオス（太陽）と同類の父なる神的存在として位置付けられた<sup>12</sup>。一方雌は、子を体内に宿す質料として規定され、神話伝承に登場する母なる大地と本性上同類とみなされながらも、雄より劣る「悪しき存在」あるいは「不完全発育体」にすぎないと強調される<sup>13</sup>。前節で確認したピュタゴラス学派・プラトンの宇宙像、すなわち「天と地も、神々も人間も、幾何学的平等原理によって一つに連続的に結合している」という宇宙万有のイソノミアの秩序構造は、このようなアリストテレスの世界観の対極に位置するといえるだろう。

政体に関するアリストテレスの考察もまた、自然の階層構造を前提に据えながら、上記言及した動植物の観察記録の手法に則り、古代地中世界各地の統治形態実地検分の集積を踏まえるものであった。その帰納的推論を通してアリストテレスは、主人が奴隷を、そして男が女を支配する日常こそが善き政体の原点である

<sup>11</sup> アリストテレス『動物部分論』第2巻1章。

<sup>12</sup> アリストテレス『動物発生論』716a14-17, 732a4-5, 775a15。

<sup>13</sup> 同上。

ことを折に触れては強調し<sup>14</sup>、最良の統治形態は王制であると主張した<sup>15</sup>。政体に関する数多の観察記録を分析したアリストテレスが辿り着いた地平が、「一人の元首による統治と階層的主従関係」を是とする古来のホメロスの世界観であったことは<sup>16</sup>、彼の故郷マケドニア地方の伝統的王制への忠誠心の表われであろうか。

さらにアリストテレスは、この種の地上の階層構造を、天界と地上世界の関係へと敷衍する。すなわち天界とは、地上世界を支配する元首、統治者として位置付けられ、天空の領域に君臨する「不動の動者」を月下の地上世界が「欲求と思惟と愛の対象とすることによって」はじめて、自然万有の運動と生成消滅の生命活動が可能になるのであった<sup>17</sup>。支配・被支配関係を基本構造とするアリストテレスの世界観は、一人の統治者（アルケー）に対する究極的な服従と忖度を要請する。

このようなアリストテレス的世界観においては、それゆえ必然的に、天空からの眺望を起点に据えたピュタゴラス学派・プラトンの平等原理に対して大幅な修正が加えられる。すなわち性別、年齢、身分、民族等の地上的属性を捨象した次元に出現する「フュシス（自然的素質）」と「デュナミス（内在的可能性）」という天上的属性を尺度に据えるピュタゴラス学派・プラトンの平等原理は、アリストテレスにおいては各人の富、生まれ、徳目、知力等の地上的諸属性を総合的に勘案した「国家維持に貢献する価値」を尺度とする「応分的平等原理（τὸ κατ' ἀξίον ἴσον）」へと転換したのであった<sup>18</sup>。

このパラダイム転換を通してアリストテレスは、『ニコマコス倫理学』第5巻が収録する「幾何学的平等」と「算術的平等」を巡るピュタゴラス学派・プラトンの諸命題の実質的意味内容を修正したともいえるだろう。すなわちアリストテレスは、平等原理の枠組みを「プラトンのコスモス」から「地上世界の階層構造」へと移行することによって、「正義とは適法と平等であり、不正とは違法と不平等である」（『ニコマコス倫理学』5.1129a40）という天界の力学的均衡状態（イソ

<sup>14</sup> アリストテレス『政治学』1250b2-3, 1259b1ff., 1260a10ff., 1260a30, 1269b15ff.

<sup>15</sup> 同上, 1279a22ff.

<sup>16</sup> アリストテレス『形而上学』第12巻10章1076a1-4.

<sup>17</sup> アリストテレス『形而上学』第12巻7章1072a26-1072b3.

<sup>18</sup> アリストテレス『政治学』1280a22ff., 1301a25ff., 1307a26ff.

ノミア)に基づく命題の解釈を実質的に変更したのである。実際アリストテレスは、彼の膨大な著作の中で「イソノミア」という概念に一度も触れることはなかった<sup>19</sup>。

このようなアリストテレス的世界観のエートスは、その後ローマ・カトリック教会の男性中心中央集権ヒエラルキーとの邂逅を経てヨーロッパ世界に定着し、やがて12世紀に誕生した学位授与機構としての大学制度の継承と共に、異教徒および異性を排除する階層社会の権力構造を爾後800年余に渡り維持するに至る。その断面は、例えば13世紀トマス・アクィナスの諸著作からも顕著に看取される<sup>20</sup>。あるいはむしろ直近の具体例としては、英国ケンブリッジにおいて大学が女性に門戸を開放したのは19世紀後半のことであり、正規の学位が女性に授与されたのは第二次大戦後の1948年であったという事実関係関連資料等々からも、かくも長きに渡る制度的閉塞状態の実態が浮かび上がる<sup>21</sup>。

アリストテレス主義とローマ・カトリック教会の結合構造を必ずしも共有しない本邦においても、儒教的エートスと中央集権的な階層構造の結合の根は深く、その複雑な構造を解きほぐす試みは1999年の男女共同参画基本法の施行と共に、今ようやくスタートラインについたばかりといえるだろう。

## 5. ジェンダー平等理念は、如何に実現されるのか?

アリストテレスは『形而上学』第10巻において「何故に女と男は、その種(エイドス)において異なる存在ではないのか?」という問いに対して、「雌雄は動物に固有の属性ではあるが、その実体に関するのではなく、むしろその質料すなわち身体に関するものである」と回答する(1058a29ff, 1058b21-23)。この見解

<sup>19</sup> TLGによる語彙検索結果を踏まえる。

<sup>20</sup> この問題に関する見取り図として、例えばH. キュンク著、矢内義顕訳、『キリスト教は女性をどう見てきたかー原始キリスト教会から現代まで』、教文館、2016年；J. ワインガー著、伊従直子訳、『女性はずいぶん司祭になれないのかーカトリック教会における女性の人権』、明石書店、2001年、等々。

<sup>21</sup> G. Sutherland, "Emily Davies, the Sidgwick and the education of women in Cambridge," in: R. Mason, *Cambridge Minds*, Cambridge, 1994, pp. 32-47; E. Leedham-Green, *A Concise History of the University of Cambridge*, Cambridge 1996, pp. 192-3.

は、本稿 2 節で言及した「男女の身体的差異は禿げと長髪之差に等しい」というプラトン『国家』の言明とも一致する。「同一のエイドス（種）」を決定する要因は「同一の機能をもつプシュケー（魂）」であるがゆえ、人間の雌雄は、たとえ表層的に身体的特徴が異なるにせよ「魂の機能は同一である」という命題を<sup>22</sup>、プラトンおよびアリストテレスは共有した。

しかし、魂の機能およびエイドス（種）としての同一性は、日々の生活における人間対人間の「等しさ」を保障するものではない。人間対人間の「等しさ」を紡ぎ出すために、どのような実践が求められるのだろうか。

その第一歩は、言葉の交換の「等しさ」に求められると本稿は考える。すなわち沈黙せずに、言葉を等しく交換すること。この「等しさの交換」こそが、「貨幣と物の等しい交換」と同様に、人間相互の等しく公平な協同関係を産み出すと推察される。

紀元前 5 世紀に既に民主主義が成熟したアテネを中心とする古代ギリシア世界においては、ホメロス以来の様々な古典作品からも看取されるように、性別や年齢や身分の差にとらわれずに「言葉を等しく交換する」習慣が日常生活に根付いていた<sup>23</sup>。例えばソフォクレス『オイディプス王』に登場する予言者テイレシアスの以下の言葉に耳を傾けよう。

テイレシアス「たとえあなたが王であっても、少なくとも等しく反論すること（権利）は平等でなければならない。その権限を私は所有している。なぜなら私は、あなたの奴隷として生きているのではないからだ。私の主は、ロクシアス(太陽神アポロン)なのだ。

(*εἰ καὶ τυραννεῖς, ἔξισωτέον τὸ γούν ἴσ' ἀντιλέγει: τοῦδε γὰρ κἀγὼ κρατῶ. οὐ γὰρ τι σοὶ ζῶ δοῦλος, ἀλλὰ Λοξία*) (ソフォクレス『オイディプス王』 408-410)

人間相互の関係性において不可抗力的にまわりつく主従関係の力学をその都度払拭するためには、言葉を等しく交換する力が必要であり、反論の権利の等し

<sup>22</sup> アリストテレス『動物発生論』741a7ff, 『靈魂論』413b33-414a2, プラトン『メノン』73c1-2, 73c6, 『国家』428a1-444a6.

<sup>23</sup> 「オリエンタ的なデスポティズム(専制君主政)の世界とは、はなはだしく違う」という古代ギリシア世界の日常的言語行使のあり方を考察する手がかりとして、伊藤貞夫、『古代ギリシアの歴史』、講談社学術文庫、2004年、108-122頁。

さを主張することが、上記引用したテイレシアスの言葉からも伺えるように、後の「人権」概念の端緒となったのではないかと推察される<sup>24</sup>。

そのために必要な教育プログラムとして、古来西欧世界に広く浸透している「自由な人間になるための七つの教養科目（Septem Artes Liberales）」にあらためて着目したい。すなわち数学的四科（天文学、幾何学、数論、音階学）と言語的三科（文法学、弁論術、論理学を含む弁証術）によって構成される自由七科は<sup>25</sup>、ヨーロッパ世界の教育的伝統において男女を問わず教授され<sup>26</sup>、論理的思考法、批判的精神の行使、真偽の吟味、他者への説得等々を支える技法として、他者に従属せず他者を支配しない「自由な人間」の育成に貢献した。

一方日本の高等教育は、リベラルアーツの中でも特に重要な役割を担う論理学、弁証術、弁論術の展開に関して消極的であるように思われる。実際これらの言語的諸学科は儒教文化圏に対して必ずしも親和性を持つものではないが<sup>27</sup>、人文社会科学と自然科学双方に共通する基礎的方法論を提供する意味において重要な役割を担うといえよう。その学問方法論の教授に関しては、自由七科を統括する「フィロソフィア」が責任を負わなければならない<sup>28</sup>。

沈黙するのではなく言葉を等しく交換すること<sup>29</sup>、そのための技法を正しく習得すること。その日常的営みの積み重ねを通して、ジェンダー平等社会が実現す

<sup>24</sup> 古代ギリシア世界における人権概念については、G. ロイド著、『古代の世界，現代の省察』，岩波書店，2009年，227-245頁参照。抵抗権としての人権論として、遠藤比呂道著、『不平等の謎』，法律文化社，2010年が興味深い。

<sup>25</sup> 特に言語的三科に関する優れた論考として、廣川洋一、「自由三学科の成立」、『新岩波講座哲学14』，1985年，320-347頁。また同氏、『プラトンの学園アカデメイア』，講談社学術文庫，1999年，および同氏、『イソクラテスの修辭学校』，講談社学術文庫，2005年。

<sup>26</sup> 特に女子修道院における自由七科の展開に関しては、F. Griffiths, *The Garden of Delight, Reform and Renaissance for Women in the Twelfth Century*, Philadelphia, 2007.

<sup>27</sup> 特に弁証術の教科書ともいえるアリストテレス『トピカ』は、中国においては意図的に翻訳されていない。Chiye Izumi, "Has Aristotle's *Topica* been transmitted into China?", 『第五回日中哲学フォーラム予稿集』，2017年，571-574頁。

<sup>28</sup> 12世紀初頭のアルザス地方の女子修道院長ヘラートによる『歓びの庭園 (*Hortus Deliciarum*)』に収録された自由七科絵図の中心には、過去・現在・未来を見据える女神フィロソフィアが鎮座し、七人の乙女の姿で描かれた各科目を統括している様子が描かれている。フィロソフィアの台座の下には、ソクラテスとプラトンが仲睦まじく机を並べる。そこにはアリストテレスの姿はない。注26の文献参照。

<sup>29</sup> 女子教育における言語行使能力の涵養の重要性に関して、M. Beard, *Women and Power*, London, 2017.



る日が約束されるといえるだろう.

(千葉大学)

# ポストモダニズムにおける客観性と平等

—S・ハーディングの知識社会学から—

鈴木 伸国

社会集団についての多様な差異が分散する現代的な状況において、平等はもはや承認のための原理とはなっても、権利配分のための有効な原理的概念とはなりえず、その実現に理論的に正当な理由づけはなされえず、ただ社会内部で政治的な訴求が期待されるのみであるようにも見える。社会的差異をとりこむことによってアイデンティティ・ポリティックスに移行していったフェミニズム論に対し、ここでは——領域的には限定されるものの——アカデミズムにおける知の客観性批判によって、ただ価値をめぐる政治的討議においてではなく、科学性の構造のうちにフェミニズムの位置をさだめたS・ハーディングの理論をとりあげ、氏の観点から現代的状況における平等概念の代替的構造の模索を試みたい。そこでは科学者共同体の価値等質的な構造における「部外者」の存在が、知の客観性そのものを社会知識学的に補強し、またこの存在のもたらす差異性によってこそ、相対的にはあれ平等が模索的に発掘されてゆく知識学的営為が指摘される。

## 1. 均衡的正義の不全化以後の状況

日本のアカデミズムにおけるフェミニズムの位置には或る不均衡が指摘される。主として自然科学系の学協会を母体とする男女共同参画学協会連絡会はすでに2002年に設立されていたが、人文社会科学系学のそれに相当する団体の設立は2017年であり、またその規模についても大きな乖離がある。後者団体の設立経過の中でその不均衡の理由として、自然科学における研究力強化という政治的方向づけのほか、とくに人文社会的領域を研究対象とする学協会における、

フェミニズムに対する顕著な距離感が指摘された。フェミニズムという社会運動を研究対象として受け入れることには積極的であった学協会において、そこに実践的関与に関与することには自然科学系の学協会よりも消極的であるというコントラストが見られた。

そこに女性を知的営為から遠ざけようとする、おそくとも古代ギリシャには見られた女性忌避の伝統を指摘することもできる。あるいはそれを、社会構造およびそれにかかわる概念を研究対象の一つとする人文社会科学において、そこに価値が認知されるがゆえにこそ、その研究方法にかんしては価値中立的であろうとするアカデミズムに価値的変更を負わせることへの慎重さの一表出と見ることもできる。ただし価値へのコミットを保留する理由として前者が公言されえないがゆえに、後者が理由として挙げられることもあろう。学協会における男女比の極端な不均衡という状況を前提とした、種々のアフターマティブ・アクションの導入について——それが政治的選択として実施可能であることは承認されながらも——、個人の選択の自由の尊重という原則との、厳密に理論的必然性にもとづいた仲裁に困難があることもその過程で明らかとなっていた。この構造の全体は、社会歴史的に形成された価値が、そこに理論的反省が正面から介入することを拒否する構造そのものである。

フェミニズムの歴史内部において均衡的正義の不全はフレイザーが指摘したとおりである。二十世紀中葉、ボーボワールらの社会主義的フェミニズムにおいては、平等は男女間の権利の当時の隔絶的差異を前提として、その差異の廃棄による男女間の権利の同等化（“the same as them”）として取り扱われえた。しかし女性性が、男性性に対して質的に異なる固有な性質として主題化されるようになれば（たとえばギリガン）、平等はひとからげの同等概念では代弁されえなくなる。ある主体が女性として同定される社会的構造の破棄と、女性としての固有なアイデンティティの社会的認知形成とその承認という、フェミニズムに現われた二つの原理はそのままでは仲裁されえない。それゆえそれ以後展開したアイデンティティ・ポリティクスの思潮のなかで形をなした「差異のフェミニズム」において、配分的正義としての平等概念は社会的承認という主題に対して後景化してゆく。

またその差異の構造自体を一主題とするジェンダー論においては、性にかかわる男女あるいはそれ以外の個々の社会的属性に、年齢、社会階層、文化背景など

の他の社会的属性にかかわらず普遍的に適応可能な本質を指定しようとする試み（本質主義）は、そこに功利的意義が認められる場合をのぞいて<sup>1</sup>、もはや妥当性を認められていない。それゆえ個々の属性づけにおける同一性の指標づけは個々に固有なものであり、そこに同一性指標の区別にもとづく恣意的な差別の否定は主張しえても、個別の同一性指標の均衡を積極的に主張することはできない。

そのような状況に社会知識学は別の視点を与えてくれる。この学野は社会における個々のアイデンティティに顧慮することなく、それを要素として成立する社会構造と、そこからの産物である知識の連関をさぐる。その利点は、社会全体についてその目的を限定することはできないが、ある社会単位（たとえば学協会などの科学者共同体）が固有な目的をもつなら、そこにおける社会的構成をその目的に沿うかたちで批判することができるからである。科学者共同体における指導理念として知の客観性を切り出し、フェミニズムにおいてこの概念をもっとも先鋭化させたのがハーディング（Sandra Harding, 1935-）である<sup>2</sup>。

以下では「つよい客観性」が提案された *Whose Science? Whose Knowledge?* (1991) にそって、ハーディングの客観性概念をそこで想定されている社会知識学の観点から解明し(2.)、その視点のなかで想定されうる平等概念の可能性を明らかにしたい(3.)。

## 2. 「つよい客観性」

氏の議論の起点は科学的知識を提供し、それを管理する科学者たちからなる社会集団とそこにおける知の産出・権威づけの過程の分析であり、その分析のための主たる理論的前提は K・マルクスと T・クーンをもとに発展した「立脚点理論」（standpoint theory）におかれている<sup>3</sup>。そこでは客観性の根拠として科学者共同体

---

<sup>1</sup> Di Stefano (1988).

<sup>2</sup> Does objectivity in social science require value-neutrality? (in: *Soundings*: 60, 1977, pp. 351-66), Is Gender a Variable in Conceptions of Rationality? A Survey of Issues (in: *Dialectica* Vol. 36, No. 2/3, 1982, pp. 225-242) など以後、フェミニズム認識論者として著名。Cf. Hekman (1992).

<sup>3</sup> Cf. Smith (1987). なお以下は科学の客観性についての「六つの嘘」(“Six false beliefs,” p. 79ff.) 参照。

が主張する価値中立性の理念と、歴史社会的に構造化された価値によって成立している科学研究とのあいだの矛盾が浮かび上がる。

### (1) パラダイム内部での等質性というヴェール

科学の価値中立性という理念は、科学研究の成果が人類の福利とともに害悪をももたらすことが明らかとなっている現代において、それでも科学的研究を促進させつづけている一つの理由となっている。しかし社会知識学はその理念に根拠がないことを証明している。たしかに科学の営為の重要な一側面は——アリストテレス以来——その研究過程と成果から、文化や価値をふくむ偶然的要素を歴史社会的変数としてとりぞき、そのなかに漸近的にはあっても普遍的要素を析出させてゆくことにある。科学者の共同体内部の理解において、またその構成員の個々人の意図においては、科学の価値中立性はいまだ科学探究の指導理念でありつづけている。

しかしその共同体が社会に対して価値中立的であることはそこに含意されていない。少なくとも研究とその結果のうちに発見、特定されることで取り除かれるのは、その共同体内で、或る価値についての判断の調和に違和が成立することで、それが認知されることによる。それゆえ共同体内で等質的に共有される価値は認知されることなくそこに留まる。そして科学理論が妥当的に了解されるのは、理論的違和が訴えられず、個々のパラダイムが固定的に成立しているかぎりのことであり、その意味でパラダイムはそれを成立させている科学者共同体において、主題化されていない限りでの価値を非可視化する構造でもある。

科学研究において価値的視点を相対化するために有効とされる、理論の定量的な定式化にも価値は内属している。定性的観察にはより容易に観察者の価値観が投影されうる。しかし定性的認識を含まない定量的かつ形式的な理論の叙述がかりに可能であると想定したとしても、その純粹に定量的かつ形式的な理論は、いかなる主観においても——たとえ間接的にはあれ——、何らかの価値的な対象を参照しうる理解のなかに転写されているのでなければ意味をもって解釈されえない。加えてそもそも、その定量的・形式的な理論叙述によっていかなる現象が叙述対象としてフォーカスされ、主題化されるかは、ただ理論の定量的かつ形

式的な構造自体によって定められるものではない<sup>4</sup>。

それと類似的な構造は、科学的な探求が社会歴史的要因から自由であるとの理念にも指摘される。科学理論が新たに立てられる場合、その着想は科学者自身の抽象的な想像力の産物である部分があり、その成立を社会歴史的要因から因果的に説明しきことは不可能である。しかし一定規模の科学研究が継続して実践されるためには、その研究環境が社会的に容認され、また多くの場合、科学者共同体の外部から継続的な経済的下支えが与えられている必要がある。たとえ個々の科学的着想が社会歴史的な自由をもつとしても、科学者の共同体と科学の営為全体についてそれを認めることはできない。「科学と知識のどこにおいてもそれを成立させている社会連関が染みわたっている」<sup>5</sup> とのハーディングの言には科学者共同体にフォーカスを当てるクーン以上に、その共同体とその外部に横たわる社会歴史構造との関係を主題化するマルクスの視点が反映されている。

このような見地によるかぎり、科学研究には社会から遊離した特権は認めがたいはずであるが、実際には科学（とくにその代表としての物理学）は社会通念に対する規範性をもち、さらに哲学においてはしばしば学問自体の範型とされてきた経緯がある。科学は個々の領域に細部化され、研究者はその細分化された領域における専門家として、その領域内での学識的権威をみとめられる。問題はその権威が不適切なかたちでその領域外に滲出することにある。或る個別科学の権威の成立には過程がある。その専門性は、その固有な原理性が当該科学以外の個別科学に対して証明されることによってまず認められ、またそこから他の個別科学が取り扱う変数が除去されることで、その原理が理論的に純化されることによって高められてゆく。その部分において個別科学の専門家であること——個別的な科学原理への特化——は、知識一般についての学識者であることと相反的である。個別科学の権威は、まず他の個別科学から、またそれが開始され、またそれが適用されることが期待されているはずの生活の座から遊離するほどに逆説的に高められる構造をもつからである<sup>6</sup>。

これらの批判に対する科学者共同体内部からの弁明で主張されるのは、たとえ

---

<sup>4</sup> Cf. Harding (1991), p. 111f.

<sup>5</sup> Op. cit. p. ix

<sup>6</sup> Op. cit. p. 94, 140

ば積極的には知の産出が人類の利益のためであるとの功利であり、消極的にはその知的共同体を支えている社会構造およびそこで産出される知識の可能な社会的適応における利害についての無知 (innocence) であるが、そのどちらも——科学者個人においては弁明材料とはなりえても——、科学者共同体についての社会知識学的反省からすれば、前者は企業利益の呼び代えであり、後者は計画された無知以上のものではない。ハーディングは客観性概念そのものについては、その認識論的、科学史的な検証をプラグマチックな科学論にゆだねながらも<sup>7</sup>、学術的探究のいっそうの「科学化」が、その営為全体の客観性を逆説的に弱体化させる構造を重層的に指摘する。そうして消去法的に際立たせられるのが「感情をさしはさまず」、「偏りをいれず」、「個別性からはなれて」、「抽象的」であることよって、個別科学が主張してきた客観性概念の欺瞞である。

## (2) パラダイムにおける部外者

この、科学者共同体の社会知識学的な問題構造には、クーンの科学史的叙述を敷衍した部分が多い。この科学論においてフェミニズムとまず調和的であるのは、知の主観における感情、価値および個別性の除去に対応して、対象の側におかれる客観性の想定への批判である。氏はこの構造をフェミニズムにおけるセクシュアリティおよび社会的性差についての本質主義の構造と並行的に提示している。社会的性差およびそれが身体に投影されることで生じる部分でのセクシュアリティは、社会構造のなかに生じる価値的実在であり、その実質は社会歴史的条件に依存して限界のない多様性をもつはずであり、そこに普遍的本質やそれを同定する普遍的規準を想定することはできない。クーンの科学観において、客観性が想定されるとすれば、それはパラダイムが一つの様態に固定されることで成立する理論的等質性の構造内でのことである。それゆえそこでの理論の客観性は、そのパラダイムとそれに同意する科学者集団の外部に対しては、ただ相対的な妥当性をもつのみである。もしこの客観性の構造が理論的に補完されうるとすれば、その可能性は、パラダイムの示すこの自己隔離構造の内部と外部が何らかのかたちで接続されることのうちに探されることになる。そこにハーディングが導入す

<sup>7</sup> Op. cit. p.140. Cf. Bernstein (1983)

るのが「部外者」(strangers, outsiders) の存在である<sup>8</sup>。

この概念はヘーゲルの「主人—奴隷」の関係における奴隷の役割を負っている<sup>9</sup>。価値等質的共同体の構成員 (natives) は自身たち (主人) を知の主体として任じ、その外部の存在者 (奴隷) をその対象として概念化し、主体のうちに取り込み、それに応じて外在者は自身を知の客体として理解する<sup>10</sup>。しかし後者は同時に、その理解が主体側の知の反転 (inverse) として押しつけられているものであることをも理解しており、その意味で共同体内部における部外者の存在は、まずそこでの等質性によって一次元的構造のうちに閉じられた共同体の閉塞を、意味の凹凸構造によってその内部から破棄し、その外部へと接続する契機である。

この「部外者」という枠組みが、ハーディングの提示する「つよい客観性」内実であると思われる。氏はこの枠組みを介して、科学者共同体がそこから排除することで、知の構造体内部での構造的緊張を弛緩させ、無効化していた諸契機を、そこに再投入し、その緊張を復元しようとする。それは価値中立性の名のもとに目隠しされていた、知の生産者における感情、価値的な偏りの認知であり、個別具体性への積極的な関心である。あるいは書架や研究機材に囲まれた特殊な活動空間を主たる生活の座とし、(主として女性たちに負わされてきた) 身体的・物質的な人間的配慮に重き関心を向けさせない環境に住む者の視点からは消されていた人間経験への眼差しである<sup>11</sup>。

ただしそこで論点は部外者の視点がそこにもち込まれることではない。その場合、パラダイムが外部に接続されたとしても、外部は知の対象として取り込まれ、その等質性を高次化するのみである。必要なのは部外者が——科学者共同体の価値等質的な構造にとりこまれることなく——その共同体内に存在することである。

部外者は研究に、客観性の強化の中核をなす、[対象との] 近さと遠さの、また関心と無関心の結合を持ちこむ。また部外者の存在は [科学者共同体の] もともの住人

---

<sup>8</sup> Op. cit. p. 124

<sup>9</sup> Op. cit. p. 119

<sup>10</sup> Op. cit. p. 150

<sup>11</sup> Op. cit. p. 128. 「科学にとって、女性の日常活動にもとづく観点は、主流社会集団に属する男性の<統制的 ruling>活動からしか得られない観点よりも、よりふさわしい。」



に自身たちのあいだでは語らないことを語らせ、そうすることで部外者は、その文化に浸透されていた住人たちの、自分たちでは気づくことのできない信念や行動のパターンを見いだす。<sup>12</sup>

### 3. ハーディングにおける客観性と平等

以上の社会知識学的構造のなかで女性が置かれるのは——現状での多くのアカデミズムの構造体においては——「部外者」の立場であり、それはこれ以後ポスト・コロニアリズムの社会知識学に向かったハーディングの取り組みにおいて導入される、アングロ・サクソン、中流階級、ヘテロなセクシュアリティなどの、そこで主潮流以外の社会的属性を負う社会の構成員についても同じである。それはフェミニズム認識論を標榜する氏の結論として用語上は皮肉なことである。

ここで想定されているのは知を産出する研究者共同体である。そして氏は、「記述的で平明な方法」を想定する経験的客観主義を否定し、知の非本質性を主張するポストモダンな知識観を志向するものの、そこでパラダイムがどのような意味でも機能しない、知の相対主義を主張してはいない。ゆえに氏はパラダイムに、その内部と外部の構造的緊張を織りこませるにしても、全面的にその質的統一を廃棄させるわけにはゆかない。それは部外者が共同体の価値等質性にとりこまれてはならないことと表裏する。それゆえこの共同体の構造は、つねに価値等質性の壁を部外者にむけながら、しかしその構造によってつねに「よりつよい」客観性を追求するという目的連関のなかで機能する。

ただしこのモデルが固有な平等概念を提示しないわけではない。この構造を研究者共同体から解放して考えてみれば、現代、個人は複数の社会的アイデンティティを負い、その社会的位置は個々の社会状況において支配的地位から被支配的地位にまで移行しうる。そしてその社会力学的連関は、そのつどの支配的地位の側におかれた主体にとって相対的には不可知的でありうる。それが顕在化するのには、被支配的地位の側におかれた主体が、それに挑戦する場合である<sup>13</sup>。ハーデ

<sup>12</sup> Op. cit. p.124.

<sup>13</sup> Op. cit. p.127. 「知が産みだされるのは、彫刻家が大理石の素材に取り組みはじめてよ

ィングは意識化されないままに社会関係を構築するメイン・ストリームに組み込まれうる平等概念を提示しない。氏が提示するのは、互いに部外者でありうる他者が、その社会力学的連関の認知を求めて「自分をく怖るることなく>じっと見返すことを他者に許容し、また自身にも誰にも〔社会的属性について〕〈匿名のまま>じっと見入る権利を確保しているような観点」<sup>14</sup> のなかに確保される社会連関である。そこでは社会的アイデンティティは廃棄されることはなく個人の同一性認識を援助し、しかしまたその承認を求める闘争が前面に押し出されることもなく、他者同士が会おう社会連関のなかで、互いが負っている価値が双方向的に意識化される。

#### 4. 結論

ハーディングは社会知識学に足場をおくことで、ポストモダンな問題状況においてもフェミニズムが利用しうる理論的構造を確保している。そこにはもはや、ここに見た限りでは、同一性概念に基礎をおく形式での平等概念に居場所はない。しかしこの多様化された現代の価値世界にあつて、そのような平等概念は硬直的な仕方ではか理論化されえないとすれば、個々の主体に負わされた価値構造が個々の社会関係の緊張のなかに、しかし一方向的な権力構造の押しつけから解除された仕方では認知され、その補正が相互に要求されるという社会関係はそれなりに有効な代替物となっているように思われる。

#### 【参考文献】

- Bernstein, Richard, *Beyond Objectivism and Relativism: Science, Hermeneutics and Praxis*, Basil Blackwell, 1983  
Di Stefano, Christiane, "Dilemmas of the Feminism, Modernity, and Postmodernism," in: *Women & Politics*, Volume 8, 1988, Issue 3-4, 1-24  
Fraser, Nancy, *Justice Interruptus: Critical Reflections on the "Postsocialist" Condition*, Routledge,

---

うやく、その素材のなかにかくされていた本質を理解するように、ただこの作業のプロセスにおいてほかない。」

<sup>14</sup> Op. cit. p.150.

- 1997; 仲正昌樹監訳『中断された正義——「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察』, 御茶の水書房, 2003
- Gilligan, Carol, *In a different voice: psychological theory and women's development*, Harvard University Press, 1982; 岩男寿美子監訳, 『もうひとつの声——男女の道德観のちがいと女性のアイデンティティ』川島書店, 1986
- Harding, Sandra, *Whose Science? Whose Knowledge? Thinking from women's Lives*, Open University Press, 1991
- , Rethinking standpoint epistemology: What is “Strong Objectivity?” in: *The Centennial Review* Vol. 36, No. 3 (fall 1992), pp. 437-470
- , “Strong Objectivity?”: A Response to the new objective question, in: *Synthese*, Vol. 104, No. 3, Feminism and Science, Sep. 1995, pp. 331-349
- Hekman, Susan, *Gender and Knowledge: Elements of a Postmodern Feminism*, Northeastern University Press, 1992; 金井淑子, 加野彩子, 斉藤正美, 佐藤和代, 永井光代訳『ジェンダーと知——ポストモダン・フェミニズムの要素』大村書店, 1995
- Kuhn, Thomas, *The Structure of Scientific Revolutions*, University of Chicago Press, 1962
- Smith, Dorothy E., *The Everyday World As Problematic: A Feminist Sociology*, Northeastern University Press, 1987

(上智大学哲学科)

## 哲学的性理論—性差の哲学

フリーデリケ・クスター／エファ・ボッケンハイマー

〔大河内 泰樹 訳〕

### 解説

以下に訳出したのは、ドイツ・ヴッパータール大学のフリーデリケ・クスター教授とジエゲン大学のエファ・ボッケンハイマー氏が、2016年に同じくドイツの通信制大学ハーゲン大学での講義「性理論 Geschlechtertheorien」のために作成した教材（Studienbrief）の目次（Inhalt）と序論（Einführung）箇所である。

我が国の哲学界においても男女共同参画の観点から、これまでの男性中心の哲学研究を反省的・批判的に再検討しようとする動きが活発化しているが、この講義および教材が興味深いのは、哲学的内容として性・性差の問題を取り上げていることである。とくに、哲学史における性・性差をめぐる議論をこれだけ包括的に扱う教材は少なくとも我が国においては存在しなかったと言っていいだろう。その際この講義の採るアプローチは、哲学史の正典をなす、それ自身ほとんど男性哲学者たちによって執筆されてきた著作における性・性差の取り扱いを検討し、彼／彼女たちの哲学体系の中に性・性差の問題を位置づけるというものである。こうした方針に基づいて、古代中世から、近代ブルジョワ哲学を経て、20世紀に至る性理論の哲学史が6つの章に渡って展開されているのがこの教材である。

ここで一つ訳語について確認しておきたい。この教材で最も重要な概念はもちろん、ドイツ語で性・性別を意味する Geschlecht/Geschlechter であるが、この Geschlecht/Geschlechter は英語の sex と gender 両方の意味で用いられる語である。一度はこれを文脈によって「ジェンダー」と訳すことも検討したが、Gender 概念そのものが文中で検討対象となっていることから、Geschlecht/Geschlechter には「性」ないし「性別」という訳語を当てた。複数形の Geschlechter については、「両性」という語をあてることも考えられた。男と女という二つの性を超える性が哲学史上問題になるのは20世紀の比較的遅い時期になってからであるということを考えれば、本項が扱う哲学史の多くの場合には「両性」と訳して間違いには

ならないといえるが、本講義が性的二元論の立場に立っているという印象を与えるのを避けるため、そう訳さなければ不自然になると思われる場合のみ「両性」と訳し、それ以外は一貫して「性」「性別」と訳すこととした。

この教材の二人の著者の経歴と主要業績は以下の通りである。

#### フリーデリケ・クスター Prof. Dr. Friederike Kuster

ヴッパータール大学教授。ミュンヘン哲学大学、ボーフム大学、ヴッパータール大学で哲学、神学、社会科学を学ぶ。1990年にフッサールについての論文で博士号取得、2004年にルソーについての論文で教授資格取得。2012年より現職。著書に、*Wege der Verantwortung. Husserls Phänomenologie als Gang durch die Faktizität*, Dordrecht 1996. *Rousseau – Die Konstitution des Privaten. Zur Genese der bürgerlichen Familie*, Berlin 2005. 共編著に、*Frauen und Philosophie. Perspektiven feministischer Philosophie*, Wuppertal 1994. *Geschlechtertheorie – Geschlechterforschung. Ein interdisziplinäres Kolloquium*, Bielefeld 1998, *Philosophische Geschlechtertheorien. Ausgewählte Texte von Antike bis Gegenwart*, Stuttgart 2002. *Geschlechterordnung und Staat. Legitimationsfiguren der politischen Philosophie (1600-1850)*, Berlin 2012. *Philosophische Geschlechtertheorien – Philosophien der Geschlechterdifferenz*, Hagen 2016 (本書)。2019年には、Junius 社『入門』シリーズとしてルソー入門と哲学的性理論入門を刊行予定。その他論文多数。

#### エファ・ボッケンハイマー Dr. Eva Bockenheimer

元ジューゲン大学講師、ボン大学、パリ・ソルボンヌ大学、ケルン大学で哲学、ドイツ語・ドイツ文学、教育学を学ぶ。2011年にボーフム大学でヘーゲルについての論文で博士号取得。著書に、*Hegels Familien- und Geschlechtertheorie*, Hamburg 2013. 共編著に、*Philosophische Geschlechtertheorien – Philosophien der Geschlechterdifferenz*, Hagen 2016 (本書)。その他論文多数。

著者のクスター教授とボッケンハイマー氏は、2017年来日し、本科研プロジェクト講演企画として国際会議「ジェンダー研究と哲学史」を開催した。詳細は以下の通りである。

国際会議「ジェンダー研究と哲学史」

Internationale Konferenz „Geschlechterforschung und Geschichte der Philosophie“

日時：2017年10月6日（金）13:00-18:30

場所：一橋大学・佐野書院

言語：ドイツ語（通訳あり）

プログラム Programm：

13:00-14:00 „Was heißt, "Die entgegengesetzte Wirklichkeit zu täuschen"?: Über die Antigone-  
Deutung Hegels“

Yuka Okazaki (Tokyo/Berlin)

14:00-15:00 „Philosophie und Misogynie“

Prof. Dr. Yuko Kojima (Kochi)

15:10-16:40 „Geschlecht und Familie in Hegels Philosophie“

Dr. Eva Bockenheimer (Siegen)

16:50-18:20 „Rousseau–Humboldt–Hegel: Stationen des Verhältnisses von Familie und Staat“

Prof. Dr. Friederike Kuster (Wuppertal)

18:30-20:00 Empfangsparty

後援：

科学研究費補助金「哲学分野における男女共同参画と若手研究者育成に関する理論・実  
践的研究」（代表：和泉ちえ）

一橋大学社会学研究科ジェンダー社会科学研究センター（Cgrass）

一橋大学国際交流セミナー

この研究会議をめぐるやりとりの中から、クスター教授とボッケンハイマー氏からこの教材のファイルの提供を受け、その内容が日本、いやおそらくは世界でも例を見ないものであると感じたことから、今回お二人の許諾を得て、この翻訳を掲載させていただくことになった。お二人と、お二人を紹介してくださった岡崎佑香、岡崎龍の両氏にこの場を借りて感謝申し上げたい。

## 講義タイトル：性理論

担当：フリーデリケ・クスター／エファ・ボッケンハイマー

### 目次：

序論：哲学的性理論—性差の哲学

構成と講義の目的

#### 1. 魂の相関と政治秩序

##### 1.1. プラトンの理想国家における性

1.1.1. ポリスにおける性別関係

1.1.2. プラトン『国家』の根本的問い

1.1.3. 『国家』の構成

1.1.4. 男性と女性の本性の同等性

1.1.5. 女と子どもの共同体

1.1.6. 快と不快の共同体

1.1.7. 最高善としての統一

1.1.8. まとめと展望

##### 1.2. 社会空間の分離：家政と国家

1.2.1. プラトン批判

1.2.2. 支配団体としての家

1.2.3. 家の部分統治

1.2.4. 家と個人の類比

1.2.5. 魂の様々な関係

1.2.6. 女性の本性における理性の欠損

1.2.7. 根拠付け問題

1.2.8. ポリスからの排除

1.2.9. 政体の前形態としての性別関係

1.2.10. まとめと展望

#### 2. 罪にとらわれたセクシャリティー—創造秩序，原罪，及び禁欲について

2.1 アウグスティヌス：homoとしての女性，feminaとしての女性

- 2.1.1. 創造秩序における性
- 2.1.2. 罪の処罰
- 2.1.3. 救済秩序における両性の役割
- 2.1.4. 処女, 妻, 寡婦としての女性
- 2.1.5. まとめと展望
- 2.2 トマス・アキナス: 「失敗した男性」としての女性
  - 2.2.1. 『神学要綱』における女性の創造
  - 2.2.2. まとめと展望
- 3. 契約論的統制と人間学的差異
  - 3.1 契約論における性別関係—トマス・ホッブズとジョン・ロック
    - 3.1.1. 前提としての平等と根拠づけの困難
    - 3.1.2. ホッブズの欠陥
  - 3.2 ルソー: ブルジョワ的性秩序の基礎づけ
    - 3.2.2. 哲学的性理論の中心的著作家としてのルソー
    - 3.2.3. 『エミール, あるいは教育について』
    - 3.2.4. ルソーの共和主義: 家族と国家
    - 3.2.5. まとめと展望
  - 3.3 カント: ブルジョワ的性概念の哲学的固定化
    - 3.3.1. 二つの著作, 二つの時期区分, 二つの体系的文脈
    - 3.3.2. カントの著作の性問題に対する重要性
    - 3.3.3. 前批判期
    - 3.3.4. 批判期
- 4. G. W. Fr. ヘーゲル: 自然と人倫の緊張関係における性別関係
  - 4.1 ヘーゲル精神哲学における家族と性別関係
  - 4.2 古代における両性のコンフリクト—『精神現象学』
  - 4.3 ブルジョワ的小家族における性別関係—『法哲学要綱』
  - 4.4 まとめと展望
  - 4.5 カール・マルクスとフリードリヒ・エンゲルス: 共産主義による女性の解放
  - 4.6 まとめと展望



## 5. 性と社会的ユートピア

## 5.1 権威と人間性の間の家族：マックス・ホルクハイマー

- 5.1.1. 再生産機構としての家族
- 5.1.2. 市民社会における権威
- 5.1.3. ブルジョワ家族の固有性
- 5.1.4. 家族の内外における支配と従属
- 5.1.5. まとめと展望

## 5.2 両性具有性のユートピア：ヘルベルト・マルクーゼ

- 5.2.1. 現代診断
- 5.2.2. 文化と抑圧
- 5.2.3. 初期母親への回帰
- 5.2.4. フェミニズム的社会主義：同権ではなく解放
- 5.2.5. まとめと展望

## 6. 性的差異の哲学

## 6.1 フェミニズム哲学

## 6.2 平等フェミニズムの基礎：シモーヌ・ド・ボーヴォワール『第二の性』

- 6.2.1. 生物学的，心理的，歴史的運命としての性
- 6.2.2. 実存主義倫理
- 6.2.3. 自己意識の苦悶
- 6.2.4. 自己放棄と疎外
- 6.2.5. 性の解放
- 6.2.6. まとめと展望

## 6.3 性的差異の倫理：リュス・イリガライ

- 6.3.1. フロイト批判
- 6.3.2. 女性的なものの場
- 6.3.3. 性的差異の倫理
- 6.3.4. まとめと展望

## 6.4 性的差異の脱構築：ジュディス・バトラー

- 6.4.1. ジェンダー／社会的性
- 6.4.2. 欲望

6.4.3. セックス／自然的性身体

6.4.4. まとめと展望

7. 略号

8. 文献表

8.1 一次文献

8.2 二次文献

9. 解答のためのヒント

## 序論：哲学的性理論—性差の哲学

### 哲学における周縁化されたテーマ

古代哲学であれ、近世哲学であれ、近代哲学であれ、性別関係ほど慎重さを欠いて扱われてきた哲学の理論要素はほかにはないだろう。性別（Geschlecht）、性（Geschlechtlichkeit）、および生殖といったテーマ、性別関係についての理論、具体的には婚姻、家庭、家族といった概念は、正典とされる哲学的著作の中に一貫して見出される主題ではあるが、たいていの時代にはまったく受容されていないか適切に受容されていないかであり、それゆえ哲学内部での体系的重要性が認識されたり議論されたりしてきたとしてもそれは非常に制限されたものにとどまってきた。男と女の関係がどのように、そしてどのような原則に従って社会的に形作られるべきかという問いは、世界観としても、政治的にも、あるいは宗教的にも、絶えず差し迫ったものとして問われてきたが、結局それも、テキストに取り組む際に通常見られる解釈学的な慎重さが、このテーマに関しては無視されるという結果となることがほとんどであったのである。哲学者が男女関係について主張するテーゼや、女性性と男性性について語っていることは、その哲学的著作の時代に制約をうけた、今日の観点では時代遅れの見方と見なされることが非常にしばしばである。したがってそれはむしろ単なる意見なのであって、真面目に受け取られるべき理論的発言とは見なされてこなかったのである。

### 歴史的体系的概観

この教材は、このように〔哲学的性理論の〕受容史および解釈史が乏しく、断片的で、あまり慎重に扱われてこなかったという検討結果を受けて、性別関係の古典的概念化の歴史的体系的概観と性別ないしは二つの性という主題についての現代哲学への入り口を提供しようとするものである。哲学的性理論のもろもろの立場を歴史的連続性においてこのように再構成することで、まず何よりも明らかにしようとしているのは、古典的哲学者たち—彼ら自身も性という問題に決して盲目ではなかった—が性という主題におけるコミットメントや反論によって、どのようにして伝統を形作っているのかである。例えばルソーが市民の共通感覚能力の育成を反家族的環境には結び付けず、反対に私的なもの

の政治を近代的共和国の基礎としたとき、彼ははっきりとプラトンを批判していたのである。あるいはヘーゲルは、カントの不十分な婚姻理解を批判しているが、それによって彼は同時にカントの法哲学的前提が原理的に不十分なものであることが示されると考えていたのである。

### 概念的連関

したがって性という主題が一実際この授業で行われるように一その歴史的連関の中で展開されるならば、固有の哲学的伝統が概念的類縁関係を伴って脈々と続いていることが明らかとなる。男女の関係も〔哲学の〕理論的対象となってきたのであり、それを扱うことで、伝統が継承されたり、書き換えられたり、交替したり、あるいは新しいアプローチやパラダイム転換が生まれたりしてきたことが分かる。このように絶えず哲学的性理論が変貌を重ねてきたことや大きな断絶が存在してきたということは、その都度の体系的文脈を考慮しなければ十分に説明することはできない。

### 体系内の位置づけ

したがって原則的には、性別関係についてのもろもろの哲学的立場は、より大きな全体とのその関係から、つまりそれぞれの哲学者の体系におけるその位置づけから解明されなければならないことになる。そうした立場のあり方は、直接にそれぞれの哲学的全体構想の特殊な根本想定と一致している。それゆえ認識関心は、まずは性別問題とは無関係に構想された理論的基礎も考慮に入れなければならない。その際に示されるのは以下のことである。つまり、性に関する諸定理は、恣意的で他から切り離された考えなどではなく、形而上学的、倫理的、政治的、人間学的前提に根を持っている。そうした諸定理は体系的根本想定に還元され、そこから導出され説明され得るのである。

### 性理論は独自の議論ではない

このように、どんな〔哲学的〕性概念も原則として体系あるいは理論構想の主要な前提に依拠しているのだが、それと同時に性別関係に関するもろもろの理論的説明の間には際だった違いがある。この区別は、それぞれの内容がどの

ように現れるかは別として、その形式に関わっている。このコースのタイトル「哲学的性理論—性差の諸理論」から、性と性別関係にのみ焦点を当てる著作が哲学的伝統によって積み重ねられてきたと思われるかもしれない。しかし厳密に言えば、そうしたことが言えるのは、シモーヌ・ド・ボーヴォワール、リュス・イリガライ、そして限定付きでジュディス・バトラーといった、フェミニズムに動機付けられた20世紀の思想家たちの著作についてでしかない。彼女たちは、もっぱらジェンダー関係を主題としたり問題化したり、あるいは性的差異を基礎に哲学を構想するような著作を発表している。しかし、「大思想家」たちの正典の中には、もっぱら性という主題に限定して論じたものや性という対象をそのように特権化するような著作は見出されない。一貫して支配関係を形成し、あるいは階層構造化されていたジェンダー概念に対する批判も非常にまれである。哲学分野において、[そうした批判が]ようやく実際に広く知られることになったのは、ミル/テイラー＝ミル/テイラーによる論争書『女性の解放』<sup>1</sup>である。いずれにせよ、いわゆる哲学的性理論としてたいいていの場合優先的に扱われるのは、理論の一部であり、体系の部分であり、包括的著作の章や節である。

### 正典における場所

このように性別関係について部分的にしか扱われてこなかったのは、古典的哲学者たちのコーパスの中では、正典として固定された場所に、両性や諸世代の秩序を扱ういくつかの章や節が規則的におかれてきたからである。国家について論じられる箇所の前という明らかに限定された箇所、家族について扱われることとなっており、そうしてそこで性別関係についても扱われていた。したがって、実践哲学、より具体的には政治哲学あるいは法哲学に関する古典的テキストはすべて、性概念や、家や家族の概念を扱っている。それというのも、どんな社会秩

<sup>1</sup> 女性の権利と両性の平等の正当性を訴える政治的論争書は、この講義で扱われる著作とは別のタイプのテキストである。[ミル『女性の解放』大内兵衛・大内節子訳、岩波文庫、1957年。この著作は、ジョン・スチュアート・ミルの名前で発表されたが、彼の妻ハリエット・ミル・テイラーと娘ヘレン・テイラーとの共同作業から成立したとされている一訳者]

序も、ある特定の家族形態や制度化された性別関係にもとづいているのだからである。

こうした断片的理論に対して、本来の意味での性理論として理解されなければならないのは、もっと包括的なもの、つまり一人の哲学者の著作全体に含まれている、性、性秩序及び家族に関する、完結し、一貫し、体系に埋め込まれた思想および論証の文脈である。ここではそうした古典的哲学者たちの中から一偶然ではないのだが—とりわけルソーとヘーゲルという二人の偉大なブルジョワ思想家を挙げておこう。以下で、簡便のために哲学的性理論という言い方がされるとしても、上記の細かい形式的な区分があることにいつも配慮する必要がある。

この主題を扱うにあたっての内容的な違いは、こうした形式的区別から完全に独立しているわけではない。伝統の中で変化してきたこうした性理論のあり方については、ここでは導入的に概要を示すことしかできない。

### 実践哲学の一部門としての性理論

ヘーゲルとともに、体系的思考が終わりを迎えるまでは、古典的な性理論は確実に実践哲学の文脈の中に見出される。その場合には、性理論についてはっきりとした取り組みが見られるのだが、中世キリスト教哲学の文脈では、そのような主題として明確な仕方で性を扱うことは控えられていた。しかし、中世キリスト教哲学における性の取り扱いも、性についての哲学的討議の基本要素に依拠し続けており、それ以降—間接的な仕方とはいえ—性についての哲学的討議に影響をおよぼしている。いくつかの重要な例外があるとはいえ、理論的水準では、西洋的社会秩序のアristoteles的な骨格、つまり家と国家の区分、私的なものと公的なものの区分にもとづく構成は維持され続けている。そこでは、性関係がそれぞれの社会的政治的秩序の中核をなしている。一八世紀以降、こうした法哲学的・政治理論的アプローチに、人間学と自然哲学にもとづく性格の性差についての議論が重ね合わされることになる。それは、近代ブルジョワ時代に特徴的で、社会的な影響も大きい議論であった。しかしここでも第一に問題になっていたのは、女性と男性の使命と役割であり、女性と男性の対立する性的性質にかんじた社会的役割とその形成であった。

### 批判的社会理論の主題としての性理論

19世紀末になって、生の哲学の周辺で、もはや男性と女性の社会的位置に還元されないような、男性的なものと女性的なものそのものが実体化され、議論されることになる。フロイトの精神分析に依拠するジェンダーや世代間秩序に関する見解もまたこのラインに属する。そうした見解は20世紀の批判的社会理論の成立に繋がり、これに関連する反省を決定的に基礎付けることとなった。さらに、そうした反省は、マルクスとエンゲルスの史的唯物論にも影響されることとなった。この史的唯物論は、ジェンダー関係の経済的前提をあらわにし、そうした関係が社会的に生み出されたものであることを明らかにした。

### ジェンダー関係批判としての性理論

同様に、性理論の決定的なパラダイム転換と見なされうるのは、ブルジョワ時代の終わりに女性の理論家の声が聴かれることになったことである。シモーヌ・ド・ボーヴォワールはフェミニズムの理論形成およびこれに続く性研究の基礎となった著作『第二の性 *Le Deuxième Sexe*』<sup>2</sup>によって、今日に至るまでジェンダースタディーズを主導する、性の社会的構成についての基本洞察を定式化した。「人は女性として生まれるのではなく女性になるのだ」というこのフェミニストの洞察は、結果として性関係全体にも関連づけられることとなり、そうして男性もまた「作られたもの」と見なされなければならないこととなった。

### 自然と文化の関係

こうしてはじめて、性をめぐる議論の中心的問題がはっきりと際だたせられることとなった。この問いは、たしかにすでに18世紀の人間学的議論において影響力を持っており、自然哲学的な思弁にも見られるものであったが、それは性をめぐる世紀にわたる論争のいわば原石となったものである。それはつまり、男性と女性の区別に自然はどのように関わり、その区別のどれほどが社会に由来する

---

<sup>2</sup> この著作タイトルのドイツ語訳は〔ドイツ語の翻訳でのタイトルは『他の性 *Das andere Geschlecht*』となっている〕このタイトルの決定的な含意を捉え損ねている。「sexus sequitor」つまり「後続する」性としての、そしてまた「より弱い」、あるいは「より悪い」性としての女性を意味するのであり、この意味で「第二の」性は〔女性の〕古典的な定義である。

ものなのかという問いである。ジェンダーGender という概念は、今では性別関係の文化的な構成についての、領域をまたいだ研究に対して包括的に用いられる用語 umbrella term として用いられているが、この概念においては、こうした社会と自然の区別についての反省が組み込まれている。ジェンダーが意味するのは、第一義的には慣習としての性であり、文化的に形成された行動傾向と社会的役割期待に関する社会的一致として理解されなければならない。セックスとジェンダーの区別、自然的性と社会的文化的性の区別が啓蒙的な効果を持つのは、伝承されている性別役割が男性と女性の生物学的ななりたちに基づいており、それに適合した社会規範が指示されるという想定から出発する場合である。もちろん、家庭的・私的なものおよび家族的なものという概念の歴史的再構成も多くの示唆を含んでいる。なぜならこれらの概念の変化について知ること、今起こりつつある私的なものと家庭的親密関係の社会的変容を歴史的な地平から捉えることができるようになり、それが原理的に可変的なものであることが明らかとなるからである。

もろもろの性理論のそれぞれにおいて優先的に議論されているのは次の三つの観点であると概観的に言うことができる。

- a) 政治秩序あるいはキリスト教的救済秩序の構成部分としての性別関係
- b) 人間学的極性としての性別関係
- c) 社会的・文化的構築物としての性別関係

理念型として a) は古代から政治的啓蒙までのテキストに関係づけられ、b) は性をめぐるブルジョワ的議論にとって範型的なものと呼ばれ、それによって c) は 20 世紀における批判的反省の主題化と呼ぶことができる。とはいっても、ここでは個別に見ればこうした観点が交叉し合ったり干渉し合ったりすることも示されるだろう。



## 構成と学習目標

この講義で紹介される〔性別関係をめぐる〕立場が、哲学的スペクトラムの全体から一部を選択したものとなることは避けられない。あの哲学者やこの哲学者が扱われていないと不平を言う者もいるかもしれない。とはいっても哲学者の選択は恣意的なものではなく、上記の点を考慮してなされたものである。ここでは哲学史に沿って、もろもろの性理論が紹介されていくことになる。まず古代（プラトン及びアリストテレス・第1章）及び中世（アウグスティヌスとトマス・アキナス・第2章）から始まり、つづいて政治的啓蒙思想とブルジョワ思想を扱い（ホブズ、ロック、ルソー、カント・第3章）、ドイツ観念論とその唯物論からの批判でひとまずの締めくくりを迎える（ヘーゲル、マルクス／エンゲルス・第4章）。この批判が20世紀の社会批判的立場の基礎となる（ホルクハイマー、マルクーゼ・第5章）。最後に扱われるのは、フェミニズムに由来する現代のアクチュアルな性理論構想である（第6章）。すべての章を（あるいはいくつかの節についても）締めくくるのは、「まとめと展望」である。これは読者に〔本文で展開されている〕主張をまとめて提示し、発展的な視点を開くためにおかれている。

すべての章の末尾には、文献リストが付されている。第一次文献からのたいいてい場合は短い抜粋（「読書ガイド」）を読むことで、受講生はここでなされている記述を深めたり検証したりすることができる。この文献リストは、実際にテキストを読むことで理解を深めるためというだけでなく、口頭試験に用いるためのアンソロジーとして用いることもできる（とはいえ、その場合にはそれぞれの著作の全体が基礎におかれる）。こうした一次文献の推薦リストに加えて、取り扱われている哲学者や問題領域に関する入門的な二次文献のリスト（「推薦書籍」）も示されている。このリストは、それぞれの章で扱われている内容をさらに深めて学習するためのガイドとなり得るものであり、口頭試験にもレポートの執筆にも利用可能である。とはいえ、レポートの場合にはもちろんさらなる研究文献の探索が不可欠である。

この教材の読解と研究によって受講生は、以下のような能力を身に付けることが期待される。

- ・哲学の体系的主題の一部として、性別関係という主題を知る。
- ・この主題のそれぞれの取り扱いを、その哲学史的文脈に関連づけることができる。
- ・性別についての議論の歴史的变化を再構成し、その際に性別秩序と政治的秩序の関連について考察することができる。
- ・一八世紀と二〇世紀における時代を画す理論的な新展開をその社会的文化的意義に基づいて評価することができる。
- ・平等主義的アプローチ、差異論的アプローチ、異性愛規範批判的アプローチを区別することができる。
- ・現代の性研究あるいはジェンダー研究の理論的な基礎について理解する
- ・性の関係についての現代の議論に関する歴史について知り、根拠を持って立場を明確にすることができる。



# ホッブズの母権論の革命性

## —神の力・人間の力—

中村 敏子

### はじめに

初めてホッブズの母権の議論を本格的に論じたキャロル・ペイトマンは、現代に至るまで政治理論家たちは、女性が政治権力を正当に行使できることについて真剣に考えたことがなかったと述べている<sup>1</sup>。権力とは人に対して強制する力であるから、このことは、女性が常に男性の下にいる存在だとみなされてきたことを意味する。

それに対してホッブズは、その政治理論の中で母権を論じた稀有な思想家である。しかし彼は、女性のためにそれを論じたのではなく、人間社会をどのように構成するかを考える中で母権を認めたのであった。それを可能にしたのは、ホッブズが神にまったく頼らず、人間の現実だけを見つめ、人間の力だけに基づく社会の構成を考えたからである。彼の議論は社会契約により国家を作るという点のみが注目されるが、実は神を捨象した社会を構想したという意味において画期的だったと考えるべきなのであり、その構想の中で、女性という存在も正当に位置づけられたということなのである。

本報告は、ホッブズの人間社会の構想とその中で論じられた母権論の革命性を、他の思想家との対比において検討するものである。

---

<sup>1</sup> キャロル・ペイトマン 「神は男性を助けるべき者を定めた」(『思想』2000年4月号、岩波書店、所収) 95頁。

## 1. キリスト教の教説における社会と女性

### (1) 神と「原罪」の物語

ホップズの議論の革命性を検討する前提として、始めに西洋キリスト教圏において、人間社会の構造がどのように認識されてきたかをみることにしよう。ここでは人間社会の成り立ちは、聖書の「創世記」に書かれた神による世界の創造と、神に反した人間の「原罪」の物語に基づき説明されてきた。それは、次のようなものである(60頁図1参照)。

まず神は、世界を創った後、人間すなわちアダムという男性を創り、彼を助ける者として、その肋骨からイヴを創った。二人が最初にいた樂園では神により平和な秩序が保たれ、二人には永遠の生命が保障されていた。しかし、イヴが蛇に唆され「原罪」を犯すことで二人は樂園を追放され、現世で生きることになった。その際神は、アダムに対しイヴを支配するよう命じたのである。この追放により人間は、神による平和な秩序と永遠の生命の保障を失った。それゆえ現世は混乱し、人間は死すべき存在となったのである。こうして現世の人間は、自分たちで権力により秩序を保ち、性関係により生命をつないでいかなければならなくなった。すなわちもともと樂園において神が一体として統括していた統治と生命の永續性の保障を、自分たちでやるが必要となったのである。この教義においては、権力と人間の生命保持とが相互連関的で、一体のものと考えられているが、これは西洋社会における基本認識となった。

### (2) 女性を抑圧する二つの「自然」

キリスト教の教説において以上のように説明された現世の人間社会の成り立ちであったが、この中で女性は、「原罪」のもとを作った存在として抑圧の対象とされていった。その抑圧の理由付けとして使われたのが、二つの「自然」という概念である。ひとつは神による「自然」である。「創世記」の記述では、イヴはアダムを補助する者としてアダムの肋骨から創られた。また、「原罪」はイヴが主導し、その後神がアダムによる支配を命じたとされる。それらが根拠となり、女性が男性に支配されるのは、神の定めた「自然」であると考えられたのである。さらにそれを基礎として、女性を道徳的に非難する教説が作られていき、中世に

は、女性はほとんど悪魔の仲間だとされるようになっていった<sup>2</sup>。

これらは、女性という存在そのものを道徳的に否定する教説であるが、本報告との関係でさらに重要なのは、男性と女性の性関係や、その結果生じる子どもの出生を否定するアウグスティヌスの教えである。アウグスティヌスは自分が性の「欲情」に苦しんだことから、人間の性関係や出生を完全に罪にまみれたものとして否定した。本来、現世で永遠に生きられなくなった人間の生命の継続を保障するための性関係であり生殖であるが、彼はそれを神の罰として否定し、ただ来世における永遠の生命を希求したのである<sup>3</sup>。

もうひとつの「自然」は、生まれつきの肉体的形態という「自然」である。これはアリストテレス以来の議論である。アリストテレスは、男性は「形相」であり女性は「質料」であると論じた。男性は本質であり、より良い存在であり、原理を体現している。そして、何かをできる能力を持つことこそ、「雄」という意味なのだと彼は主張した。それに対し女性は、何もできないという無能力の存在で、いわば發育不全の男性だといえる。それこそが「雌」という意味なのだ、アリストテレスは論じたのであった<sup>4</sup>。

この二つの「自然」の議論は、西洋の歴史に一貫して見られるが、特にルターの教説に典型的にみることができる。ルターは、聖書の記述における命令は歴史的事実であるという前提に立って、女性に関して次のように教えた。女性は自分の意志に従ってはいけぬ。すべて夫に従うべきである。また、女性が男性の上に立ってはいけぬ。なぜなら男女は太陽と月の関係であって、太陽が優れているのは当然である<sup>5</sup>。神がそのように創ったのだから、人間がそれを変えることはできない。また、子どもを産み、夫に従って家政を受け持つという女性の天職は、肉体的形態によるとも主張した。

「男性は広い胸と小さな腰を持つ。それゆえ彼らは知恵を持つ。女性は家にいるべ

<sup>2</sup> 中村敏子『トマス・ホッブズの母権論』法政大学出版局、2017年、31-36頁参照。

<sup>3</sup> 同書、37-51頁参照。

<sup>4</sup> アリストテレス「動物發生論」、『アリストテレス全集9』（岩波書店、1969年、所収）147頁、168-169頁、248頁参照。

<sup>5</sup> これは、東洋で女性を抑圧する思想として非難される儒教の陰陽説とまったく同じ内容である。

きなのだ。なぜなら、女性は大きな腰と尻を持つがゆえに静かに座っているべきなのだから。」

「(女性は言葉を持っているが) ばかげたやり方で脈絡もなく話す。…すべてをごちゃ混ぜにし、乱暴に話す。ここから女性は家政のために創られ、男性は秩序を保ち世界の物事について統治し、戦い、そして正義に関して扱うことがわかる。」<sup>6</sup>

このようにキリスト教の教説の中では、女性は始めから一貫して存在そのものが否定され、男性により支配されるべきものとされてきたのであった。それに対し、神をまったく登場させないで社会を構想し、その中で女性という存在も正当に位置づけたのがホッブズである。

## 2. ホッブズの社会構想と母権論

### (1) 人間が作る社会の構想

神を登場させないというホッブズの社会構想において最も重要なのが、「自然状態」における人間の誕生に関する記述である。彼は、人間社会の根源としての個々の人間の誕生を、神と関わりのないものとして描いた。

「もう一度自然状態に戻って、人間が大地から茸のように現われ、相互に何の義務も持たないで成長したかのような状態であるとしよう。」(『市民論』第八章)<sup>7</sup>

この記述は、ギリシア神話からイメージを得たのではないかと考えられる<sup>8</sup>。キ

<sup>6</sup> Susan C. Karant-Nunn and Merry E. Wiesner-Hanks (ed.), *Luther on Women: A Sourcebook*, Cambridge U. P., 2003, pp. 28-29.

<sup>7</sup> Thomas Hobbes, *On the Citizen*, Richard Tuck and Michael Silverthorne (eds.), Cambridge U. P., 1998, Chap. 8, p. 102.

<sup>8</sup> マーク・ゴールディーは、ホッブズの反対者たちはこれに関して、ローマ時代の詩人であるオウィディウス (Ovid) の『変身物語』(*Metamorphoses*) におけるカドモスの歯の話から借用したのだと言ったと述べている。Mark Goldie, "The Reception of Hobbes", in: *The Cambridge History of Political Thought 1450-1700*, Cambridge U.P., 1991, p. 604. カドモスにつ

リスト教とは異なり、ギリシアにおいては、自然界の事物の生成は女性と男性の生殖の原理で説明され、人間も大地の女神であるガイアから生まれるとされていた。アテナイの初代の王ケクロプスも大地から生え出た人間であったし、アテナイ人は自らを「大地から生まれた者（アウトクトネス）」と称していたという。こうして「自然状態」では男性も女性も完全に一人で生まれ、完全に対等だとされたのである。

ホッブズは、人間がこのように生まれた後、そこから二種類の間人間関係が生じ、二つの支配形態が成立すると論じた（図1）。ひとつは、人間同士の敵対関係から闘争状態が生じ、その結果、そこで勝利した者が主人となって捕虜を奴隷として支配する「専制的支配」である。その支配の最初は、捕虜を捕まえて鎖につなぐという事実上の支配という形をとるが、そのような事実上の支配は、その後、敗北した者が自分の生命を守るために従属に「合意する」という手続きを経ることで、持続的な支配に変化する。

もうひとつの支配形態は、男女が惹かれあうことで生じる性関係から子どもが生まれ、そこで母が子どもに対して母権を持つことから始まる。ホッブズは、アウグスティヌスによって否定された肉感的（*sensual*）な欲情（*lust*）を肯定し、男女の性関係をも社会構想の中に位置づけた。「自然状態」においては持続的な関係が成立しないため、男女の性関係のあと時間が経過して子どもが生まれるときには母しかいないことになる。そこで母が、新生児に対し乳を与えることで新生児の生命を握るという権力、すなわち母権を持つことになる。ホッブズは述べたのである。その権力は、当初は現実に授乳しなければ子どもの生命に関わるという事実上の支配権なのだが、このような権力は、子どもが授乳を必要としなくなれば消滅してしまう。それゆえ母はその前に、子どもが自分の生命を守るために従属に「合意する」ことを確保し、この支配を持続させるのだとホッブズは論じた。

このように母権を認めたホッブズであるが、その後彼は、母が男性と婚姻する際に、「合意」により男性に母権を移譲するという方向に議論を進め、これによって男性による「父権的支配」が成立するとした。こうして「合意」に基づく「専

---

いては、『リヴァイアサン』第四章において、文字を制定した人物として言及されている。



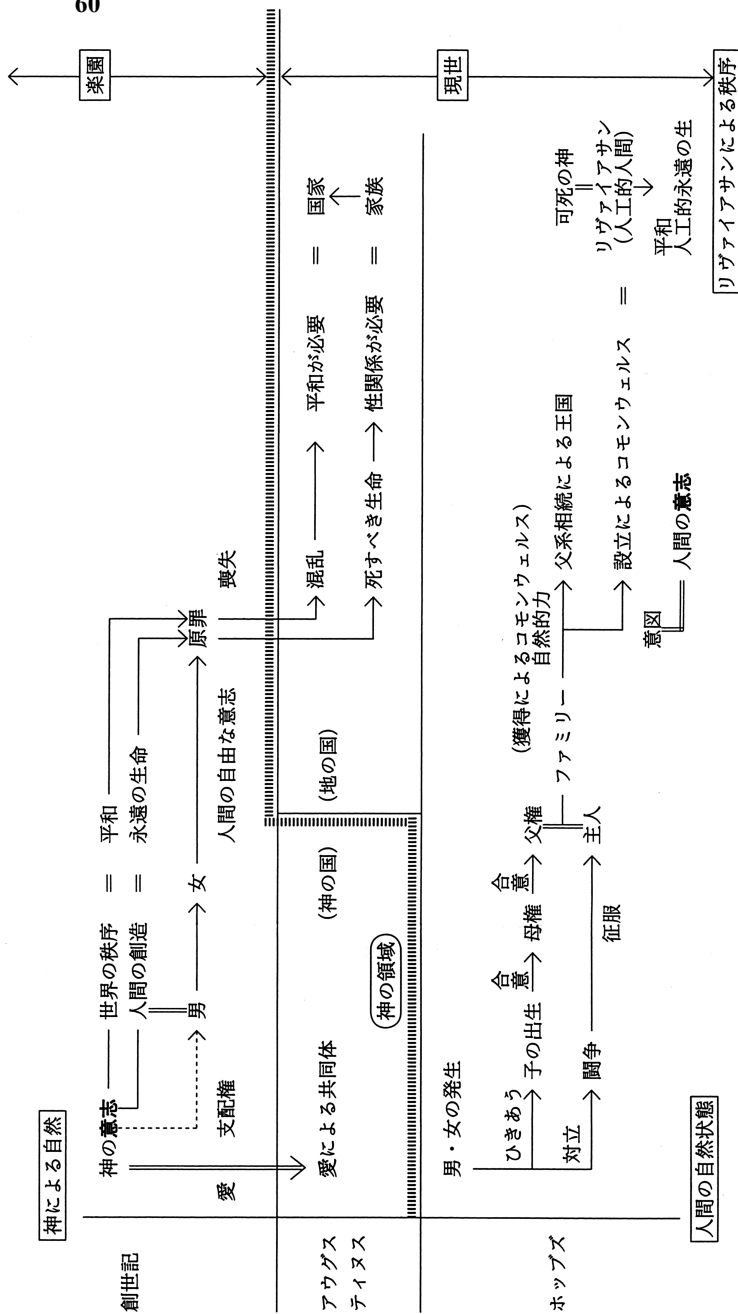


図1 神による秩序と人間による秩序  
 (中村敏子『トマス・ホップズの母権論』75頁より)

制的支配」と「父権的支配」という二種の支配権を男性が持ち支配する「ファミリー」<sup>9</sup>が成立する。そして、「ファミリー」が征服と生殖により拡大していくと、「父系相続による王国 (Patrimonial kingdom)」へとつながるのである。すなわち「獲得によるコモンウェルス」の成立である。他方で、「ファミリー」を支配する男性たちが相互に契約を結ぶならば、「設立によるコモンウェルス」が成立するのである。

## (2) 「可死の神」としての「リヴァイアサン」

こうした議論は、現代の我々が見ると至極当たり前の権力論であるが、ホッブズの議論を評価するためには、キリスト教社会が前提としていた「創世記」の物語と比較する必要がある。「創世記」に基づく人間社会の説明は、常に「樂園」と「現世」という二つの世界を前提としていたが、神を排除したホッブズの社会構想は、現世のみの議論である。しかし彼の議論は、人間社会に関するキリスト教の教説を前提とし、それを完全に裏返すものとして構想されている。

図1からもわかるように、まず、神の創った秩序ある自然の世界に対して、ホッブズは人間が自分で生まれ自分で生きていく「自然状態」を設定した。そこは秩序の存在しない混乱状態にある。また、世界は神の意志に基づき創られたとするキリスト教の教説に対し、ホッブズはあくまでも人間が自分の意志によりコモンウェルスを作るのだとした。そして、人間により作られたコモンウェルスの秩序を保つ権力を「リヴァイアサン」と呼んだ。「リヴァイアサン」とは聖書の中で神に対抗する怪物をさす名称として使われた語であり、それをホッブズは「可死の神」とも表現している<sup>10</sup>。すなわち「リヴァイアサン」は、神が世界を支配するというキリスト教の教説に対し、神を凌駕することはないにしても、人間社会における至高の存在として君臨する。それにより、神に代わって人間社会の平和

<sup>9</sup> ここでホッブズのいう‘family’を「家族」という日本語に翻訳するのではなく「ファミリー」と表記するのは、それが現代の日本人が思い浮かべる「家族」とはまったく異なる集団として論じられているからである。ホッブズの「ファミリー」を含むコモンウェルス論は、ローマ法の法理の影響を強く受けており、特に「ファミリー」はローマ法上の「ファミリア」を前提していると考えられる。中村敏子『トマス・ホッブズの母権論』第五章参照。

<sup>10</sup> Thomas Hobbes, *Leviathan*, Richard Tuck (ed.), Cambridge U.P., 1996, Chap. 28, p. 221.

を保障し、人間に「人工的な永遠の生」を保障するのであった。

### (3) 人間の「自然的力」による権力

このように、権力と永遠の生を一体と考え、人間の生を保障するために権力が存在するという点において、ホップズはキリスト教世界の前提を共有していたともいえよう。そして、人間がこの世で永続的に生きるには、自己保存と同時に子孫を生み出し生命を継続させることが必要だということを、ホップズは当然のこととして社会構想の中に組み込んだ。その上で、それを保障するために権力を構想したのである。その際、神に頼らないで社会を構想する彼が権力の根拠としたのが、人間が本来持っている「自然的力」である。

すなわち、「自然状態」における「専制的支配」は、個々の人間が自己保存のために闘い、勝利した者が主人としての権力を持つことになるという意味であるが、そのとき重要なのは、人間が持っている「自然的力」としての肉体的強さである。それにより相手を打ち負かし権力を握る。このような肉体的な強さは、通常男性の方が優れていると考えられるであろう。また、「父権的支配」へとつながる母権が成立するのは、女性が出産と授乳という「自然的力」を持ち、子どもの生命を握ることによる。それゆえそれぞれの支配においては、男性・女性それぞれが生まれつき持っている属性すなわち「自然的力」に基づき、権力が獲得されるのである。これらにより、個々人の生命と人類としての継続が保障される。

このようにホップズの母権論は、人間の生と権力という文脈で考えられたものであるが、この議論は、それまで女性を抑圧していた二つの「自然」から、女性を解放するものであった。そもそも神の登場しない彼の社会構想においては、女性も男性同様大地から生まれ、個々の人間として生きることが保障された。これにより神の「自然」による抑圧は無化され、意味の無いものとされる。また、女性の持つ肉体的形態という属性を抑圧の根拠とする議論に対し、ホップズはそれを「自然的力」として評価し、権力のひとつの源泉として肯定したのである。このような点において、彼の議論は女性にとり革命的な意味を持っていたといえよう。

#### （４）「合意」概念の革命性と女性にとっての逆説

しかし闘争における敗者も子どもも、はじめは「自然的力」による敗北と保育という事実の前に服従を余儀なくされるが、こうした支配は、事実状態が終われば終わってしまう。それゆえホッブズは、最終的には言葉により表明された被支配者の「合意」による支配へと転換することで、持続的な支配が確保される必要があると論じた。ここで「合意」概念を導入することによってこそ、ホッブズは、最終的に契約によるコモンウェルスという革命的な構想を提出することができたのであるが、実は女性にとっては、これは母権が奪われることを可能にするという逆説を含む概念なのである。それは次のような意味である。

女性が生まれつき持つ属性としての出産・授乳という「自然的力」により母権を持つのは、事実としてその力が子どもの生存を保障するからであった。しかし、乳児期を過ぎた子どもを支配下におくために「合意」による支配に転換することは、言語による支配に転換することである。事実に基づく権力とは異なり、言語に基づく権力は他人に移譲可能となり、これにより女性の持っていた母権は、男性に移譲されることになる。そしてこれ以降、女性の姿はホッブズのコモンウェルス論から消えてしまうのである。

しかし、神に頼らず人間の「合意」によりコモンウェルスの権力を作ることが可能であるとするならば、人間がどのような形の権力をも作ることができる。それによりホッブズは、他の思想家が想像だにしなかった、女性が単独でコモンウェルスの権力を持つこと（アマゾネスの例）や、男性と共同で権力を行使する可能性（「パートナーシップ」）がありうることを示唆したのであった。

### 3. ロックの権力論における問題

#### （１）父権論とロックの「自然状態」

ホッブズが以上のような議論を展開したのは、当時王権をめぐる激しい論争が行なわれていたからであった。絶対王政を擁護する議論として主張されたのが、フィルマーに代表される父権論である。父権論は、アダムが神から権力を付与された後、子どもを「生み出す」ことで父として支配する父権を持つことになるが、

それは代々引き継がれ、人間社会の拡大により王権となるべき権力であるとする。すなわち父権と王権は同一であるがゆえに王権の起源は神にあり、誰も王に対して抵抗できないと主張したのである。このように父権論は、国家権力を家族における権力と同一のものとし、その起源を神に求めるものであった<sup>11</sup>。

ホブズの権力論は、家族における権力と国家権力の連続性は認めながら、神を権力の起源だとする父権論に対し、人間の「自然的力」を起源とする母権を主張することで、父権論に対抗したといえよう。それは、神を背景とした論争が、人間社会を悲惨な状況に陥れることを目の当たりにしたからであり、その泥沼から抜け出すことをめざしたからであった。

ロックが『統治二論』を書いたのも、フィルマーの父権論に対抗するためであった。その点ではホブズの母権論と同じ意図を持った議論だったといえよう。しかし彼は、神から授与された父権と王権が同一であるという父権論を否定するために、家族における父権と国家における王権を分け、全く別のものだとし、異なる根拠により説明しようとした。それにより、王への抵抗が可能だと主張したのである。

「政治権力と父権という二つの権力は完全に別個のものであり、分離したものであって、まったく異なる根拠に基づき、まったく異なる目的のために与えられた。」<sup>12</sup>

ロックは其中で、フィルマーが父権の根拠とした人間を「生み出す」という行為を、ホブズのように母に帰すのではなく、神に預け返した。そして、家族における生命を生み出し永続させるための努力を、人間ではなく神の管轄にしてしまったのである。

「生命の作者と授与者は神であり、彼の中においてのみ、我々は生き、行動し、存在することができる。」<sup>13</sup>

<sup>11</sup> 中村敏子『トマス・ホブズの母権論』141-150頁参照。

<sup>12</sup> John Locke, "Two Treatises of Government", in: *Two Treatises of Government and A Letter Concerning Toleration*, Ian Shapiro (ed.), Yale U. P., 2003, II, Chapter VI, § 71, p. 130.

<sup>13</sup> *Ibid.*, I, Chapter VI, § 52, 53, p. 36.

このように人間の出生を神の管轄としたロックにおいては、人類を存続させるための性欲さえ、神の意図のもとにあるとされた<sup>14</sup>。これにより人間は、生命を永続させるために努力する責任から逃れることができるようになったのである。

さらにロックは、家族のいる「自然状態」を平和な状態として描いた。それまでの思想では、人間が「原罪」を犯した結果樂園を追放されることで、現世において自分で権力により秩序を作らなければならなくなったと考えられていた。それゆえアウグスティヌスもホップズも、現世の始まりを混乱状態として描いたのである。しかしロックの「自然状態」では、神が人間の生命に関する事項を司り、秩序も保障することで平和な状態が保たれる。このようにロックの想定する「自然状態」は、ほとんど神の支配していた樂園の延長線上にある。それは彼が「原罪」の意味をほとんど考慮しなかったからである。ロックの議論の最大の特徴はこの点にある。

父権論では、現世における父は子どもを「生み出す」ことで強力な権力を持ち、人間の生命の永続性を保障する。そのため父権は代々引き継がれるとされたのであった。それに対し生命の永続性の努力を神に預け返したロックの議論では、家族における強く永続的な人間の権力は必要ないものとなる。それゆえ子どもに対する権力は、神の「偉大な計画における道具」<sup>15</sup>として両親が子どもを教育し、理性を使えるよう育てるためだけの弱いものであると論じられた。ロックはこのように家族における強力な父権を否定した。さらに家族という集団も、子育てが終われば解散するようにはかない集団だとして、そこでの父権の継続を否定した。すなわちロックは、神が家族内の生命に関わる事項を司ることで、人間の生命を永続させるために父が権力を持つこと、権力を行使すること、そして権力を継続させることというすべての点において父から権力を剥奪し、父権の議論に対抗したのであった。

## （２）「性契約」と社会契約

ロックが家族における役割として、子どもに対する教育は神に従って両親が行なうと述べていることから、彼は男女を平等に扱ったようにも見える。しかし女

<sup>14</sup> Ibid., I, Chapter VI, §54, p. 37.

<sup>15</sup> Ibid., II, Chapter VI, §66, p.128.

性と男性に関わる彼の議論には、先に説明した「二つの自然」という考え方が現われている。彼は、夫婦関係は男性と女性の自発的な契約により始まるとするが、女性の夫に対する従属は「自然に基礎を持つ」<sup>16</sup>と述べて、それが神の命令であることを当然だとしたし、夫婦間の決定権は、「自然により」「より能力がありより強い」男性が持つ<sup>17</sup>として、自然の属性による男性の優位を認め、女性の従属を容認した。すなわちロックは、「自然状態」において家族が成立するために結婚契約が結ばれるとき、女性が男性に従属することは当然だと考えていたのである。このように夫婦関係において女性が抑圧される構造が作られる結婚契約を、ペイトマンは「性契約 (the sexual contract)」と呼んで批判している。

ロックは、このように神の管轄する家族とは別に、国家は人間たちの契約により作られるとした。これが社会契約による国家である。このとき女性も社会契約を締結する主体となりうるのだろうか。彼が社会契約を締結する主体として想定していたのは、自然法を理解できる理性をもち、財産も所有している「個人」であった。西洋において、女性はその肉体的形態ゆえに感情的な存在とされ、理性を持つとは考えられてこなかった。またロックによれば、神の創った被造物はアダムから息子たちに共有物として引き継がれ<sup>18</sup>、彼らがそこから労働により各自の財産を形成する<sup>19</sup>。それゆえロックが社会契約の主体として想定したのは、当然男性だけだったと考えられる。こうして女性は、国家の設立から排除され、家族という神による自然の領域に留まることとされたのである。国家を作るための社会契約は、女性を「性契約」により支配下においた後、男性の「個人」たちによって、彼らの生命と財産を守るために結ばれる。

### (3) 権力の変質

このようなロックの社会構想は、女性に関わる問題を作り出しただけでなく、さらに権力の性質に重大な変更をもたらすことになった。そもそも権力は、人間の生命の永続性を保障するために存在するというのが、キリスト教世界における

<sup>16</sup> Ibid., I, Chapter V, §47, p. 33.

<sup>17</sup> Ibid., II, Chapter VII, §82, p. 135.

<sup>18</sup> Ibid., I, Chapter IV, §40, p. 29.

<sup>19</sup> Ibid., II, Chapter V, §27, pp. 111-112. そして労働は、「原罪」の結果男性に与えられた罰であった。

常識であった。ところがロックは、家族と国家の権力を分離したうえで、生命を保障する家族における権力を神に預け返すことで、国家権力を人間の生命の永続性の保障から切り離し、男性個々人の生命と財産の保障をめざすものに変えてしまったのである。こうして国家権力は、家族について考慮することをやめ、人間の生命の永続性の保障にも関わらなくなった。

フィルマーは、最初の権力の根拠を神の授権においたが、その後は人間が強力な父権により、父として王として秩序と生命の保持に取り組むとした。ホッブズは、女性の「自然的力」を権力のひとつの起源として、そこから人間の「合意」により持続的な権力を作る方法を論じた。そして、最終的には絶対的権力としての「リヴァイアサン」を構想したのである。人間による永続的な権力が秩序を保ち、現在及び将来にわたる人間の存続を保障する。これは、キリスト教の神による秩序と生命の保障に対する、人間による究極の構想であった。

それに対しロックは、人間の生命に関わる権力を神に戻すことで、人間をそのための努力から解放した。人間は、それについて何も考える必要がなく、神の命じるままに行動していればよいとされたのである。さらに家族の権力と国家権力を異なる起源として論じることで、生命の永続性の問題を家族に限定し、国家権力が関わらなくてもよいものとした。こうして女性を「性契約」により家族という領域に閉じ込め、男性の個々人が社会契約により自由を謳歌する国家を作るという構想を提供したのであった。

このように女性および家族という観点を入れて検討すると、近代社会のメルクマールである神による束縛からの解放という点において、ホッブズが女性に関わる議論も含めて完全な革命性を示すのに対し、ロックは、人間社会における神の支配する領域を現世の家族全体にまで広げることで、それまでのキリスト教社会の常識を覆し、人間社会の構想と権力観において、反動ともいえる変化をもたらしたのであった。それにより、近代自由主義国家における私的領域と公的領域の分離、そして女性が私的領域に閉じ込められ、生命に関わる役割を担当するという問題構造が作られることになったのである。



#### 4. ペイトマンによる近代自由主義批判

##### (1) リベラル・フェミニズム批判

このような近代自由主義国家の問題に対し、批判の声をあげたのはフェミニズムである。フェミニズムは、女性が女性であるという属性に基づき私的領域に閉じ込められてきたことを批判し、女性も男性同様「個人」として活動できることをめざして運動を展開した。その中で提示されたのが、「ジェンダー」という概念である。「ジェンダー」は、生まれつきの属性である「セックス」による区別を超えて、女性はその属性にかかわらない「個人」として認められることをめざして唱えられた。

フェミニズム運動の中で、政治理論分析の立場から近代自由主義の問題構造を批判したのがキャロル・ペイトマンである。彼女は、社会契約に関わる議論を詳細に検討し、社会契約による国家の設立の前に、家族を作るための結婚契約が結ばれる構造が存在することを明らかにし、それを「性契約」と名づけた。なぜならキリスト教世界における結婚のための契約は、肉体的同一化すなわち性関係を作ることが目的だからである。そして、社会契約は必ずその陰に「性契約」を含み、それと一体をなす物語だと論じたのである<sup>20</sup>。これにより、公的領域と私的領域が作られ、女性が私的領域に閉じ込められるようになったことを鮮やかに示してみせたのであった。

しかしペイトマンは、「ジェンダー」概念に基づき女性も性中立的な「個人」として男性同様の地位を求めるという自由主義的フェミニズム（リベラル・フェミニズム）に対しては、異議を唱えている。それは、女性と男性が現に異なる肉体を持っているからである。性中立的な「個人」というものは、現実には存在しない。人間は男性か女性かどちらかの肉体を持って生まれる。しかし、近代における政治社会の意味は、常に「女性と女性が象徴的に表すシンボルの排除」を通じて構成されてきたとペイトマンは指摘する<sup>21</sup>。それゆえ、もともと男性の「個人」を前提として立てられた自由主義の議論に基づき女性が男性同様の「個人」とな

---

<sup>20</sup> Carole Pateman, *The Sexual Contract*, Stanford U.P., 1988（邦訳『社会契約と性契約』岩波書店, 2017年）参照。

<sup>21</sup> Carole Pateman, *The Disorder of Women*, Stanford U.P., 1989, p. 52.

ることめざすならば、それは、必ず男性の肉体を持つ存在により代表されることになるだろうとペイトマンは警告する。

## （2）「契約」概念批判

さらにペイトマンは、「性契約」という概念を使うことで、自由主義国家を成立させるための「契約」という概念についても、根本的な問題があるとして批判したのであった。彼女が批判したのは、まず、婚姻関係が「合意」に基づく契約により作られるとされながら、結婚契約が通常の「契約」概念から逸脱する性質を持っているという点である。それは次のような意味である。

契約とは、そもそも自由で平等な立場の個人同士が対等に条件について交渉し、それについて合意するという形で結ばれるべきものである。しかし、結婚契約においてこの概念はまったく妥当しない。なぜなら結婚契約においては、契約当事者が自由にその立場を選ぶことはできず、女性が「妻」に、男性が「夫」になることが決まっている。すなわち、生まれつきの属性により法的立場が決まってしまうのである。これでは自由な契約とはいえないであろう。

さらに「契約」という概念は、もっと深刻な問題を内包している。それは、結婚契約が肉体を対象とする契約であるという点に関わる。ペイトマンはその書『性契約（*The Sexual Contract*）』において、肉体を契約の対象とすることの問題性について広範に論じているが、重要なのは、肉体を契約の対象とすることで、人間の従属関係が作り出されるという点である。キリスト教社会における結婚契約も、そうした契約のひとつである。

つまり結婚をするために合意し契約することは、肉体的一体化をめざすことである。一体となった夫婦に関する決定権を持つのは男性だとされ、それにより女性は婚姻関係において従属する立場となるが、そもそも契約が肉体についても対象にしていることで、夫の権利は物に関してだけでなく、女性の肉体そのものにも及ぶ。他者が肉体に関わる決定権を持つことは、自分の行動が自分の意志により決定できず、他者の命令に従わざるを得ないということであり、奴隷と同じ状況が作られることを意味する。ペイトマンはこのように、「合意」に基づく結婚契約により、妻は奴隷類似の状態におかれることになるとして、肉体を対象とす

る結婚契約の概念を批判した<sup>22</sup>。社会契約による国家は、こうした「性契約」を前提として作られる。

契約による国家の設立をこのように批判するペイトマンは、そもそも男性と女性という異なる肉体を持った存在のあり方そのものが抑圧的なわけではないとする<sup>23</sup>。そして、真に女性を含んだ意味で民主的な社会を作るには、人類の二つの肉体と、女性と男性という個人のあり方を完全に統合できるような政治体を考える必要があると論じている<sup>24</sup>。

このような点から考えたとき、女性という存在の現実をありのまま認め、その「自然的力」を評価して権力の構成を考えたらうで、男女の共同権力としての「パートナーシップ」を示唆したホップズの議論は、現在の我々にも政治社会の再構成を考えるときのヒントを与えるといえるだろう。男性の「個人」による社会契約という国家形成の理論に代わり、女性と男性という存在を統合する社会は、どのように構想できるのであろうか。

(北海学園大学名誉教授)

---

<sup>22</sup> 結婚概念および夫婦関係の異なる日本では状況は全く異なるので、別の分析が必要である。

<sup>23</sup> Pateman, *The Disorder of Women*, p. 126.

<sup>24</sup> *Ibid.*, p. 53.

## 再生産の権力と性的身体

—中村敏子『トマス・ホップズの母権論』によせて—

秋元 由裕

### 序

かの#MeToo 運動以後、性差別に対する反感は全社会的に高まっている。セクシャル・ハラスメントはなお横行しているのだとは言え、それを不正として受け取る感受性も抵抗性も、少し以前と比較してもはるかに強力となった。性の多様性についての認識も含めて、これら一連のリベラルな動向はフェミニズム運動とジェンダー理論による闘いの成果であることは間違いなく、一見して好ましい趨勢である。しかしながら、男女の平等と不平等が主題として語られる多くの場合、問題は権利や法の次元でのみ議論されるため、両性間の関係は予め公的領域の枠内で扱われてしまっている。このような前提それ自体が、公的領域と私的領域とを分離した近代自由主義に由来することを、中村敏子の研究は明らかにしてくれる。

中村によれば、キリスト教の伝統に対抗した近代の社会契約論は、権力の意味を変質させてしまった。すなわち、前者の<神が持つ権力>は曲がりなりにも、人間の自己保存のみならず生命の継承を保証することを存在理由としていた一方、例えばジョン・ロックにおいて権力は、人間の「プロパティ」たる生命・自由・資産を保証するための機関へと縮減されている。このように自由主義的な社会契約論は、公的領域において権力の設立に関わる自由な主体として「個人」を扱う反面、諸個人が家族を組織して新しく生命を産み出す過程には徹底して無関心であった。このように社会契約の背後で依然として女性が男性に抑圧され続ける構造を「性契約」として批判したのが、キャロル・ペイトマンである。彼女によれば、男女の性差を生物学的な意味から切り離すジェンダー理論もまた、性差

別を公的領域において構成された事象としてのみ取り扱う点で、ロック以来の近代自由主義が孕んでいた限界に拘束されている。そしてペイトマンと共に中村は、「性中立的な「個人」が現実には存在しないことを指摘し、「女性と男性との肉体における違いを抑圧に転化せず、二つの性が存在することの意味である生命の継続を、どのような権力の形態によって保障していくか」を自らの問いとして提起する<sup>1</sup>。ホブズ母権論のアクチュアリティが論じられるのは、このような文脈においてである。

これに対して本稿は、ペイトマンと中村によるジェンダー理論批判を踏まえつつ、男性と女性の「肉体」における区別という彼女らの思想を再検討することを目的とする。ロック以来の社会契約論そしてリベラル・フェミニズムが性中立的な「個人」の平等を要求したことは、たしかに公的領域と私的領域との分裂を導くことになった。しかしその反面、「個人」の存在を「生命の継続」、言い換えれば社会の再生産という課題から切り離すことによってこそ、近代自由主義はセクシュアリティの自己決定権を思想的に確保し得たのではなかったか。ペイトマンと中村の近代自由主義批判は、公的領域と私的領域との再結合を主張する観点から、男女の身体性を再び自然的属性に差し戻している。本稿が後に論じるように、この議論からは、社会の再生産に寄与しないセクシャリティの周縁化と、再生産に寄与するセクシャリティの中心化が帰結するはずである。

## 1. 近代自由主義とジェンダー理論

中村によれば、ホブズの社会構想は、キリスト教世界における<神が持つ権力>からの完全な解放をつうじて、神観念なしに権力を論じた点で「革命的」であった。キリスト教の伝統的教義からすれば、そもそも人間が社会を構成してその中で労働し生殖する必然性それ自身が、「原罪」に対する神の罰である。ここでイヴとは、そもそもアダムを補佐させるべく肋骨から創られた副産物にすぎないが（『創世記』）、しかし蛇に唆されてアダムを不徳へと引き込む罪深い存在と

---

<sup>1</sup> 中村敏子『トマス・ホブズの母権論：国家の権力 家族の権力』、法政大学出版局、2017年、250頁。

して表象される。中村が指摘するように、このような表象に基づいて徹底的に女性を敵視したのがアウグスティヌスだった。彼の教説において女性とは、そもそも男性に従属的な肉体的属性を有しており、かつ同時にその肉体それ自体が男性に欲情を喚起させるものとして、墮落の産物である。というのも性的欲求とは、人間が永遠の生命を失って生殖を強いられていることのあらわれだとされたからである。

これに対して中村は、『市民論』における自然状態論に着目し、ホブズ思想がキリスト教的世界観から完全に解放されていることを主張する。人間が大地から「茸のように」現われるというそこでの文言に示されるように、ホブズにとって人間の出生とは、神観念を抜きに受け容れられるべき単なる事実すぎない。したがって彼の理論体系では、男であれ女であれ、どの人間もほとんど等しく固有の力を有するものとして対峙する。そこでは男女が、それぞれに異なった属性の肉体を有する存在として相互に惹かれ合う。アウグスティヌスとは異なり、ホブズにとって性的欲求とは、やはり単なる事実なのである。男女の関係を単なる自然的な事実として受け取る立場から、ホブズは、家族における権力についても父親の専制を否定する。「何の契約もない場合には、支配権は母親のものである」（『リヴァイアサン』第二十章）。中村によれば、ホブズの母権論はロバート・フィルマーに対する対抗関係において理解される。すなわち、神がアダムに対して与えた父権＝王権を権力の正統性根拠として主張するフィルマーの議論に対し、ホブズは、子どもを産み育てる母親の「自然的力」に基づく権力のあり方を、神観念なしに構想した。たとえこの母権が、最終的には「契約」に基づいて「父権的なコモンウェルスの成立に向かっている」<sup>2</sup>のだとしても、生命を産み育てる自然的力にこそ権力の原初を見出した点で、ホブズ思想は革命的だったと中村は評価している<sup>3</sup>。

中村のこのような議論において、とりわけて目を引くのは、〈生命の継承〉を主軸として権力の存在理由を論じる独特の観点である。この観点は、キャロル・

---

<sup>2</sup> 中村、前掲書 90 頁。

<sup>3</sup> ホブズは、男性と女性がどちらも相手の権力に従わないという「パートナーシップの関係」を論じた。中村は、コモン・ローにおいて妻を夫に庇護される無権利な存在として規定した「カヴァチャー」の法理と対比する形で、ホブズのパートナーシップ論を、「女性の権利を保証する関係を示した」ものとして高く評価している。中村、前掲書 234 頁。

ペイトマンのジェンダー理論批判を受け継ぐものとして、リベラル・フェミニズムにおける公的領域と私的領域との分裂に批判の焦点をあてている。

言うまでもなく、ジェンダー概念は今日、性差別を語る上で不可欠の概念装置である。生物学的性別から社会的意味での性別を区別するというその思想は、性が自然的ではなく社会的に構成された属性であると主張することによって、女性差別を女性の自然的属性に基づいて正当化する根拠を否定する。男女の不平等は身体上の不平等ではなく、あくまでも構成された不平等なのである。この主張からすれば、現にある不平等を解消するには、生物学的性に基づかない「個人」を基礎単位とした社会が必要である。実際に、近代自由主義国家においては男性であれ女性であれ、それぞれの人格は等しく個人として尊重される。その理念にも関わらず、現実には差別が未だなお存在し続ける理由は、ジェンダー理論の観点からすれば、自由主義の不徹底ではあっても、自由主義それ自体の問題とはみなされない。それ故にジェンダー理論は、男女の生物学的性差を徹底的に無視し捨象するよう、一層強力に要求することになる。その思想は、「個人」というものが性によって区別された肉体と分離できると仮定している<sup>4</sup>。

これに対してペイトマンは、そもそもジェンダー中立的な「個人」なるものが作為的 (civil) な仮構であり、自然的 (natural) な肉体を排除した結果であることを指摘する。近代自由主義が一貫して保持してきた、シヴィルなものとなチュラールなものとのこの二元論は、やはりフィルマーに対する対抗関係から生じたとされる。つまりロックが、父権＝王権神授説を否定して社会契約による国家を主張したとき、その権力は父という——あくまで一方の——性的肉体から切斷され、人工的に平準化された市民社会の上でただ所有権のみを保証する。こうして、社会契約をつうじて公的領域が人間によって統治される反面、生命の継承という課題は神の秩序の下に残され、結果的に私的領域における男性の女性に対する事実上の支配状態が「自然」なものとして追認される。中村によれば、ロックと近代自由主義は「それまで人間にとって最も基本的な生の目的だった生命の保存と継承の問題を神に預け返すことで、人間の、生に関する責任を放棄した」<sup>5</sup>。この責

<sup>4</sup> キャロル・ペイトマン『社会契約と性契約：近代国家はいかに成立したのか』、中村敏子訳、岩波書店、2017年、21頁。

<sup>5</sup> 中村、前掲書222頁。

任放棄こそが、女性を私的領域の中に閉じ込める「性契約」と表裏一体なのである。したがってペイトマンからすれば、「＜ジェンダー＞という語を使うことは、＜性契約＞の抑圧に依存している市民的、公的そして＜個人＞という概念に関わる言語を強化するのである」<sup>6</sup>。

こうしてペイトマンと中村は、ジェンダー理論が、生命の継続という課題を私的領域の中に閉じ込めてしまった近代自由主義の枠組みに対して無批判でいることを問題視する。たしかに公的領域と私的領域との分裂それ自体を批判的に問わなければ、社会契約が事実上男性のみによって締結される事実状態を変えることは困難であろう。そもそも市場の領域内部においてさえ、「個人」はフィクション以上のものではない。「契約」に関わる諸個人は法的に対等でありながら、現実には彼・彼女らの間では不等価交換が取り交わされるからである。「契約」において差し出される諸々のサービスは肉体と不可分であり、サービスの売却は肉体に対する所有権の譲渡を伴う。自由主義に従えば、売春は単なる契約当事者相互の対等な交換関係であるにすぎないが、そこで実際に示されるのは、男性が「女性の肉体の使用について契約することで、男性性を示す」という支配の構造そのものなのである<sup>7</sup>。結局のところ、近代自由主義とジェンダー理論は、＜個人＞間の関係が法的に対等な形式をとる以上、この形式的関係の背後にある現実そのものに踏み込むことができない。

## 2. 性のホップズ主義と「肉体」概念

ペイトマンが云うように、近代自由主義が表象する＜個人＞は、自己自身の人格をも財産のひとつとして所有し売買契約の対象として扱うことをすら「自由」として感覚することが可能な、限りなく虚構的な存在者である。この虚構を虚構として意識しない自由主義的言説こそが、女性の肉体が支配の対象になっている現実を許容していることは、なるほど疑い得ない事実であろう。「女性は、市民的個人の公式の地位を得ることはできるが、肉体化された女性性を持った存在と

<sup>6</sup> ペイトマン、前掲邦訳 279-280 頁。

<sup>7</sup> ペイトマン、前掲邦訳 248 頁。



して、我々が男性と同じ意味において「個人」であることは、決してできないのである」<sup>8</sup>。このことからペイトマンは、性中立的なあり方を志向するジェンダー理論に対抗して、男性と女性それぞれの<肉体>を強調する。実際、双方の性における肉体的差異は、リベラルで多面的な現代社会における中心的な実践をなす「契約」の正当性を揺るがしている。ペイトマンが挙げる売春、また代理母の例に即してみても、契約当事者である諸個人の地位は相互に対等でありながら、何故に一方の女性のみがサービスの供給者であるのかは、契約当事者を対等なものとして扱う思想からは説明されない。だがここでは生物学的性差それ自体が社会的性差を構成するのである。

このように男女の「肉体」を強調することで、ジェンダー概念批判は、自由主義の問題点に斬り込む鋭利な武器を提供している。しかし反面で、この議論は男性であることと女性であることの表象を強化して実体化する危険を孕んでいる。この点について、ペイトマンと中村の間には少なからぬ見解の相違があるように見受けられる。まずペイトマンは、人口生殖による男女間の平等を提唱したラディカル・フェミニズムの代表作『性の弁証法』について言及する中で、その著者ファイアーストーンが女性であることの肉体的制約をあまりにも強調しすぎていることを指摘して次のように記している。

生理自体が抑圧的だったり解放的だったりすることはない。生理や自然が、女性の従属を生む源泉になったり、女性の自由な創造性につながったりするのは、ひとえに、生理（自然）が具体的な社会関係のなかで意味を持っているからである。ファイアーストーンの主張は、社会的概念である「女性」と「男性」を、生物学的な区分である「雌」と「雄」に還元してしまい、男性と女性、公的領域と私的領域の間には重要で複雑な歴史的関係性があることを否定してしまうのである<sup>9</sup>

つまりペイトマンは、ジェンダー概念が私的領域と公的領域との分裂を前提としていることを踏まえた上で、性差が社会的に構成されていることを率直に認め

<sup>8</sup> ペイトマン、前掲邦訳 278 頁。

<sup>9</sup> ペイトマン『秩序を乱す女たち？ 政治理論とフェミニズム』、山田竜作訳、法政大学出版局、2014 年、189-190 頁。

ている。彼女からすれば、性差を雌と雄という生物学的属性に還元する捉え方は「理論的な袋小路」に陥らざるを得ない。つまり、男性に比して多大な身体的制約を予め負っている女性——そのような生理的機能の描出もまた、性差について社会的に構成された表象に負っている——は、男性によって保護されて従属する以外にないのだとする帰結がそれである。これをペイトマンは、「個人を徹底的に自然状態に還元してしまう現代版ホップズ風論議」と呼んでいる<sup>10</sup>。

ペイトマンと中村との間の見解の相違は、結局のところホップズの思想に対する評価に帰着するだろう。中村によれば、ペイトマンは『法の原理』を十分に読み込んでいないために、ホップズの母権論を正当に評価していない<sup>11</sup>。ホップズは、男女を基本的に対等な存在として扱ったが故に、子どもを産み育てる女性の母権にこそ権力の原型を見出したのだと捉える中村からすれば、男女の関係とは、ペイトマンの言うように闘争を経た主人・奴隷関係ではなく、あくまで自発的に性欲に基づいて「惹き合う関係」である。そして母権の移譲により成立する父権とは、あくまでも合意に基づく権力である以上、いわゆる「性契約」とも異なるのだと中村は云う。こうして「現代版ホップズ風論議」にまわりついた嫌疑を払いのけた上で、中村は改めて自らの問いをこう定式化する——「男女がともに性的存在であることを否定せずに次世代の生命の育成すなわち生命の永続性を保障し、男女双方に抑圧のない人間社会の秩序を、人間がどのように作るのか」<sup>12</sup>。

しかしながら、このようにして男女の性差をそれぞれの性的な肉体へと還元する思想は、それらの肉体に所属する主体性の自己認識をあまりにも軽視しているかに見える。この欠落は、中村よりもペイトマンの筆によって、次のようにより露骨に記されている。

アイデンティティを持つ<自己>とは、必然的に肉体を持った<自己>である。[...]人間の肉体は、誕生の時の不運を除いて、どのように装っても、また社会構造の中に位置づけられても、同時に男性であり女性であることはない。今では両性の特徴をは

<sup>10</sup> ペイトマン、前掲『秩序を乱す女たち?』、190頁。

<sup>11</sup> 中村、前掲書247-250頁。

<sup>12</sup> 中村、前掲書250頁。

ぎ取ることができるけれども、もし自分の「ジェンダー志向」に不満足ならば、男性は「トランスセクシュアル」になることができるし、女性の偽物に変わることもできる。<sup>13</sup>

さきに引いた文章において性の構成主義的把握に一定の理解を示していたペイトマンが、ここでは一転してあまりに偏狭な見解をとっていることは明らかであろう。セクシュアリティを「肉体」に還元する限り、生物学的性質としての男性性と女性性が実体化される以外にない。その場合には、偶然的に男性ないし女性の身体を持って生まれたそれぞれの主体が感じるアイデンティティ危機も、自らの身体に対する異性の性的な視線から逃れようとする志向も、何であれ一切が「偽物」だとみなされることになろう。たしかに、セクシュアリティの自己決定を要求するリベラルな思想は、自然的な肉体から人格を分離可能だとする特定の形而上学を前提としている。けれどもこの形而上学は、性差を肉体へと還元する本質主義がもたらす息苦しさから我々を解放した当の思想でもあった。それでは、ペイトマンの議論に感じられる息苦しさ、偏狭さの正体とは何であるのか。

### 3. 再生産と性的身体

男性であることと女性であることの根拠を「肉体」に求める思想は、人間を「生命の継続」の観点から規定している。たしかに自由主義的な社会契約論は、再生産というこの課題を私的領域の内へと閉じ込めて「性契約」に委ねることによってはじめて「個人」概念を創出したのだった。そのような「個人」が性中立的である以上、それは結局のところ、市民社会において支配的な男性的身体によって代表され、「家父長的リベラリズム」に寄与してしまう。だがペイトマンも認めるように、たとえそうだとでも「理論的には、リベラリズムと家父長主義は対立し合う定めにある」<sup>14</sup>。それぞれの肉体的属性に基づいて人格を主従関係の中に置く家父長制は、生まれながらにして諸人格が背負う自然的属性を捨象するこ

<sup>13</sup> ペイトマン、前掲『社会契約と性契約』、276-277頁。

<sup>14</sup> ペイトマン、前掲『秩序を乱す女性たち?』、181頁。

とで形式的平等を求める自由主義とは、論理的に整合し得ないのだからである。だとすると、自由主義は家父長制からの解放を促す意義をもつ思想として、一定の範囲内においてではあれフェミニズムの理論と共同歩調をとることができる。たしかに「生命の継続」という課題を私的領域の「性契約」に委ねてしまったのだとしても、自由主義はその反面で性的アイデンティティを生まれながらの肉体的属性から切り離すことで、再生産という任務には拘束されない人格的自由を達成し得た。しかしペイトマンと中村の近代自由主義批判は、「性契約」を批判する過程において同時に個人の自由までも洗い流してしまい、人格を改めて再生産へと拘束し直しているかに見える。

そこに息苦しさを感じざるを得ないのは、「生命の継続」という要請に応じることのできる肉体だけが全てではないからである。十全な生殖機能を備えてこの世界に現れるか否かは偶然でしかなく、そもそもこの社会の再生産に寄与するか否かは、全くのところ「個人」の選択に委ねられる他にない。それでもなお、男性であることと女性であることの性差を肉体的属性に求めようとするならば、その発想は<権力>なるものに拘泥しすぎている。

中村が明らかにしたように、キリスト教的世界観において権力とは、人間が永遠の生命を剥奪されたがために地上で労働と生殖によって自己保存するよう強いられた結果、成立したものであった。そこに深く刻み込まれていた神観念を排除して、自然的な力に基づく社会構成を案出した思想としてホッブズの言説を解釈する中村は、「自己保存と生命の継承」にこそ「権力の本来の目的」を見出している<sup>15</sup>。だが、このようにして権力の視点に立った政治思想は必然的に、個々人の生の多様なあり方を権力の目的に従ってそれぞれ価値評価するよう迫られる。そこでは、「生命の継承」という任務に寄与するか否かが評価の基準となるであろう。男性であることと女性であることとを専ら自然的な「肉体」へと差し戻す近代自由主義批判は、人間存在を類として包括する全体性概念を導入することになる。そこでは、再生産に寄与するか否かを基準にして各々の身体性が選別され、中心化されるか或いは周縁化される他にない。

けれども、そのような全体性概念は果たしてホッブズ自身の思考なのだろうか。

---

<sup>15</sup> 中村、前掲書 259 頁。

心身の能力がおおよそ等しい各人が完全に自己利益のみをしか顧慮せず、したがって闘争状態に入ることを一切の起点にした彼の議論においては、「生命の継承」という課題がそもそも何処にも位置づけられていないように思われる。中村が引いていた一文、「再び自然状態へと立ち戻って、人間たちのことを、あたかも今しがた突然に大地から（キノコのような具合に）生じて成長してきたものであるかのように考えると…」<sup>16</sup>との文言を、ペイトマンは、ホッブズの社会契約論に内在する論理的矛盾の自覚的表現だと捉えている。つまり、ホッブズの体系において基礎単位をなす諸個人は、自己利益のみを追求して他者との闘争状態にあるのだが、にも関わらずもし乳飲み子を抱えてしまえば敵に対して弱みを見せることになる。「こうしてすべての原初的社會契約と国家に関する物語は、ばかげたものとなる。なぜならこれにより、自然状態における個人は、最後の世代になってしまうからである」<sup>17</sup>。実際そのようにしてホッブズは、出生の問題を意識的に捨象することによって、闘争状態と社会契約の物語を維持していたはずである。これに対して中村が、「人間の生命が継承され国家の継続性が保証されるには」、ホッブズの論じた男女の「パートナーシップ」を「国家が担うべき権力として組み入れていくことが必要だろう」と述べる時<sup>18</sup>、その思想はホッブズに近接するよりもむしろ、母性の実存主義的国家論とでも云うべき独特な立場を築き上げているように思われる。

(北海道大学)

---

<sup>16</sup> ホッブズ『市民論（近代社会思想コレクション01）』、本田裕志訳、京都大学学術出版会、2008年、175頁。

<sup>17</sup> ペイトマン、前掲『社会契約と性契約』、62頁。

<sup>18</sup> 中村、前掲書259-260頁。

## 近代平等主義の起源へ

—ワークショップ「ホッブズ母権論の射程」を振り返って—

森 一郎

### 1. 本ワークショップについて

2018年12月23日、北海道大学で、「ホッブズ母権論の射程」と題するワークショップが開かれた。そのコーディネーター兼司会を仰せつかった者として、概略を報告させていただく。(敬称略とすることを諒とされたい。)

日本哲学会の男女共同参画・若手研究者支援ワーキンググループでは、2016-18年度科学研究費補助金の助成を受けて、和泉ちえ(千葉大学)を研究代表者とする基盤研究(B)「哲学分野における男女共同参画と若手研究者育成に関する理論・実践的研究」を推し進めてきた。その最終年度における理論的研究の一つの総括として企画されたのが、本ワークショップである。

提題者には、中村敏子(北海学園大学名誉教授)を迎えた。中村は、2017年2月、法政大学出版局から単著『トマス・ホッブズの母権論——国家の権力 家族の権力』を出版し、産み育てる性にそなわる「母権」を国家権力成立の原点に見出すホッブズの試みを詳しく検討し、その画期的意義を明らかにした。また中村は2017年3月には、社会契約の前に男性への女性の従属を定める性契約が結ばれることで近代国家は成立したとするキャロル・ペイトマンの『社会契約と性契約——近代国家はいかにして成立したのか』を、岩波書店から翻訳出版している<sup>1</sup>。ホッブズは自然的男女差別の思想から自由だったとするペイトマンのホッブズ解釈の着想に拠りつつ<sup>2</sup>、テキストの綿密な検討と思想史的文脈の精査によって、

<sup>1</sup> 原著: Carole Pateman, *The Sexual Contract*, Polity Press, 1988.

<sup>2</sup> 中村敏子訳「「神は男性を助けるべき者を定めた」——ホッブズ, 家父長制そして婚姻の権利」, 『思想』No. 910 (2000年4月号), 岩波書店, 所収。原論文は1991年発表。

ホッブズ母権論の革新性を際立たせる中村の研究は、ワーキンググループ理論班の関心に近接するものをもつ。

今回のワークショップ用に中村が執筆し当日読み上げた提題原稿「ホッブズの母権論の革命性——神の力・人間の力」は、本報告書に再現されている。

ワークショップの特定質問者は、マルクスやルカーチの研究を精力的に進めている秋元由裕（北海道大学文学研究科専門研究員）に依頼した。秋元は、中村の提題原稿「ホッブズの母権論の革命性」を事前に検討して、特定質問レジュメを作成し、ワークショップ前に中村に送った。当日は、最初に中村から提題があり、続いて秋元が特定質問をしたあと、中村がさらに応答する形で進化した。秋元には、ワークショップでの特定質問とその応答を踏まえての論考を本報告書のために新たに書きおろしてもらった。

前日の12月22日には、北海道哲学会と北海道大学哲学会の合同研究発表会が北海道大学で開催されたこともあり、本ワークショップは、両哲学会との共催という形をとった。さらに、北海道大学文学研究科の応用倫理・応用哲学研究教育センターの後援も受けた。当日は、北海道哲学会会長の水野浩二（札幌国際大学）、北海道大学文学研究科の蔵田伸雄、村松正隆、近藤智彦、その他の研究者、院生を含めて、20名以上の参加者があった。日本哲学会会長の加藤泰史（一橋大学）や研究代表者の和泉も参加した全体討議でも、密度の濃い質疑応答が交わされ、終了予定時刻を超過して議論が続いた。

## 2. ホッブズの平等論と母権論

以下では、本報告書に収録される中村の提題原稿と、その応答としての秋元の寄稿の余滴として、ホッブズの平等論とそこでの母権論の位置価について若干のコメントを記し、ワークショップ報告の補いとさせていただきます。

### (1) 神の殺害者としてのホッブズ

中村のワークショップ提題のメインタイトルは、「ホッブズの母権論の革命性」であった。同時代のフィルマーの父権論のみならず、次世代のロックの社会契約

論まで「反動」的と評したくなるほどのホッブズの母権論の「革命性」は、どこから来るのか。それは、中村提題の「はじめに」で明言されているように、「ホッブズが神にまったく頼らず、人間の現実だけを見つめ、人間の力だけに基づく社会の構成を考えた」ことによる。

だが、この革命性は現代のわれわれにはなかなかピンと来ない。なぜか。神に頼らないで議論を立てるのは当たり前だと、われわれが見なしているからである。だから、その現代の常識を 17 世紀の哲学者が共有していることに関して、どうしても感度が鈍くなる。とはいえ、ホッブズの時代の常識はまったく別だった。神を前提して議論するのが当然であった時代に、ホッブズは、それとまったく異なる新理論を提起した。それが、唯物論的宇宙像の無差別性に基づく人間平等説であった。その革命性はいくら強調してもしすぎることはない。

革命というのは、いったんそれが成功して体制として定着すると、平凡陳腐に見えてくるものである。王権神授説がまことしやかに語られる時代、人間世界のしくみについて、神抜き議論を一から組み立てることは、ありそうにないことだった<sup>4</sup>。そのラディカルな新機軸がいつしか当然と考えられるようになったということは、それだけ革命が成功したということなのである。

ニーチェは 19 世紀末、「神は死んだ」と語った。1882 年初版の『愉快的学問』中の断片 108 番ではじめてそう記して「新たな戦い」がここに始まると予告し、さらに 125 番では「狂人」を登場させて、「俺たちが神を殺したのだ」と叫ばせている。その神殺しの一部始終については憶測するほかないものの、神をお払い箱にした新しい政治哲学の地平を切り拓いたホッブズは、神の殺害者の一人だった、と考えてよかろう。そして、この革命家の末裔こそ、神のことなど語っても仕方ない、と訳知り顔で首をすくめるわれわれ現代人なのである。

<sup>3</sup> もちろん、古代ギリシアにも筋金入りの唯物論者はいたから、万人平等説もそこまで系譜を辿ることができる。たとえば——古代原子論者はひとまず措くとして——アンティフォンは、その原点に擬されてよい。拙稿「自然的平等について——近代道德の系譜学のための一覚書」、東京女子大学紀要『論集』第 63 巻第 2 号、2013 年、所収、参照。

<sup>4</sup> その当時、神抜きの政治理論が存在しなかったわけではもちろんない。もっと前のマキアヴェッリにしても、神にお出ましを乞うことはしなかった。総じて、ルネサンスの思想家は、古代ギリシア・ローマの多神教的世界観は重んじて、キリスト教の一神教的世界観とは袂を分かとうとしたであろう。だが、近代ならではの徹底した唯物論的宇宙像に基づく政治理論は、ホッブズをもって嚆矢とする。



## (2) 人間の自然的平等

ホブズ解釈の新地平を切り拓いた論文で、ペイトマンはこう記す。——「ホブズは、男性の女性に対する自然的な支配は存在しないという前提から出発した唯一の契約論者（そして、おそらく西洋の政治理論の「伝統」の中にいるただ一人の論者）である。彼の自然状態において、個人としての女性は個人としての男性と同じくらい自由であり、かつ平等である」<sup>5</sup>。

ホブズの画期的な男女平等論の前提にあるのは、万人の自然的平等である。このいわば人間学的公理から、男女の無差別という原則が導き出されるのである。この公理としての万人平等説は、では、どこから来るのか。もちろんそれは、万物を物的要素へ無差別に還元する徹底した唯物論的宇宙像に基礎をもつのだが、その議論水準と、生身の人間どうしの力関係とをそのまま重ね合わせるだけでは説得力に乏しい<sup>6</sup>。ホブズがここで提出する論拠は、じつに、可死性および殺害可能性における平等なのである。

『リヴァイアサン』で自然状態論が導入される第13章の第1段落では、「自然は人間を、肉体および精神の能力において、平等に作った」<sup>7</sup>とされ、まずもってこう説明される。

というのも、肉体の力強さについて言えば、最も力の弱者でも、最も力の強い者を殺すだけの力強さをもっているからである。あるいは、ひそかな策謀によって、あるいはまた、自分自身と同じ危険にさらされている他の人びととの共謀によって。<sup>8</sup>

私がこの箇所を読むたびに思い起こす場面がある。トロイア戦争の覇者アガムムノン王が帰還して、風呂場に丸腰でいるところを、情夫と策謀をめぐらせた妃クリュタイメラに刃物でメッタ殺しにされるという、アイスキュロス描く凄

<sup>5</sup> 「「神は男性を助けるべき者を定めた」」 88頁。

<sup>6</sup> ただし、「物体論」と「市民論」のあいだには、徹底して自然主義的な「人間論」が挟み込まれる。拙論「哲学的人間学の自然主義的起源をめぐって——ホブズの人間理解」、東北哲学会編『東北哲学会年報』第30号、2014年、所収、参照。

<sup>7</sup> Thomas Hobbes, *Leviathan*, edited by Richard Tuck, Cambridge University Press, 1996, p. 86.

<sup>8</sup> *Leviathan*, p. 87. 拙著『死と誕生』東京大学出版会、2008年、192頁、も参照。

惨な場面である。翻訳を手がけたトゥキユディデス、ホメロスをはじめとして、古典古代に造詣の一人倍深かったホッブズのことである。そういう連想が働くのもあながち牽強附会ではあるまい。それに、肉体上、精神上の多少のデコボコなど、人間の復讐心の果てしなさに比べれば物の数でないことは、国王を血祭りにあげた17世紀英国内乱の知悉者にとって、紛れもない真実だったのであろう。

### （3）主人と奴隸，男性と女性

近代平等主義の元祖ホッブズは、主人と奴隸の間に本性上の差異があるとしたアリストテレス以来の通説を、明確に否定した。『リヴァイアサン』第15節で第九の自然法として「傲慢 *Pride*」の禁止が挙げられる箇所、こう言われる。

誰が優れた人間かという問題は、まったくの自然状態においては、存在する余地がない。自然状態では（すでに〔第13節で〕示したように）、万人は平等なのだから。現に存在する不平等は、市民法によって導入されたのである。アリストテレスは『政治学』第1巻で、自分の〔奴隸制に関する〕学説を基礎づけるために、自然的不平等を唱えた。すなわち、生まれつき、ある人びとは主人となるにふさわしく、〔…〕他の人びとは奴隸となるにふさわしい〔…〕とした。あたかも、主人と奴隸の区別が、人びとの同意によってではなく、知能の違いによって導入されたかのように。だがこれは、理性に反するのみならず、経験にも反する。<sup>9</sup>

奴隸制を否定することは、平等主義者を以て任ずるわれわれ現代人のイロハに属する。アリストテレスが、人間本性の優劣を根拠として奴隸制を肯定したこと自体、古代哲学研究上のスキャンダルと言うべきものとなった。だが、ホッブズの時代にはそうではなかった。当時の通念に逆らいアリストテレスという権威に楯突いて、主人と奴隸の本性上の違いなどじつはどこにもありはなしなのだ、と革命家ホッブズは近代平等主義の狼煙を上げたのである。

その同じ普遍的平等主義が、男女間の差異にも適用される。『リヴァイアサン』第20章に、こうある。

---

<sup>9</sup> *Leviathan*, p. 107.

男性のほうが女性より優れているとして、男にのみ〔子に対する〕支配を認めている人もいる。だが、彼らは計算違いをしている。というのも、男と女のあいだに、戦争なしで権利が決定されるような、体力や知力の違いがあるとは、必ずしも言えないからである。<sup>10</sup>

伝統的に信じ込まれてきたような、男女間のアプリオリな実力差は存在しない。優劣は、実際に戦ってみなければ分からず、その結果、女性のほうが優れていたと判明することも大いにありうる。なぜなら——とここであえて敷衍すれば——人と人の違いなど、所詮ドングリの背比べにすぎないからである。

もちろんそれは、神の前での被造物平等主義ではないし、男女の別と無関係に優れた者を選抜して支配者に育てるプラトン型のエリート主義とも異なる。われわれがここで出会っているのは、奴隷制否定論と同根の近代男女平等説の真正のルーツなのだ。そしてそれは、殺されやすさという絶対的非力さを公分母とする万人自然的平等説から導き出される当然の帰結だったのである。

#### (4) 母権の根源性と父権の派生性

男女平等説を理論的に定礎したホブズは、当然、「子に対する支配は等しく両者〔つまり父と母〕に属すべきである」<sup>11</sup>とする。他方で、子に対する支配権に関しては非対称性があることを明確に認めている。

『リヴァイアサン』にはこうある。「まったくの自然状態では、誰が〔子の〕父親であるかは、母親によって宣告されないかぎり、知られえないから」という理由で、「支配は母親にある」<sup>12</sup>。しかも、母親は自分の産んだ「子を養育することも遺棄することもできる」のであり、母親に育てられる場合、子の生命は母親に負っているのだから、子は「他の誰に対してよりも、母親に従うことを義務づけられる」<sup>13</sup>。父に優先する「母の力 the power of the Mother」<sup>14</sup>、つまり父権に先立

<sup>10</sup> *Leviathan*, p. 139.

<sup>11</sup> *Leviathan*, p. 139.

<sup>12</sup> *Leviathan*, p. 140.

<sup>13</sup> *Leviathan*, p. 140.

<sup>14</sup> *Leviathan*, p. 140.

つ母権が、出産と養育という原初的場面にそくして見届けられたのである。

ホブズによれば、父権とは所与の前提などではなく、母権こそ自然的には、つまり「発生・生殖 generation」においては優位に立つ。子を産むことのできる性は、子を儲けるしか能のない性に対して優位を占める。産み育てる子どもに対しても、母は絶大な力の持ち主として支配権をもつ。こうした「母の力」肯定論は、われわれ現代人にはそれほど違和感なく聞こえるが、父親の圧倒的優位が自明視されていた当時、これまた革命的なものだった。ホブズ自身、自説の革命性にももちろん自覚的であった。今度は『市民論』第9章第3節から引用しよう。

自然状態においては、出産した女性はみな母親になると同時に女支配者となる。これに対してある人は、こういう場合母親ではなく父親が、性の優越ゆえに支配者となるのだと主張するが、これは無根拠な主張である。なぜなら、道理はその反対だからであって、その理由は、男が女に対して戦争抜きに命令権を獲得できるほど、両性の自然的実力の不平等は大きくないからである。<sup>15</sup>

女性は、子どもを産むと同時に「女支配者」になる。つまり、女性のパワーの源は出産と養育にある。母権の根源性に比べれば、父権は派生的でしかない。「母親は根源的に子どもたちの女支配者であり、また父親や他の誰かは母親からの派生的権利によってそうなのである」<sup>16</sup>。——母権の根源性および父権の派生性を主張するホブズの「母性の復権」論が、ここにある。

### （5）ホブズにおける男女の力学のゆくえ

「子どもに対する根源的な支配権は母親に属する。そして他の動物に劣らず人間においても、子孫は子宮から生ずるのである」<sup>17</sup>。

母性のこの優越性は、だが、父性によって揺らぐことになる。これはホブズにおいてもそうであった。伝統的家父長制論者の男性優位の主張をひっくり返し

<sup>15</sup> Thomas Hobbes, *On the Citizen*, edited and translated by Richard Tuck & Michael Silverthorne, Cambridge University Press, 1998, p. 108／本田裕志訳『市民論』京都大学学術出版会, 185頁。訳文を若干改変（以下同様）。

<sup>16</sup> *On the Citizen*, p. 110／本田訳 188頁。

<sup>17</sup> *On the Citizen*, p. 109／本田訳 185頁。

たはずのホッブズでも、契約にもとづく女性から男性への権利の委譲により母権に代わって父権が確立される、という議論の運びとなる。どうしてそうなるのか。あたかも男女間の力関係の機微が、ここに姿を見せるかのようである。

ペイトマンは、女性に対するこの男性優位の成立事情を、子どもの養育が母親にとって重荷となることに求めている。「女性が母となり、支配者となって子供を育てようと決意したとき […] 彼女の立場は、男性に対してわずかに不利となるのである。なぜなら、いまや彼女は、自分だけではなく、幼い子供も守らなければならないからである。逆に、男性は彼女に対して多少有利な立場を獲得し、初めは同等なものとして扱わなければならない女性を打ち負かすことができる」<sup>18</sup>。「男性という敵に出し抜かれ」る、という妙に実感のこもった分析だが、この場合、産み育てる性のパワーはその弱点へあえなく転化してしまう。

中村は『トマス・ホッブズの母権論』の最終第九章で、この「ペイトマンのホッブズ解釈の問題点」を指摘している<sup>19</sup>。一つには、ペイトマンの分析は、国家形成に重点の移った『リヴァイアサン』に偏っており、男女の結合関係について踏み込んで論じるホッブズ最初の政治哲学論考『法の原理』を疎かにしている点。もう一つには、ホッブズはローマ法に言う「ファミリア」という政治的集合体に定位した議論構成をとっており、「性契約」という分析にはなじまないという点。いずれも重要な指摘であろう。さらに、中村が『市民論』の記述から引き出した「パートナーシップ」<sup>20</sup>、つまり男女がどちらか一方に従属することなく両性が相互に対等な共同関係を形づくるというオプションは、注目に値する。

ホッブズにおいてこの「パートナーシップ」は、自然状態における「自由婚」を意味する。両性の自由な連帯をどこまでそこに読み込めるかは、疑問なしとしない。とはいえ、男女の結合関係の可能的形態を論ずるホッブズの議論のただ中に、母権と父権の二者択一という考え方自体を揺るがしかねない選択肢が見出されることが重要なのである。主権は単一でなければならないとしてきた伝統的統治理論の前提そのものに風穴を開ける複数的協働の可能性が垣間見えるからである。

<sup>18</sup> 「神は男性を助けるべき者を定めた」 99 頁。

<sup>19</sup> 『トマス・ホッブズの母権論』 258 頁以下。

<sup>20</sup> *On the Citizen*, p. 109 / 本田訳 187 頁。partnership はラテン語 *societas* の英訳である。

最後に、蛇足ながら付言しておきたいことがある。

産み育てる性の優位というホップズの主張に接すると、私はついエウリピデス『メデア』の幕切れを連想してしまう。つまり、夫の裏切りに復讐すべく実の子どもたちを殺してみせる母親の鬼気迫る姿を、思い浮かべてしまう。思えば、ホップズは、弱冠 13 歳の頃、『メデア』をギリシア語からラテン語の韻文に訳してみせた早熟の天才だった<sup>21</sup>。

エウリピデスは、メデアとの夫婦喧嘩のさなか旗色の悪くなった往年の英雄イアソンに、不吉な泣き言を語らせている。「まったく、女なぞこの世にいないで、どこか別のところから子供が出来るのだとよいのだが。そうすれば、人間には、禍いという禍いがなくなるであろうに」<sup>22</sup>。ひょっとすると、子宮不要の無性生殖技術の開発をもくろむ近未来テクノロジーは、イアソンの願望を成就するつもりなのだろうか——「母の力」を殺ぐという底意を秘めて。

\*本稿作成にあたり、伊豆藏好美氏（聖心女子大学）の「ホップズにおける人間の平等について」（哲学会第 57 回研究発表大会、2018 年 11 月 3 日、発表原稿）を参考にさせていただいた。記して感謝する。

（東北大学）

---

<sup>21</sup> 神崎繁「私の『ヰルギナリア欄外書き込み』から——ホップズの『メデア』」、『学会会報』No. 819（1998 年 4 月号）、所収、参照。

<sup>22</sup> 中村善也訳「メデア」、『ギリシア悲劇 III エウリピデス（上）』ちくま文庫、1986 年、所収、102 頁。



# 日本哲学会 2016 年度男女共同参画アンケート

## 集計報告

秋葉 剛史

### 1. はじめに

本稿は、日本哲学会の男女共同参画・若手研究者支援ワーキンググループが 2016 年度（2017 年 1 月～2 月）に実施した、男女共同参画に関するアンケート（以下、「本アンケート」）の結果報告である。本アンケートの主なねらいは、わが国の哲学分野における男女共同参画の実態と問題点がどのように認識されているかを把握し、状況の改善に向けどのようなことが必要ないし有効かについての示唆を得ることであった。本稿では、この 2016 年度のアンケートの結果を、全体集計と男女別集計の結果を中心に報告する。全体として、ここでの主な目的は詳細な分析というよりはひとまずの結果提示であるが、以下では比較のため、次の二つのアンケートの結果も適宜参考にする：

- ・日本哲学会で 2005 年 8 月～9 月に実施した同趣旨のアンケート（以下「前回アンケート」として言及）
- ・自然科学系の男女共同参画学協会連絡会が 2016 年 10 月～11 月に実施した大規模アンケート「第四回 科学技術系専門職の男女共同参画実態調査」（以下「自然科学系アンケート」として言及）

以下、第 2 節では本アンケートの概要について説明し、第 3 節では本アンケート回答者の基本情報について述べる。第 4 節では、本アンケートの結果を、上記二つのアンケートとの比較をまじえて報告する。



## 2. 調査の概要

本調査の実施期間、対象、方法、回答率は以下のとおりである。

- 実施期間：2017年1月6日（金）～2月17日（金）
- 調査対象：2016年12月時点での日本哲学会会員
- 実施方法：日本哲学会にメールアドレスを登録している会員に対してはメールでの通知によりウェブアンケートへの回答を依頼した。メールアドレス未登録の会員に対しては依頼状を郵送し、用紙返送による回答を依頼した。

アンケートの文面は、基本的に前回アンケートのそれを踏襲し、自然科学系アンケートも参考にしつつ設問と選択肢を整理・追加する形で作成した。

- 回答数および回答率：

全体：244名（／1403名）、回答率17%

女性：57名（／159名）、回答率36%

男性：185名（／1244名）、回答率15%

その他：2名

ここでの母数である男性会員と女性会員の数は、会員名簿に掲載されている氏名から推定したものである。また郵送による回答は2件あった。

図 A-1. 全体回答率  
(n=1403)

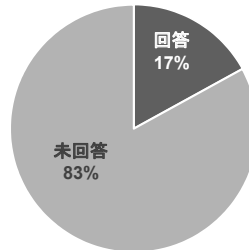


図 A-2. 女性回答率  
(n=159)

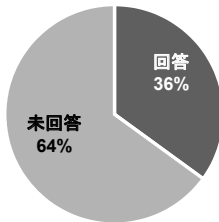
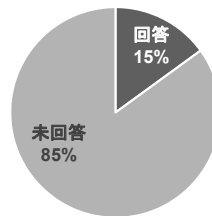


図 A-3. 男性回答率  
(n=1244)



回答率は決して高いとはいえないが、前回アンケート（2005 年）と比べると、全体の回答率はおよそ 3 倍に上昇した（6%→17%）。男女別にみると、男性回答率は 3 倍に（5%→15%）に、女性回答率も 1.6 倍（22%→36%）になった。

### 3. 回答者の基本情報

本アンケート回答者の 2016 年 4 月 1 日時点の年齢層、性別比率、回答時の所属と職、専門分野は以下のとおりである。

#### (1) 回答者の年齢層

図 B-1. 回答者年齢層・実数

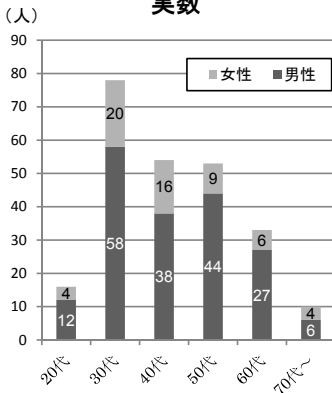
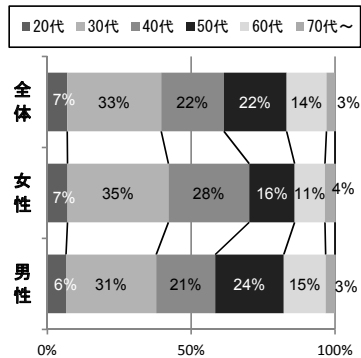


図 B-2. 回答者年齢層・割合



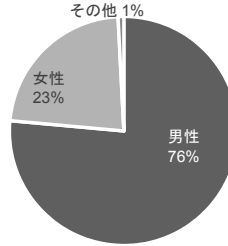
前回アンケートと比べると、本アンケートではとくに 30 代までの回答者数が増え（前回 39 名→今回 96 名）、回答者全体のうちで占める割合も大きくなった（29%→40%）。40 代までの回答者が占める割合も増加し（52%→62%）、とりわけ女性回答者全体のうちでは、40 代までが占める割合が前回の 53%から 70%へと増えた。（男性の方では、40 代までの割合は前回 51%で今回 58%。）

## (2) 回答者の性別

回答者の実数は、前述のように、全体で244名（女性57名、男性185名、その他2名）だった。

各性別の割合は図Cのとおりである。男女の比率は、女性23%、男性76%となった。この比率は、前回アンケート時（女性25%、男性75%）とほぼ同じで、自然科学系アンケートの男女比率（女性28%、男性72%）とも大きく変わらない。

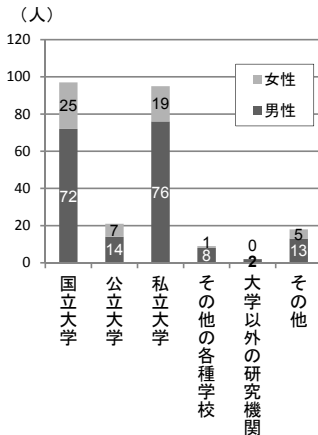
図C. 回答者の性別  
(n=244)



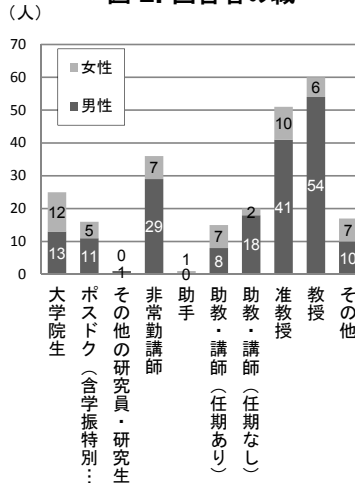
## (3) 回答者の所属および職

回答者の本アンケート時の所属および職は次のとおりである（図D、E）。

図D. 回答者の所属

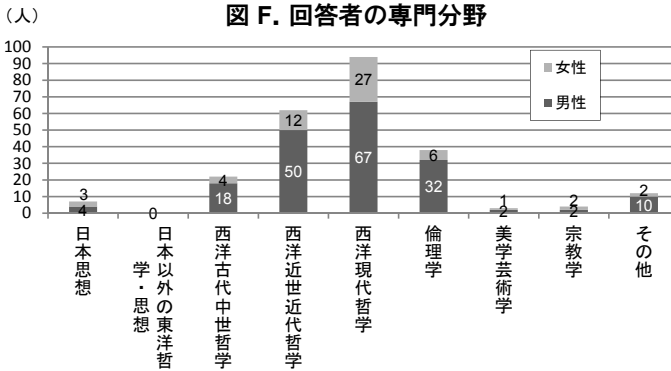


図E. 回答者の職



## (4) 専門分野

回答者の専門分野は次のとおりである（図F）。



#### 4. アンケートの結果

続いて本アンケートの結果を報告する。まず全体の構成を示しておくと、本アンケートは全部で 19 の設問からなり、それらの設問は大きく次の七つのセクションに分かれる（設問と選択肢の詳細は、本稿末尾の補遺 1 を参照）：

- (1) 日本の哲学分野の女性研究者・委員の比率の低さについて
- (2) ポジティブアクション（女性枠）について
- (3) ジェンダーバイアス，男女の処遇の差について
- (4) 男女共同参画推進のために必要なこと
- (5) 男女共同参画の促進度
- (6) 本ワーキンググループの活動の認知度
- (7) 自由記述

以下では、最後の自由記述を除く六つのセクションについて、それぞれの設問と回答の結果を報告する。（自由記述として寄せていただいたご意見は、近々本ワーキンググループのホームページにて紹介する予定。）

### (1) 日本の哲学分野の女性研究者・委員の比率の低さについて

一つ目のセクションは、女性研究者および学会女性委員の比率の低さにかんするもので、二つの設問からなる。各設問と回答結果は以下のとおりである。

#### Q1-1. 哲学分野における女性研究者の比率の低さは、何を反映していると思いませんか。(複数回答可)

全体でみると(図 G-1)、選択率の高かった(40%を超えた)項目は、「研究職の将来像が不透明」(47%)、「研究者育成段階の指導環境」(47%)、「ロールモデルが少ない」(46%)、「女性が活動しにくい学会・業界の体質」(41%)である。

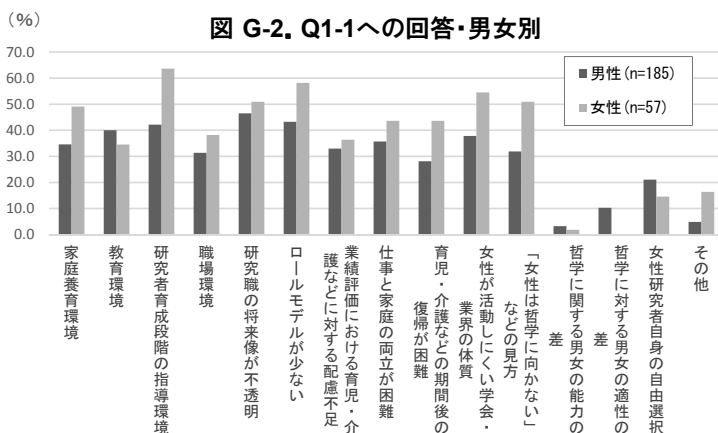
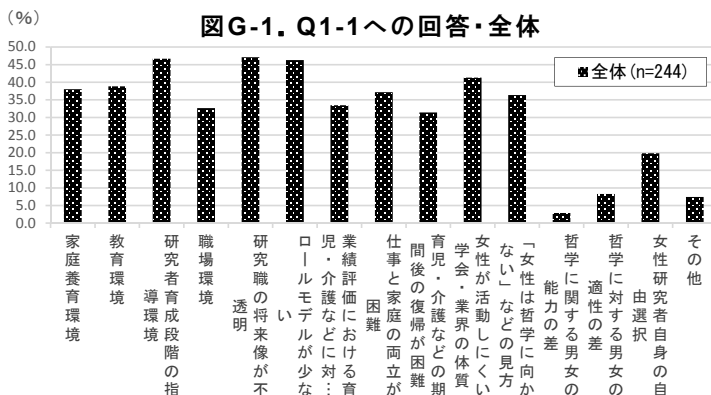
前回アンケートと比べると、「女性研究者自身の自由選択」の選択率は大きく低下し、全体で46%から20%と半分以下になった(女性33%→15%、男性50%→21%)。

自然科学系アンケートと比較すると、本アンケートでは「仕事と家庭の両立が困難」の選択率(37%)は低めだった(自然科学系では54%)。一方、本アンケートの方が選択率の高かった項目は、「研究職の将来像が不透明」(47%、自然科学系は23%)、「ロールモデルが少ない」(46%、自然科学系は28%)、「教育環境」(39%、自然科学系は20%)などである。ここからは、他分野にも共通する要因とともに、哲学分野に固有の事情を見極めていくことの重要性が示唆される。

次に男女別でみると(図 G-2)、多くの項目で男女の選択率のあいだに目立った差があった。なかでも差が大きかったのは、「研究者養成段階の指導環境」(女性64%、男性42%)、「ロールモデルが少ない」(女性58%、男性43%)、「女性が活動しにくい学会・業界体質」(女性55%、男性38%)、「女性は哲学に向かないなどの見方」(女性51%、男性32%)などである。

ただし前回アンケートと比べると、いくつかの項目で男女選択率の差が縮まった。すなわち、「女性は哲学に向かないなどの見方」の差は35%から19%に(女性61%、男性26%→女性51%、男性32%)、「女性が活動しにくい学会・業界体質」の差は30%から17%に(女性64%、男性34%→女性55%、男性38%)、「女性研究者自身の自由選択」の差は17%から6%に(女性33%、男性50%→女性21%、男性15%)、「教育環境」の差は13%から5%に(女性58%、男性45%→

女性 40%, 男性 35%), それぞれ縮まった。男女の認識のあいだに依然相違はあ  
るものの, 部分的な接近もみられることがここからうかがえる。

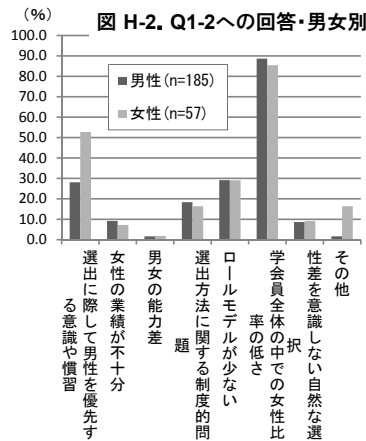
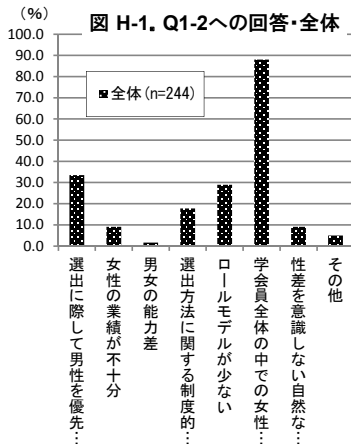


Q1-2. 学会運営に携わる委員(編集委員を含む)に選出される女性比率の低さは、何を反映していると思いますか。(複数回答可)

全体でみると（図 H-1）、選択率ももっとも高かったのは「学会員全体の中での女性比率の低さ」（88%）で、これ以外では「選出に際して男性を優先する意識や慣習」（34%）、「ロールモデルが少ない」（29%）が多く選択された。

前回アンケートと比較すると、多くの項目で選択率が下がった。とくに低下幅の大きかった項目を挙げると、「性差を意識しない自然な選択」は全体で 26% から 9%（女性 18%→9%、男性 28%→9%）に、「女性の業績が不十分」は全体 17% から 9%（女性 24%→7%、男性 15%→9%）に、「選出に際して男性を優先する意識や慣習」は全体で 50% から 34%（女性 64%→53%、男性 46%→28%）に、それぞれ選択率が低下した。

男女別でみると（図 H-2）、「選出に際して男性を優先する意識や慣習」の男女選択率の差は 25%（女性 53%、男性 28%）と大きく、前回アンケート時の差 18%（女性 64%、男性 46%）よりもむしろ広がった。



## (2) ポジティブアクション（女性枠）について

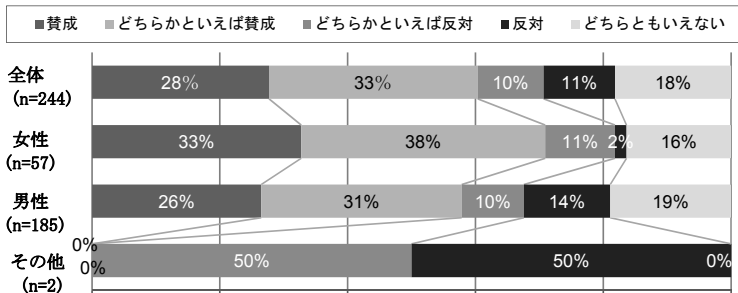
二つ目のセクションは、研究機関の採用や学会委員の選出に際しての「女性枠」にかんするものである。このセクションは六つの設問からなり、それぞれの設問および回答結果は以下のとおりである。

### Q2-1. 大学やその他研究機関の採用時に女性採用枠を設定することについて、どのように考えますか。

採用時に女性枠を設けることに「賛成」ないし「どちらかといえば賛成」という回答は、全体で 60%（女性 71%、男性 58%）だった。一方で、「反対」ないし「どちらかといえば反対」は全体で 22%（女性 13%、男性 23%）だった（図 I）。

本設問への回答と目立った関連のみられた設問についてもふれておく。まず、本設問で「賛成」側と「反対」側を選んだ回答者はそれぞれ、Q2-4、Q2-5でも対応する項目を選択する傾向があった。また、本設問で「反対」の側を選んだ回答者は、ジェンダーバイアスの存在（Q3-1）と経験（Q3-5）に関して、「あり」の選択率が低かった。また、Q1-1、Q1-2、Q3-3、Q3-4、Q4での前半項目の選択率も、おおむね本設問での「賛成」→・・・→「反対」の順に低くなった。（Q1-1の「適性の差」や「女性研究者の自由選択」、Q3-3、3-4の「男女の処遇に差はない」などの選択率はこれと逆。）

図 I. Q2-1への回答



### Q2-2. Q2-1で「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した方は、その理由をお答えください。（複数回答可）

採用時の女性枠設定に賛成する理由としては、全体では（図 J-1）、「公正な状態になるまでの暫定的措置が必要」の選択率がもっとも高く（77%）、それ以外



でも「採用時のジェンダーバイアスの解消」(58%),「学生のキャリアのために多様性が望ましい」(53%),「キャリア形成時のジェンダーバイアスの解消」(52%)が5割を超えた。

男女別でみると(図J-2),「ケア役割の多くを女性が担っている」の男女選択率(女性26%,男性8%)にとくに大きな差があった。

図 J-1. Q2-2への回答・全体

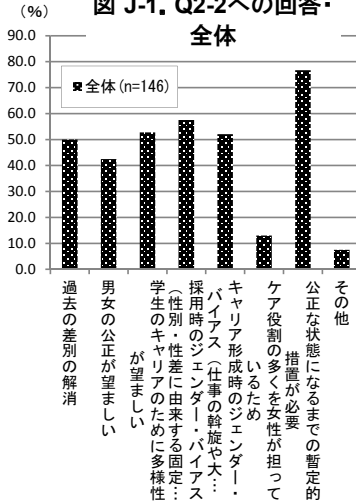
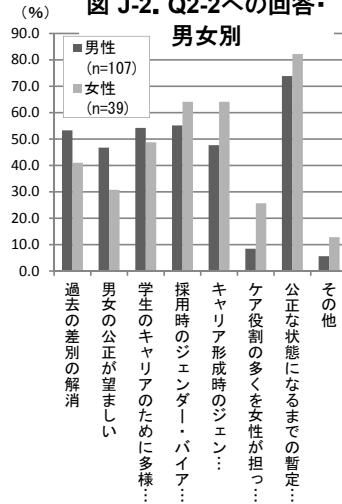


図 J-2. Q2-2への回答・男女別



**Q2-3. Q2-1で「反対」「どちらかといえば反対」と回答した方は、その理由をお答えください。(複数回答可)**

採用時の女性枠設定に反対の理由としては、全体では(図K-1),「女性枠を設けなくても『業績が同等の場合は女性候補を優先する』などの措置で十分」の選択率ももっとも高く(42%),それ以外では「女性だから採用されたと偏見をもたれる」(35%),「過去の差別のために現在の男性が応募できないのはおかしい」(33%),「女性研究者の自然増に任せるべき」(33%)が多く選択された。

男女別でみると(図K-2),目立った違いとして、「女性研究者の自然増に任せ

るべき」では女性の選択率が高く（女性 57%，男性 30%）、「過去の差別のために現在の男性が応募できないのはおかしい」では男性の選択率が高かった（女性 29%，男性 42%）。

図 K-1. Q2-3の回答・全体

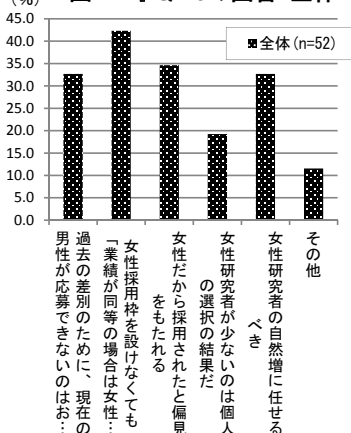
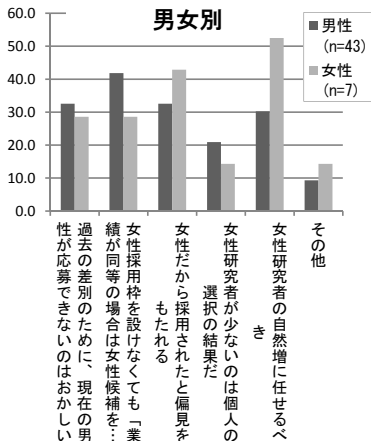


図 K-2. Q2-3の回答・男女別

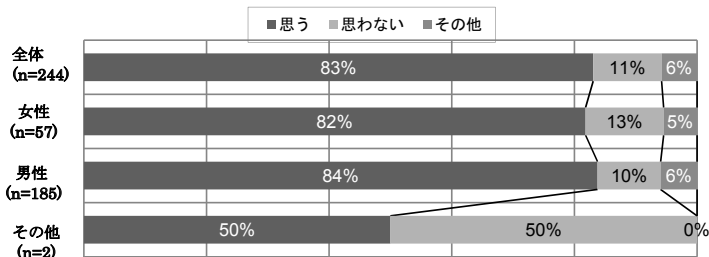


#### Q2-4. 学会において女性の委員（編集委員を含む）の割合が増えるべきだと思いますか。

学会での女性委員が増えるべきだと「思う」回答者の割合は、全体で 83% と高く、男女のあいだにも大きな差はなかった。

なお前回アンケートでは、「思う」の選択率が 76%（女性 79%，男性 76%）、「思わない」が 10%（女性 6%，男性 12%）、「その他」が 15%（女性 15%，男性 15%）だった。

図 L. Q2-4への回答

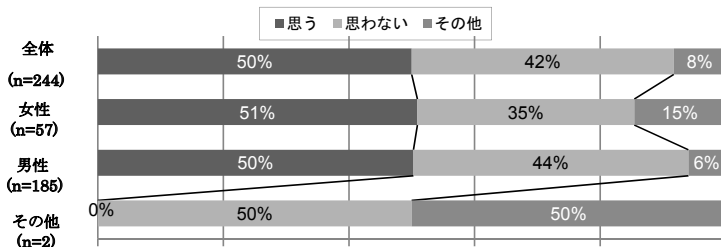


#### Q2-5. 学会の委員の選出に際して「女性枠」を設ける必要があると思いますか。

学会の委員に女性枠を設ける必要があると「思う」回答者の割合は、全体で50%と先のQ2-4ほどは高くなかった。男女のあいだにも大きな差はなかった。

なお前回のアンケートでは、「思う」の選択率が39%（女性39%、男性39%）、「思わない」が51%（女性45%、男性53%）、「その他」が18%（女性27%、男性15%）だった。

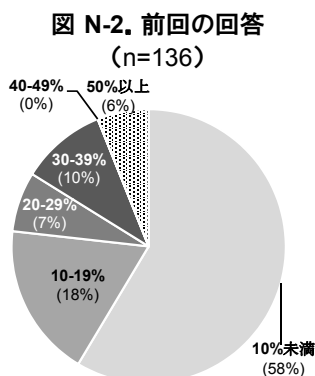
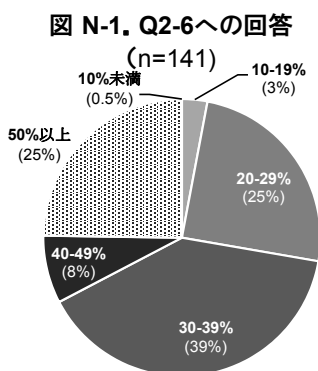
図 M. Q2-5への回答



#### Q2-6. 委員の「女性枠」を設ける場合、どの程度（何パーセント）まで増やすのが適切であると思いますか。

学会委員の女性枠を設ける場合の適切な割合について（図 N-1）、もっとも多かったのは「30-39%以下」という回答（選択率 39%）で、次に多かったのは「20～29%」と「50%以上」（選択率 25%）だった。回答の平均値は「33%」だった。

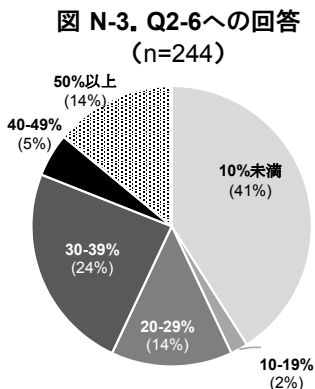
前回アンケートと比較すると（図 N-2）、今回のアンケートでは、女性委員の適切な割合として比較的大きな数値を選んだ回答者が増え、小さな数値を選んだ回答者が減っている。（たとえば、女性委員の適切な割合を「10%未満」とした回答者は、前回の 58%から今回は 1%にまで減り、「30～39%」とした回答者は前回の 10%から今回は 39%に増えている。）前回アンケートの平均値は「15%」だったので、単純に平均値で比べても、女性委員の適切な割合と考えられている数値は前回の倍以上になったことになる。



だがひょっとすると、ここまで大きな変化を読みとることは慎重であるべきかもしれない。今回のアンケートでは Q2-6 に回答しなかった人が 103 名いたのに対し、前回アンケートでは同じ設問に対する未回答者がいなかったことをふまえると、今回は何らかの事情で、女性枠を設けること自体に賛成でない者の多くがそもそも本設問に回答しなかったという可能性もある（設問の文面は変えてい

ないのだが)。

そこで参考までに、今回の設問 Q2-6 への未回答者を「10%未満」を選択した者とみなした場合の結果も示しておく。この場合の選択割合は、図 N-3 のようになった。これは上の図 N-1 が示すものよりは穏当な結果だが、前回アンケートと比べるとやはり比較的大きな数値を選んだ回答者が増えている（平均値も「19%」になる）。



### (3) ジェンダーバイアス、男女の処遇の差について

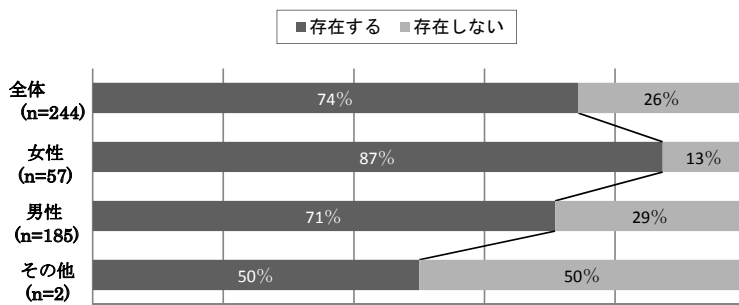
三つ目のセクションは、ジェンダーバイアスおよび男女の処遇差に関するものである。このセクションも六つの設問からなり、それぞれの設問と回答結果は以下のとおりである。

#### Q3-1. 哲学の教育や指導の場面で、ジェンダーバイアスが存在すると思いますか。

ジェンダーバイアスが「存在する」の選択率は全体で 74%となった (図 O)。これは前回アンケートでの「存在する」の選択率を上回っている。(前回は場面ごとに分けた設問になっており、「研究テーマの選択や研究指導の現場」でジェンダーバイアスが「存在する」は全体で 54% (女性 70%, 男性 49%)、「哲学教育」の場面で「存在する」は全体で 65% (女性 85%, 男性 59%) という選択率だった。今回の 74%という数値は、このどちらよりも高くなっている。)

前回アンケートの時点 (2005 年) よりも状況が悪化したのではないとすれば、この結果は、ジェンダーバイアスについての認識がこの 10 年ほどの間にある程度広まったという可能性を示唆するかもしれない。(単純にジェンダーバイアスが存在すると思う人の回答率が上がったという可能性もあるので言い切ることができないが。)

図 O. Q3-1への回答

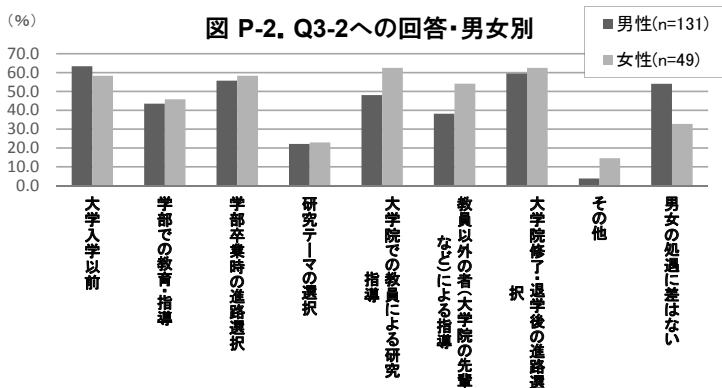
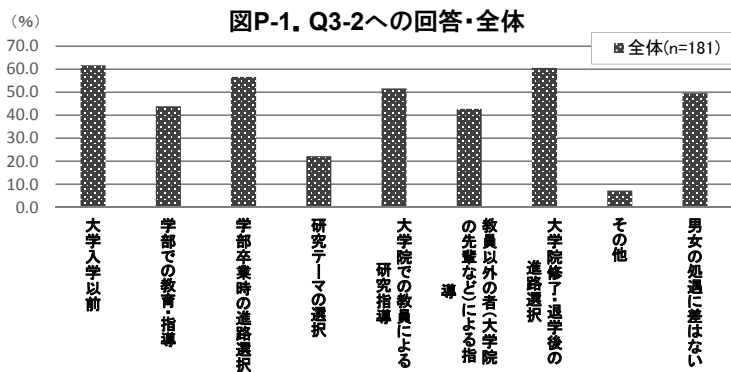


**Q3-2. Q3-1で「存在する」と回答した方は、ジェンダーバイアスが実際に存在・作用していると思う場面をお答えください。(複数回答可)**

全体でみると(図 P-1), もっとも選択率が高かったのは「大学入学以前」の 62% だった。しかし大学入学以後も、とくに学生の進路選択の場面(学部卒業時および大学院修了退学時)でジェンダーバイアスが作用している, という回答が多かった。

男女別でみると(図 P-2), 「大学院での教員による研究指導」(女性 63%, 男性 48%), 「教員以外の者による指導」(女性 54%, 男性 38%) といった項目に関して, 男女の回答に比較的大きな差があった。

またこの設問では, 教授職の回答者 (n=37) に顕著だった項目がいくつかあった。すなわち, 「学部での教育・指導」(平均 44%に対して教授職 24%), 「教員以外の者による指導」(平均 43%に対して教授職 27%), 「大学院修了・退学後の進路選択」(平均 61%に対して教授職 81%) である。

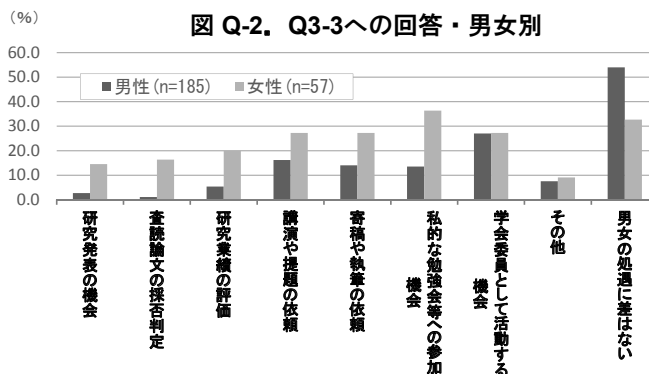
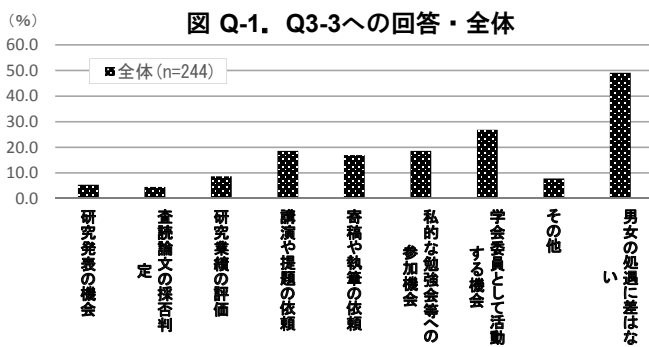


Q3-3. 学会などでの研究活動において、男女の処遇に差があると思いますか。差があると思う面があればお答えください。(複数回答可)

全体で見ると(図Q-1), もっとも選択率が高かったのは「男女の処遇に差はない」(49%)だった。次の設問 Q3-4 (研究機関での処遇の違い) に比べると, 他の項目の選択率も全体的に低めである。

男女別にみると(図Q-2), 多くの項目に関して男女の回答に目立った差があっ

た. とくに差が大きかったのは、「男女の処遇に差はない」(女性 33%, 男性 54%), 「私的な勉強会への参加機会」(女性 36%, 男性 14%), 「寄稿や執筆依頼」(女性 27%, 男性 14%) といった項目であり, その他の項目でもおおむね女性回答者の選択率の方が高くなった. ここからは, 男性にとっては意外な場面で女性が障壁や不公正さを感じるということが示唆される.

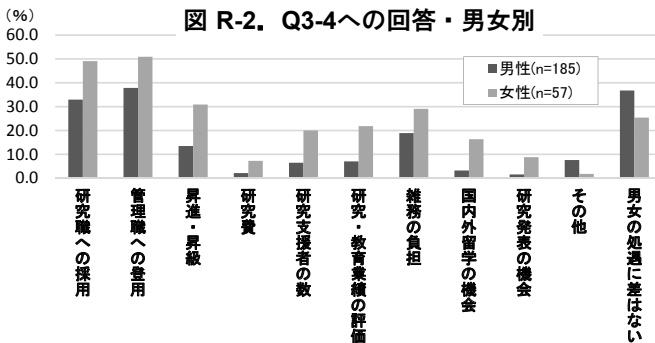
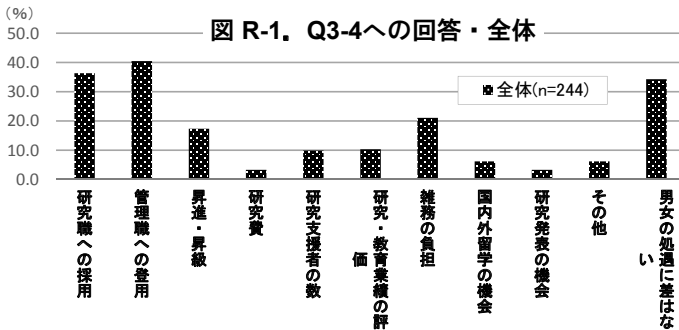


Q3-4. 大学などの研究機関において, 男女の処遇に差があると思いますか. 差があると思う面があればお答えください. (複数回答可)



全体でみると（図 R-1）、選択率が高かったのは「管理職への登用」（41%）、「研究職への採用」（36%）、「男女の処遇に差はない」（34%）といった項目である。前設問 Q3-3（学会などでの処遇の違い）に比べると、「処遇に差はない」以外の選択率は全体に高めだった。

男女別にみると（図 R-2）、多くの項目に関して選択率に大きな開きがあった。とくに差が大きかったのは、「昇任・昇級」（女性 31%、男性 14%）、「研究職への採用」（女性 49%、男性 33%）といった項目である。ここからは（前設問 Q3-3 の場合と同様）、男性にとっては意外な場面で女性が障壁や不公正さを感じていることがあるという可能性が示唆される。



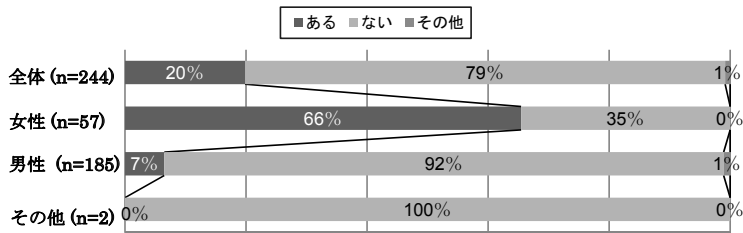
### Q3-5. あなたが哲学の教育指導を受け、研究活動をしていく中で、ジェンダーバイアスに起因する不当な圧力、要求、評価などを受けた経験はありますか。

ジェンダーバイアスに起因する経験が「ある」の選択率は、女性回答者で非常に高く（66%）、男女差もきわめて大きかった（女性選択率は男性 7%のほぼ 10 倍）。

前回アンケートと比べると、ジェンダーバイアスに起因する経験が「ある」の割合は、全体では微増（17%→20%）、男性はほぼ同じ（7%→6.5%）、女性は約 1.5 倍に増加（45%→66%）となった。

先の Q3-1 の箇所所述べたのと同様、前回調査時から状況が悪化したのでないとすれば、この結果からは、ジェンダーバイアスの認識が一般に広まった可能性が示唆される。（もちろんジェンダーバイアスの経験がある女性会員の回答率が上がった可能性もある。）

図 S. Q3-5への回答

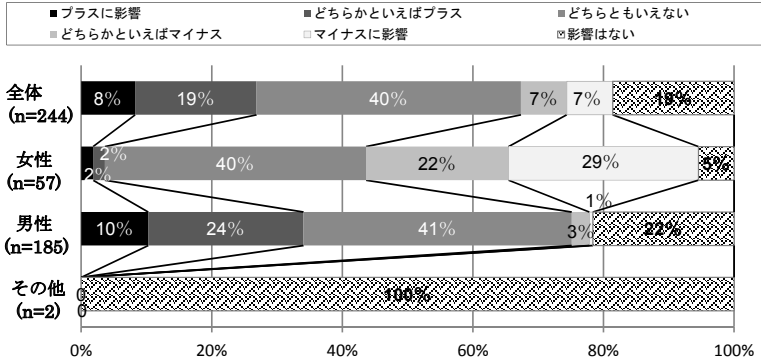


### Q3-6. あなたが現にある性別（女性・男性・その他）であることは、これまでのあなたのキャリア形成にどのような影響を与えてきましたか。

キャリア形成に対する性別の影響をたずねたこの設問では、男女の回答のあいだに大きな開きがみられた。女性回答者のなかで「どちらかといえばマイナス」ないし「マイナス」が選ばれた割合は 51%で、男性回答者の同じ割合 4%とは大きな差があった。（「プラス」と「どちらかといえばプラス」をあわせた割合も、

女性は4%であるのに対し男性は34%.)

図 T. Q3-6への回答



#### (4) 男女共同参画推進のために今後必要なこと

四つ目のセクションでは、男女共同参画を推進していくために今後必要と思われることをたずねた。設問は一つで、回答結果は以下のとおりである。

#### Q4. 日本の哲学分野における男女共同参画推進のため今後必要と思われることをお答えください。(複数回答可)

全体でみると(図U-1)、大部分の項目で選択率は高かった。なかでも選択率が5割を超えたのは、「男性の意識改革」(66%)、「職場環境の整備」(55%)、「男性の家事・育児への参加の増大」(55%)、「女性研究者の育成」(54%)、「学会の大会会場での保育所等設置」(53%)、「多様な勤務体系の拡充」(52%)である。

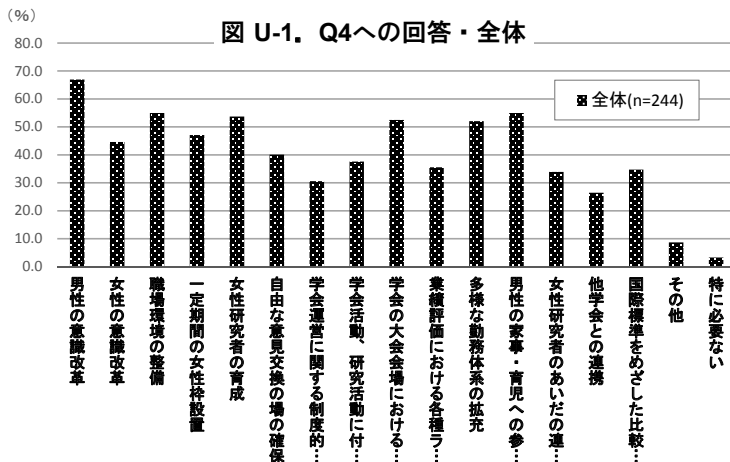
前回アンケートと比較すると、「学会の大会会場での保育所等設置」は37%から53%に、「一定期間の女性枠設置」は37%から47%に、それぞれ選択率が上昇した。

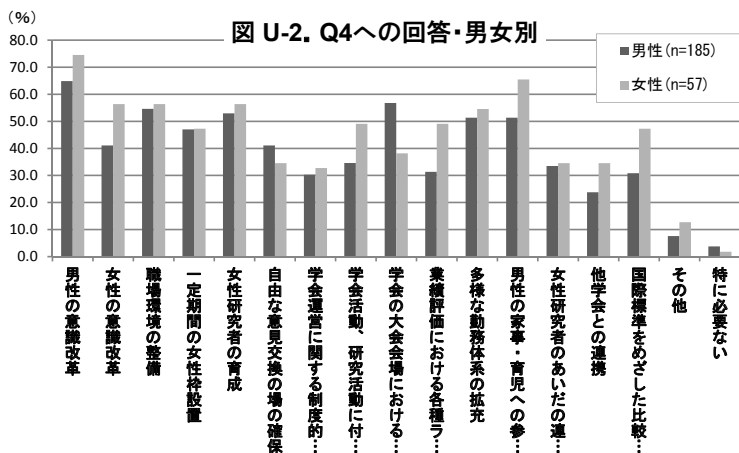
自然科学系アンケートと比較すると、本アンケートではいくつかの項目の選択

率が目立って高くなった。すなわち、「一定期間の女性枠設置」(47%, 自然科学系は 12%), 「国際標準をめざした比較調査」(35%, 自然科学系は 12%), 「女性研究者ネットワークの形成」(34%, 自然科学系は 17%) などの項目である。ここからは再び、哲学分野に固有の必要性に配慮することの重要性が示唆される。

男女別でみると(図 U-2), 多くの項目で男女の選択率に目立つ差があった。女性選択率の方が高かったのは、「業績評価におけるライフイベントの考慮」(女性 49%, 男性 31%), 「国際標準を目指した比較調査」(女性 47%, 男性 31%), 「女性の意識改革」(女性 56%, 男性 41%) といった項目である。逆に「学会の大会会場での保育所等設置」(女性 38%, 男性 57%) は男性の選択率の方が高くなった(この項目は前回アンケートでも、女性 27% < 男性 40% と男性選択率が高かった)。

ただし大部分の項目にかんして、男女選択率の差は前回よりも縮小している。たとえば「男性の意識改革」では、前回の差が 30% (女性 85%, 男性 55%) だったのに対して今回の差は 10% (女性 75%, 男性 65%) になり、「学会研究活動における諸慣習の見直し」では、前回の差が 22% (女性 52%, 男性 30%) だったのに対して今回の差は 14% (女性 49%, 男性 35%) になった。男女の認識に依然相違はあるものの、部分的な接近もみられることがうかがえる。



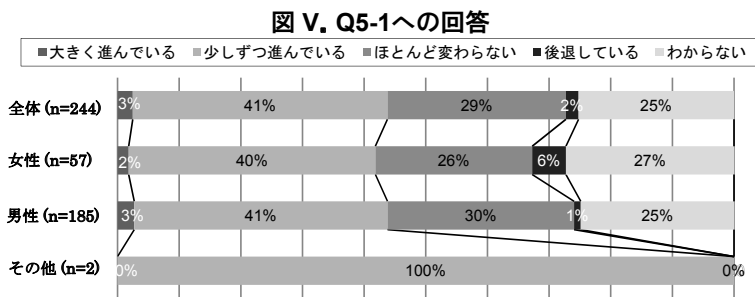


### (5) 男女共同参画の促進度について

五つ目のセクションでは、前回アンケート時と比べて男女共同参画がどの程度促進されたと思うかをたずねた。設問は、大学と学会それぞれの状況にかんする二つであり、結果は以下ようになった。

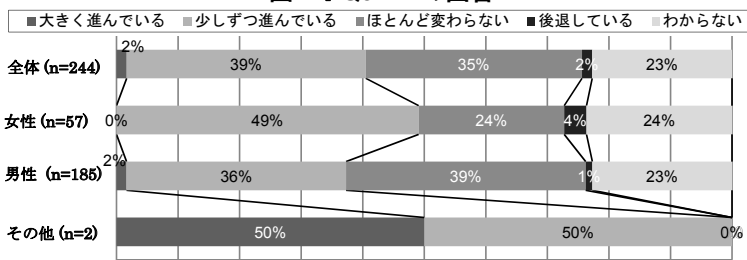
**Q5. 前回アンケートを行った2005年当時と比べ、男女共同参画は促進されたと思いますか。**

**Q5-1. 大学において**



## Q5-2. 所属する学会において

図 W. Q5-2への回答



どちらの設問でも、「大きく進んでいる」ないし「少しずつ進んでいる」の回答は4割を超え(大学で44%, 学会で41%), 「ほとんど変わらない」ないし「後退している」の回答(大学で31%, 学会で37%)を若干ながら上回った。男女間では, 所属学会において「少しずつ進んでいる」を選択した回答者の比率が, 女性の方で男性よりも高くなった(女性49%, 男性36%)。

自然科学系アンケートでは, 所属機関において「少しずつ進んでいる」の選択率は全体で42%(女性36%, 男性45%), 所属学会において「少しずつ進んでいる」の選択率は全体で36%(女性33%, 男性37%)だった。

## (6) 本ワーキンググループの認知度

六つ目のセクションでは, 本ワーキンググループの活動が一般にどの程度知られているかをたずねた。設問と結果は以下のとおりである。

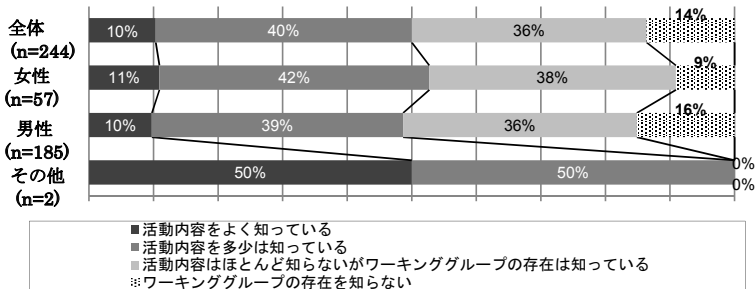
**Q6. 日本哲学会では, 2005年に発足したワーキンググループ(=本アンケートの実施者)を中心に, 男女共同参画推進に向けた様々な活動(講演会やワークショップの開催, ポスター発表, 他学会との合同シンポジウム等)を行ってきました。本ワーキンググループの認知度について最も近いものを選んでください。**

全体では, 「活動内容を多少は知っている」と「活動内容はほとんど知らない

がワーキンググループの存在は知っている」の選択率が高く、あわせて75%を超えた。また男女の回答のあいだに大きな差はなかった。

本設問の回答と、他の多くの設問の回答のあいだには関連がみられた。すなわち、本ワーキンググループを「よく知っている」ないし「多少は知っている」とした回答者ほど、i) Q1-1で、前半項目の選択率が上がる（逆に、「能力差」や「適性の差」の選択率が下がる）、ii) Q2-1,2-4で、女性枠を設けること、女性委員の割合が増えることに反対する割合が下がる、iii) Q3-1で、ジェンダーバイアスが「存在しない」という回答の選択率が下がる（ただし、ジェンダーバイアスの経験の有無を問うQ3-5では大きな差なし）、iv) Q3-3,3-4で、前半項目の選択率が上がる（逆に「男女の処遇に差はない」の選択率が下がる）、v) Q4で、「必要な」以外の項目の選択率が上がる、といった傾向がみられた。

図 X. Q6への回答



## 5. おわりに

本稿では、2016年度に実施した男女共同参画アンケートの結果を紹介してきた。最後に、本アンケートの結果からみえてきたいくつかの点を改めてまとめておこう。

まず、男女共同参画の問題に対する関心は、割合としてはいまだ大きくはないものの、若手世代を中心に高まりつつあるようにみえる（回答率より）。

また、男女共同参画を推進するためには男女ともにさらなる「意識改革」が必

要だと感じられている (Q4 の回答より) 一方で, そうした意識の変化は部分的に生じつつある. たとえば第一に, 男女共同参画が十分進んでいない現状は, 単純に「女性の自由選択」や「性差を意識しない自然な選択」によるものではない, という認識は以前よりも確実に広まっている (Q1-1, 1-2 の回答より). 第二に, ポジティブアクション (女性枠) の必要性およびその適切な割合についての回答にも, 前回アンケート時から一定の変化がみられる (Q2-1, 2-4, 2-5, 2-6 の回答より). 第三に, ジェンダーバイアスの存在や作用についての認識と理解も, 前回アンケート時と比べ一般に広まりつつあることが示唆される (Q3-1, 3-5 の回答より).

もともと, 各性別の研究者のあいだには, 依然として看過できない認識の相違がある. とくに男女の回答のあいだに顕著な違いのあった設問は, 現在の状況はどのような要因に由来するか (Q1-1, 1-2), どのような場面でジェンダーバイアスが作用しているか (Q3-2), どのような局面で男女の処遇に差があるか (Q3-3, 3-4), 男女共同参画の推進のために今後どのようなことが必要か (Q4), などのものである. おそらくこうした違いは, 少なくとも部分的には, 男性と女性ではこれまでの経験の内容が大きく異なるという事実 (Q3-5, 3-6 の回答より) から生じている.

自然科学系アンケートとの比較からは, 他分野にも共通する事情とともに, 哲学分野においてとくに影響の強い要因 (ロールモデルの少なさ, 将来像の不透明さ) や, この分野に固有の必要性 (女性枠, 国際比較調査, ネットワーク形成など) にも目を配っていくことの重要性も浮かび上がる.

ただし最後に, 本アンケート全体の性格に関わる点として, 以下のことには注意を促しておきたい. 本アンケートのような調査からわかるのは, 基本的に, 男女共同参画の現状や問題点が人々にどう認識されているかである. しかしもちろん, 人々のそうした認識がじっさいに現状や課題を正しく捉えたものであるかどうかは, また別に検討すべき事柄である. たとえば, 哲学分野の女性研究者比率の低さがなにに由来するかという問題は, 仮説の絞り込み等の段階で本アンケートの結果を活用できることがあるとしても, 最終的にはなんらかの経験的な調査によって答えが探られるべきものだろう (こうした調査をじっさいに行っているものとしてたとえば Dougherty et al. (2015) を参照). あるいは, 大学等の採用時



に女性枠を設定する必要があるかどうかという問題も、本来、求職中の研究者全体のうちでの女性比率や、近年の採用における性別比率の動向にかんする事実なども把握したうえで考察されるべきものだろう。いずれにしても、今後の男女共同参画推進のためには、経験的な調査が可能な部分についてはそれを行うこと、またそのような調査の結果を広く共有していくことも必要であると思われる。

#### 【謝辞】

本アンケートに際しては、多くの日本哲学会会員のみなさまに回答のご協力をいただいた。この場を借りて心より感謝申し上げます。

また本アンケートの構想および文面作成の段階では、日本哲学会・男女共同参画・若手研究者支援ワーキンググループのメンバー諸氏から様々な形で協力をいただいた。さらに本報告文の執筆に際しては、特に笠木雅史氏（名古屋大学）から多くの貴重なコメントとアドバイスをいただいた。ここに記して感謝する。

#### 【参考文献】

- 「第四回 科学技術系専門職の男女共同参画実態調査 解析報告書」, 男女共同参画学協会連絡会, 2017年8月。(本稿では「自然科学系アンケート」として言及)  
<[http://www.djrenrakukai.org/doc\\_pdf/2013/3rd\\_enq/3rd\\_enq\\_report130918.pdf](http://www.djrenrakukai.org/doc_pdf/2013/3rd_enq/3rd_enq_report130918.pdf)>
- 「日本哲学会 男女共同参画アンケート 集計結果」, 日本哲学会男女共同参画ワーキンググループ, 2006年3月。(本稿では「前回アンケート」として言及)  
<<http://philosophy-japan.org/download/248/file.pdf>>
- Dougherty, T., Baron, S., Miller, K. (2015), "Female Under-Representation Among Philosophy Majors: A Map of the Hypotheses and a Survey of the Evidence," *Feminist Philosophy Quarterly* 1 (1) Article 4.  
<<http://ir.lib.uwo.ca/fpq/vol1/iss1/4>>

(千葉大学)

**補遺1. 本アンケートの設問と選択肢**

SQ1. 2016 年 4 月 1 日現在の年齢をお答えください。

SQ2. 性別をお答えください。

男性 女性 その他

SQ3. 現在の所属をお答えください。

国立大学 公立大学 私立大学 その他の各種学校 大学以外の研究機関 その他

SQ4. 現在の職をお答えください。

学部生 大学院生 ポストドク（含学振特別研究員） その他の研究員・研究生 非常勤講師 助手 助教・講師（任期あり） 助教・講師（任期なし） 准教授  
教授 その他

SQ5. 専門分野について、最も近いものをお答えください。

日本思想 日本以外の東洋哲学・思想 西洋古代中世哲学 西洋近世近代哲学 西洋現代哲学 倫理学 美学芸術学 宗教学 その他

次の説明を読み、それに続く設問にお答えください。

内閣府公表の 2016 年度版『男女共同参画白書』によると、日本の研究者の中で女性が占める割合は 14.7%であり、諸外国平均の 30%強を大きく下回っています。（同白書で挙げられている 29 か国の平均値と中央値はともに 33%台で、20%を切っているのは韓国（18.5%）と日本のみ）

この傾向は哲学分野においてさらに顕著で、たとえば日本哲学会における女性会員の割合は 11.3%（1403 名中 159 名）と、日本の人文科学分野での平均（35.5%）と比べてもかなり低い水準です。また、同学会の運営に関与する 52 名の委員の中で女性は 6 名（11.5%）、学会誌の論文査読に関与する編集委員 34 名の中で女性は 5 名（14.7%）です。

Q1-1. 哲学分野における女性研究者の比率の低さは、何を反映していると思いますか。（複数回答

可)

家庭養育環境 教育環境 研究者育成段階の指導環境 職場環境 研究職の将来像が不透明 ロールモデルが少ない 業績評価における育児・介護などに対する配慮不足 仕事と家庭の両立が困難 育児・介護などの期間後の復帰が困難 女性が活動しにくい学会・業界の体質 「女性は哲学に向かない」などの見方 哲学に関する男女の能力の差 哲学に対する男女の適性の差 女性研究者自身の自由選択 その他

Q1-2. 学会運営に携わる委員（編集委員を含む）に選出される女性比率の低さは、何を反映していると思いますか。（複数回答可）

選出に際して男性を優先する意識や慣習 女性の業績が不十分 男女の能力差 選出方法に関する制度的問題 ロールモデルが少ない 学会員全体の中での女性比率の低さ 性差を意識しない自然な選択 その他

Q2-1. 大学やその他研究機関の採用時に女性採用枠を設定することについて、どのように考えますか。

賛成 どちらかといえば賛成 どちらともいえない どちらかといえば反対 反対

Q2-2. Q2-1で「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した方は、その理由をお答えください。（複数回答可）

過去の差別の解消 男女の公正が望ましい 学生のキャリアのために多様性が望ましい 採用時のジェンダーバイアス（性別・性差に由来する固定観念や偏見）の解消 キャリア形成時のジェンダーバイアス（仕事の斡旋や大学・家族での期待度の男女差）の解消 ケア役割の多くを女性が担っているため 公正な状態になるまでの暫定的措置が必要 その他

Q2-3. Q2-1で「反対」「どちらかといえば反対」と回答した方は、その理由をお答えください。（複数回答可）

過去の差別のために、現在の男性が応募できないのはおかしい 女性採用枠を設けなくても「業績が同等の場合は女性候補を優先する」などの措置で十分 女性だから採用されたと偏見をもたれる 女性研究者が少ないのは個人の選択の結果だ 女性研究者の自然増に任せるべき その他

Q2-4. 学会において女性の委員（編集委員を含む）の割合が増えるべきだと思いますか、

思う 思わない その他

Q2-5. 学会の委員の選出に際して「女性枠」を設ける必要があると思いますか、

思う 思わない その他

Q2-6. 委員の「女性枠」を設ける場合、どの程度（何パーセント）まで増やすのが適切であると思いますか、

Q3-1. 哲学の教育や指導の場面で、ジェンダーバイアス（性別・性差に由来する固定観念や偏見）が存在すると思いますか。 存在する 存在しない

Q3-2. Q3-1 で「存在する」と回答した方は、ジェンダーバイアスが実際に存在・作用していると思う場面をお答えください。（複数回答可）

大学入学以前 学部での教育・指導 学部卒業時の進路選択 研究テーマの選択 大学院での教員による研究指導 教員以外の者（大学院の先輩など）による指導 大学院修了・退学後の進路選択 その他

Q3-3. 学会などでの研究活動において、男女の処遇に差があると思いますか。差があると思う面があればお答えください。（複数回答可）

研究発表の機会 査読論文の採否判定 研究業績の評価 講演や提題の依頼 寄稿や執筆の依頼 私的な勉強会等への参加機会 学会委員として活動する機会 その他 男女の処遇に差はない

Q3-4. 大学などの研究機関において、男女の処遇に差があると思いますか。差があると思う面があればお答えください。（複数回答可）

研究職への採用 管理職への登用 昇進・昇級 研究費 研究支援者の数 研究・教育業績の評価 雑務の負担 国内外留学の機会 研究発表の機会 その他 男女の処遇に差はない

Q3-5. あなたが哲学の教育指導を受け、研究活動をしていく中で、ジェンダーバイアスに起因する不当な圧力、要求、評価などを受けた経験はありますか。

ある ない その他

Q3-6. あなたが現在ある性別（女性・男性・その他）であることは、これまでのあなたのキャリア形成にどのような影響を与えてきましたか。

プラスに影響してきた どちらかといえばプラスに影響してきた どちらともいえない  
どちらかといえばマイナスに影響してきた マイナスに影響してきた 影響はない

Q4. 日本の哲学分野における男女共同参画推進のため今後必要と思われることをお答えください。

（複数回答可）

男性の意識改革 女性の意識改革 職場環境の整備 一定期間の女性枠設置 女性研究者の育成 自由な意見交換の場の確保 学会運営に関する制度的改革 学会活動、研究活動に付随する諸慣習の見直し 学会の大会会場における保育所等設置 業績評価における各種ライフイベントの考慮 多様な勤務体系の拡充 男性の家事・育児への参加の増大 女性研究者のあいだの連携・ネットワーク形成 他学会との連携 国際標準をめざした比較調査  
その他 とくに必要ない

Q5. 前回アンケートを行った2005年当時と比べ、男女共同参画は促進されたと思いますか。

Q5-1. 大学において

大きく進んでいる 少しずつ進んでいる ほとんど変わらない 後退している わからない

Q5-2. 所属する学会において

大きく進んでいる 少しずつ進んでいる ほとんど変わらない 後退している わからない

Q6. 日本哲学会では、2005年に発足したワーキンググループ（＝本アンケートの実施者）を中心に、男女共同参画推進に向けた様々な活動（講演会やワークショップの開催、ポスター発表、他学

会との合同シンポジウム等)を行ってきました。本ワーキンググループの認知度について最も近いものを選んでください。

活動内容をよく知っている 活動内容を多少は知っている 活動内容はほとんど知らない  
ワーキンググループの存在は知っている ワーキンググループの存在を知らない

Q7. 男女共同参画推進については賛否両論があると存じます。それぞれのお立場から忌憚のないご意見を自由にお寄せください。

## 補遺2. 前回アンケート(2005年8~9月実施)の設問と選択肢

- ・年齢・性別を御記入下さい。年齢 ( )・性別 ( )
- ・お差し支えなければ、御名前・御所属をお願いいたします。( ) ( )

1. 日本哲学会における女性会員および委員の比率に関して御意見を伺います。

2005 年度版政府公表『男女共同参画白書』によれば、日本の女性研究者の比率は諸外国平均の30%前後に対して11.6%であり、格段に低水準との評価を受けております。

日本哲学会の現状は、女性会員の比率は7.8% (1,775名中138名)：哲学会の運営に関与する32名の中委員の中で女性委員は1名(3%)：学会誌に掲載する論文査読に関与する編集委員35名の中で女性は2名(5.7%)です。

これらの現状を総合的に踏まえて次の設問にお答え下さい。尚、該当する選択肢は複数回答可能です。

1.1 日本哲学会における女性会員の比率の低さは何を反映していると思いますか。

家庭環境  教育環境  職場環境  女性が活動しにくい学会体質  哲学に関する男女の本質的能力差  「女性は哲学に向かない」という偏見  女性研究者自身の自由選択  その他 ( )

1.2 学会運営に関与する委員（編集委員を含む）に選出される女性比率の低さは何を反映していると思いますか。

選出に際して男性を優先する意識や慣習  女性の業績が不十分  男女の能力差  選出方法に関する制度的問題  性差を意識しない自然な選択  その他（ ）

1.3 女性委員の割合が増えるべきだと思いますか。

思う  思わない  その他（ ）

1.4 委員（編集委員を含む）の選出に際して「女性枠」を設ける必要があると思いますか。

思う  思わない  その他（ ）

1.5 「女性枠」を設ける場合、どの程度まで（何パーセント）増やすのが適切であると思いますか。  
（ ）%

2. 日本における哲学教育・研究活動を巡る男女共同参画社会の現状に関して御意見を伺います。  
次の設問にお答え下さい。

2.1 哲学教育において、ジェンダー・バイアス（性別・性差に由来する固定観念や偏見）が存在すると思いますか。  
 存在する  存在しない  その他（ ）

2.2 研究テーマの選択や研究指導の現場において、ジェンダー・バイアスが存在すると思いますか。  
 存在する  存在しない  その他（ ）

2.3 研究活動を遂行する中で、ジェンダー・バイアスに起因する不当な威圧や評価を受けた経験はありますか。  
 ある  ない  その他（ ）

2.4 研究機関において男女の処遇の差があると思いますか。  
 ある  ない

ある、の場合、どの面で（複数選択可）：

研究職への採用 管理職への登用 昇進・昇級 研究費 研究支援者の数 業績  
評価 雑務の負担 国内外留学の機会 研究発表の機会 その他 ( )

3. 日本哲学会における男女共同参画推進のため今後必要と思われることをお答え下さい。(複数回答可)

学会運営に関する制度的改革 男性の意識改革 女性の意識改革 研究室内の理解   
一定期間の女性枠設置 女性研究者の育成 自由な意見交換の場の確保 学会活動, 研究活  
動に付随する諸慣習の見直し 大会会場における保育所等設置 女性研究者の連携 他学  
会との連携 その他 特に必要ない

4. 男女共同参画推進については賛否両論があるかと存じます。それぞれのお立場から忌憚のない  
御意見をお寄せ下さい。





下記の2論文はオンライン非公開です。

・ 秋葉剛史・笠木雅史・菅原裕輝

「全国の哲学・思想系教員に関する調査の報告」 (p.125-146)

・ イギリス哲学会・イギリス哲学分野の女性のための協会 (笠木雅史訳)

「イギリスの哲学分野における女性」 (p.147-188)

# 若手哲学者支援・男女共同参画の仕掛けづくり

## —海外事例を通して—

村上 祐子

### 1. 海外における女性哲学者支援策

1980年頃までにイギリスやフランスでは女子カレッジを中心に勤務する女性哲学者が活動していたとはいえ、哲学は男性が大多数を占める分野だった。とりわけアメリカでは女性哲学者は少なく、Susan Haackはさまざまな障害に出会ったと述べている[1]。この状況で女性哲学者を支援し、割合を増やしてきたのは様々な取り組みがあった。本論では海外における女性哲学者支援の試み・事例をまとめ、今後の日本における女性哲学者支援の方向性を提案する。

### 2. IAPH

女性哲学者の国際的ネットワーク International Association of Women Philosophers (IAPH) は1976年にヴェルツブルクで「女性哲学会」として活動を始めた。現在では35カ国に380人以上のメンバーがおり、FISPなど哲学の国際団体と協同している。また、イタリアやドイツをはじめとした各国の女性哲学者協会と連携している。

### 3. Women in Philosophy

MIT 哲学科教授 Sally Haslanger は、アメリカにおける女性哲学者としては APA 会長を務めた Haack や Philosophy of Science 編集長を務めた Noretta Koertge の次の世代に当たる。Haslanger は女性研究者のネットワークだけではなく支援を具体化するため、Symposia on Gender, Race and Philosophy を開催するとともに、ジェンダーと哲学ワークショップ (WOGAP) と女性哲学者タスクフォース (WPHTF) を運営している。

このタスクフォースは、アメリカ哲学学会 (APA) 「女性のステータス」委員会としてブログを作成している。その記事としては、各大学の哲学科における女性哲学者の状況や、多様性に配慮したシラバス集などがまとめられている。なかでも、注目すべきなのは女性哲学者に関するデータであり、職階ごとの女性比率、英語圏の哲学科評価サイトである Philosophical Gourmet Report 記載の各哲学科の女性比率、また各学術誌における女性著者比率などの調査結果を可視化して公開している。

#### (1) 少数派哲学者ディレクトリ

少数派哲学者ディレクトリ (Directory of Underrepresented Philosophers) は 2013 年につくられ、2018 年に APA に移管された。ジェンダーだけではなく、あらゆる意味での少数派グループに属すると自認する哲学者のうち、(1) 英語で成果を発表している (2) 哲学の研究職または教育職にある (3) 哲学の職についたことがあり、その後も活動を継続している (4) 哲学の学術誌で論文を発表したことがあるか哲学の著作がある (5) 哲学の大学院学位取得または取得を目指しており哲学の研究をおこなっている のいずれかを満たすものが自主的に登録しているリストである。専門分野または自認グループで検索可能である。2014 年 12 月時点で、860 人登録のうち女性哲学者が 758 人を占める。なお英語圏では日本人は少数派であるため、日本人男性の登録もある。このディレクトリを通して、一般の哲学の研究成果と比較して、分野ごとに少数派哲学者の多寡を一望することができる。

## （2）ハラスメント対策

ハラスメント対策として APA では差別防止・セクシャルハラスメント苦情担当者が置かれている<sup>1</sup>。苦情申立があれば可能な限り 24 時間以内に対応し、申立者が各種情報収集を行うための支援を行う。また年間申立件数について学会に報告する<sup>2</sup>。

## （3）サイトビジット

各大学の哲学科長の要請で APA 担当者がサイトビジットをおこない、聴き取り調査やグッドプラクティスの収集を行うことがある。

## （4）ガイドライン

また、イギリス哲学会と連携した女性哲学会（Society for Women in Philosophy UK, SWIP）と共同して、女性支援のための具体的な手法をガイドラインとしてまとめている。各機関（大学の学科・学会等）単位でガイドラインを採択するための手続には、内部会議での実施プランの合意形成に加えて採択状況をイギリス哲学会に報告し、イギリス哲学会のウェブサイトで採択を公表することが求められている。一方で実施状況のチェックは機関自ら行うこととなっており、どこまで実施できているのか公表することが望ましいとされている。

ジェンダーバイアスについては、採用時の差別防止（人事委員会に女性を含めるだけでは不十分であるなど）や教育時の公正（可能な限り採点を匿名化する、授業最終回にだけ女性哲学者に触れることはかえって傍流である印象を与えるため不可など）、またセミナーやシンポジウムの人選のための具体的手法が述べられている。

---

<sup>1</sup> APA では常設の差別防止・セクシャルハラスメント苦情担当者以外に、各地域大会ごとに就職活動に関する苦情担当者がおかれている。各地域大会が事実上の採用一次面接の場となっているためであり、この大会時の苦情担当者はそこで行われた採用がらみの差別案件のみを対象としている。日本では学会大会時に面接を行う慣習はないが、このような採用にかかる苦情申立窓口設置検討はトラブル防止に向けた学会単位の若手支援として有意義である。

<sup>2</sup> 日本哲学会でもすでに苦情申立窓口については研究倫理規定に述べられているが、具体的な運用については今後の整備が必要である。

特にこの人選に関しては、少数派哲学者ディレクトリと連携して、学会として情報提供を行うことが運用可能性の裏付けとなっている。

#### 4. 日本哲学会の試み

哲学に限らず、海外では女性研究者の個々のつながりをベースにした支援策が講じられることがある。主に内容はメンタリングとネットワーキングであり、大学院生やポストドクレベルの若手女性研究者を支えること、またシニアレベルの女性研究者のメンタリング・コーチングスキルを高めることが意図されている。また、学会では初回参加者のための歓迎会や女性やその他のカテゴリーのマイノリティ研究者のネットワーキングイベントが企画されることもある。

日本哲学会ではこれらをふまえ、2015年日本哲学会第74回大会（上智大学開催）に合わせて、非公式でネットワーキングイベントを催し、30名近い女性哲学者が語り合う場となった。引き続き、2016年京都大学、2017年一橋大学でも非公式のネットワーキングイベントを催した。2018年には公式イベントとして、日本哲学会第77回大会（神戸大会）で若手哲学者ネットワーキングランチと女性哲学者ネットワーキングランチを開催した。参加者からは今後も継続的に開催を期待する声があった。

#### 5. 今後の展望

国内における支援は、海外の状況とグッドプラクティスを参考に、国内の状況を踏まえて一歩ずつでも進めていかなければいけない。日本における女性哲学者支援においては、日本国内のネットワーク形成および日本と海外の哲学者の組織的連携強化が必要である。IAPHでは日本から北川東子ほかが活動してきたが、このような国際的活動を周知していくことで、日本国内における女性哲学者のプレゼンスのアピールができるだろう。

また石黒ひでが言うまでもなく日本を代表する哲学者とみなされているように、海外での研究歴がある場合には国際的な女性哲学者のネットワークに加わるのは比較的容易である。だが、必ずしもすべての哲学者にそのような状況が実現するとは限らない。日本哲学会のみならず哲学系諸学会の女性哲学者と IAPH との連携はそのステップとして必須とみなせる。

このような個人のネットワーキングは支援のプラットフォーム形成に相当するが、これだけでは組織的支援として不十分である。あくまでも制度的支援、とりわけ業績評価に直結するような仕掛けづくりが、長い目で見ると女性哲学者の定着と育成につながる。たとえば、教科書や論文で積極的に女性哲学者の仕事を取り上げていくことは、取り上げられた哲学者の業績評価につながるだけではなく、ロールモデル提示としても有効である。このために、女性哲学者の仕事を専門領域外の研究者にも可視化していくことは学術コミュニティとして可能な支援形態の一つである。

また人文社会系に限らず助成金を伴う女性研究者育成事業の様子を観察していると、一部の対象だけに集中した支援策は、支援事業そのものの評価対策としては有効であるが、コミュニティ全体でみるとモチベーション維持にはつながらないケースが多々見られる。実際には様々な制約があるけれども、取りこぼしなく支援を進めていくという方向性を明示していくことが必須となっていくだろう。さらにいえば、本来は女性だけではなくあらゆる意味でのマイノリティをとりこぼすことなく、意見や思想の多様性を確保してこそ、発展性のある研究コミュニティを形成すると考えていくべきである。

#### 【参考文献】

- [1] Richard Carrier, Interview with Susan Haack. December 2012. <https://www.richardcarrier.info/archives/1207>
- [2] International Association of Women Philosophers (IAPH). <http://www.women-philosophy.org/>
- [3] Athena in Action. <http://athenainaction2018.weebly.com/>
- [4] Society for Women in Philosophy UK. <https://www.swipuk.org/>
- [5] APA Committee on the Status of Women. <http://www.apaonlinecsw.org/home>

- [6] APA Ombudsperson for non-discrimination and sexual harassment. <http://www.apaonlinecsw.org/ombudsperson-for-non-discrimination>
- [7] Nicole Hassoun, Data on Women in Philosophy. <http://women-in-philosophy.org/index.php>
- [8] Philosophical Gourmet Report. <https://www.philosophicalgourmet.com/>
- [9] The BPA/SWIP Good Practice Scheme. <http://bpa.ac.uk/resources/women-in-philosophy/good-practice>
- [10] Andrew Higgins, Relational Mappings of Minorities in Philosophy. <https://updirectory.apaonline.org/Files/Relational-Mapping-of-Minorities-in-Philosophy-2.pdf>
- [11] 北川東子「第 22 回世界哲学会議－「多元性」と「連帯」とを哲学的に結ぶことの可能性」, 東京大学共生のための国際哲学研究センター, 2008 年 10 月 15 日. <https://utcp.c.u-tokyo.ac.jp/blog/2008/10/22-1/>

(立教大学理学部)







### 3. 日本哲学会の取組

- 12 大会時託児サービス希望調査実施
- 13 ~大会時の託児補助(来館者1人につき5千円/日)  
【効果】育児中の女性の大会参加に便宜を図ることができた。
- 14 人文社会科学系男女共同参画連絡会設立準備会を、日本学術会議と呼びかけた。
- 15 東北哲学会、西日本哲学会と共催によるワーキングショップ開催。
- 16 女性研究者交流会の開催
- 15 ほぼ女性研究者交流会の開催
- 16 【効果】研究・就職情報交換する機会を設けることができた。

大会時の託児補助

他学会との連携

女性研究者の連携

意識改革

男女共同参画

若手研究者の育成

経済的支援

発表機会の増強

アカデミズム以外  
のキャリア開拓

就職ないし仕事の支援

実践研究

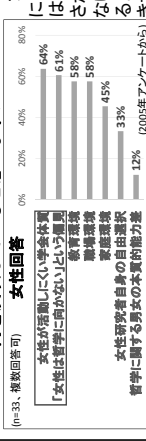
ワーキングショップの開催

- 14 ~ 懇親会費を減額  
→若手が研究交流する機会を増やす  
・会費減額制度(学生・非常勤 6~4千円)
- 16 ~ 学生誌審査ステジュール(審査、書き直し、掲載)の明示により、博士論文提出の際、査読論文の規程に配慮

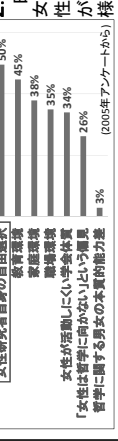
#### ワーキングショップの開催

- 13 哲学とミソジニー
- 15 gender equality (男女共同参画)の理念的現状

1. 哲学という学問に潜むジェンダーバイアスの研究



2. ポジティブ・アクションの哲学的研究



- 14 若手・非-常勤研究者のキャリアパス問題を考える
- 16 哲学と導入教育  
→ 哲学教育の質的向上を目指す

1. 若手・非-常勤研究者のキャリアパス支援  
哲学を専攻する者のアカデミズム以外のキャリアパスの開拓を行う。アンケートによって、高齢非常勤を含めた「非-常勤研究者」のニーズを探り、求職情報の提供等の支援を行う。

2. 哲学教育の手法を学ぶ  
若手研究者が初めて大学で授業を担当する科目は、導入教育や共通教育であることが多い。このために、共通教育科目としての哲学を教育する手法を、若手が学ぶ機会を設ける。

研究成果の蓄積 2013~15年度のワーキングショップの成果は「理想」(695, 2015)に掲載し、議論の進展を蓄積している。

理論研究と実践研究の総合

1. アンケート結果を踏まえた上で、哲学分野における男女の公正さを考察する。
2. 哲学教育ワーキングショップを通じて、若手育成のための新しい教育方法を開発する。

### 4. 今後の展望

他学会や、諸外国の哲学系学会との連携を図り情報交換をしながら、男女共同参画および若手研究者育成の取組を進める。  
会員の現状とニーズを調査した上で、公正性に関する研究を進める。ハラスメントがどのように成立し、なぜ不当であるのかについて、哲学的に分析を行う。

研究課題 16H03338 科学研究費補助金基盤研究 (B)「哲学分野における男女共同参画と若手研究者育成に関する理論・実践的研究」



## 西日本哲学会・九州大学の現状についての報告

吉原 雅子

### 1. はじめに

本報告は、昨年 2017 年 5 月に開催された日本哲学会第 76 回大会中の、「男女共同参画・若手研究者支援ワークショップ」の一報告としてまとめられた内容を文章に起こしたものである。

日本哲学会は哲学分野では日本で最大の学会であり、全国の哲学研究者が所属している。本学会の男女共同参画・若手研究者支援ワーキンググループでは、日本哲学会内での若手研究者や女性研究者の研究遂行に関わる諸事情について調査するとともに具体的な支援活動を行ってきているが、地方学会では学会によって取り組み状況に差があるようである。地域ごとの状況を把握するとともに必要に応じて地方学会と連携していくこと等を通して、地域による研究環境の違いにも配慮した支援を行っていく必要がある。これまでに本ワーキンググループでは、地方学会の大会や研究会においても様々な共催シンポジウムやワークショップを行っている。

2016 年 12 月には西日本哲学会の大会において、西日本哲学会との共催でワークショップを行った。そこでは、状況改善のための具体的な方策を検討することではなく、まずは九州地区の若手研究者や女性研究者をとりまく研究環境や、彼らが学会に求めているものを知ること、つまりは彼らの声を拾い上げることを目指した。日本哲学会大会での報告は、このワークショップで見えた事と見えなかった事、さらに九州地区の現状の背景にある諸事情について九州大学の学生へのアンケートや聴き取りから推測される事について報告したものである。

## 2. 西日本哲学会について

西日本哲学会は、2016年度の名簿によると、会員数159名で、これは日本哲学会の10分の1強という規模である。会員の居住地は、多い順に福岡県が63名、熊本県が27名、山口県が15名であり、九州地区と山口県で会員全体の4分の3以上を占めている。いわゆる「若手研究者」については、常勤職についていない、非常勤職員と大学院生の数をあわせて26名であり、全会員の約6分の1である。九州・山口地区の若手研究者の多くが加入しており、彼らにとっては、この学会での発表は全国規模の学会で発表するよりも心理的ハードルは低く、全国規模の学会の前に発表し、業績をつくる場となっていると思われる。

女性会員は、名簿に登録されている名前から性別を推測したところでは約10%である。この割合は、日本哲学会における女性会員割合の11.5%とそう変わらないため、全国平均に比べて九州・山口地区の女性哲学研究者が特段少ないとは一概には言えないが、西日本哲学会全体の会員数が少ないため人数としてはかなり少ないということになる。もちろん、若手かつ女性となるとごく少数であることは明らかである。

西日本哲学会の主な活動は、毎年一回の大会開催と学会誌の発行である。大会のプログラムは研究発表とシンポジウムからなるが、大きな学会では複数の部屋に分かれて複数の発表や共同討議が同時並行で行われるのと違って、会場は一つ（一部屋）のみで、全員が同一のものを聴くというのが特徴である。そのため応募企画の枠は存在せず、若手主導の討議や男女共同参画に関する企画はおこなわれにくい。若手支援に関する活動として若手優秀論文賞の授与があるが、日本哲学会のようなワーキンググループがあるわけではない。

このような会員構成と活動状況の中にあっては、若手研究者や女性研究者が問題を抱えている可能性はおおいにあるものの、若手や女性どうして情報を共有するコミュニティができにくく、また問題について発言しやすい場もない。そのため、学会でのマイノリティの声意識される機会が殆どない。そもそも、本人たちでさえ、自らの置かれた状況を位置づけたり、声をあげたりする方法を知らないようにも見える。

### 3. 西日本哲学会でのワークショップについて

以上を背景に、西日本地区の若手研究者や女性研究者が抱える問題を明確化すること、その際西日本地区という地域性によるどのような特殊事情があるのかという観点で問題を整理すること、そして問題意識を研究者全体で共有すること等を目的とし、日本哲学会男女共同参画・若手研究者支援ワーキンググループでは、西日本哲学会第67回大会において共催にて企画を行えないかを西日本哲学会に打診した次第である。その結果、次のような企画が開催されることとなった。

タイトルは「学会で哲学すること」である。ただでさえ若手・女性研究者が少ない西日本哲学会の大会では、発表者以外で若手や女性を見かけることは稀である。このため、全ての人にとって参加しやすく魅力のある学会を目指して、学会の会員として哲学を行うことの意義とリアルな困難と、可能性について、今一度考えてみよう、という主旨である。上述の通り、西日本哲学会では大会の会場は一部屋のみであり、発表以外にも一日目の午後の企画がメインの目玉企画となる。ワーキングの共催企画はこの一日目の午後に設定された。第一部と第二部に分け、第一部は、問題を共有するために、学会で研究活動を行うことに困難や違和感を抱えている当事者の声を聴く時間、第二部は、それを受けて会場の参加者が具体案を検討する時間、という構成である。

ところが、ここで困ったことが起こった。第一部で、学会内の若手や女性、できれば若手かつ女性の会員に事情を語ってもらえればよいのだが、そうした会員は絶対的に数が少ないのである。加えて年配の会員から「指名を受けた」女性若手会員が、皆の前で学会に対する要望を話すことの心理的抵抗も推量される。

そこで、話題提供者として外部からスピーカーをお呼びすることにし、学会内からは、若手女性研究者二名に、提供された話題に対するコメントという形で自由に話していただくことにした。話題提供者お一人目は医師と生命倫理研究者という二つのキャリアを有する産業医の女性である。この方は、妊娠・出産・育児における体調上の困難、そして大学への転職にまつわるトラブルなどご自身の体験をお話くださった上で、体調が悪い人や困難な事情を抱えた人への配慮を、人事・労務厚生部門、所属長やライン管理者への研修を通して徹底すべきだと意見を述べられた。もう一つの話題提供は日本哲学会男女共同参画・若手研究者支

援ワーキンググループから行い、日本哲学会が女性会員比率の少なさ（一割程度）や若手の裾野拡大の必要性を受けて行ってきた男女共同参画推進や若手研究者支援に関するアンケート調査、理論・実践両面での取り組みを紹介した。

これらの話題を受けて、西日本哲学会からコメンテーターとして参加した女性研究者のうち、お一人は、自身が就職するまでの困難や就職後の現状に触れ、若手の相互交流やキャリアパス支援の必要性、社会に対して哲学の存在感をどう示していくかという問題意識について語られた。もうお一人は、中国からの留学生という立場から、中国の大学院博士課程の現状について述べ、日本と比較した際に子育てとの兼ね合いが難しいという実感を語られた。

第二部では、可動椅子の部屋に移り、12～15人のグループに分かれて、それぞれ①哲学（人文学）教育にとっての大学院の意味、②大学以外の場で哲学することの可能性、③女性・若手が入りたくなるような学会とは、④地方で研究活動を行うことの意義／難しさ／よさについて対話した。具体的な問題解決法を探るよりも探究を深めることに主眼を置く哲学カフェのスタイルをとった。

第一部では具体的な話がされ問題の共有は行われたと思われるし、第二部においても参加者は高い関心をもって積極的かつ率直に意見交換しており、相互に刺激を受けていたように見受けられた。問題のある程度浮き彫りにする、意識をあげるといふ点では目的を達成しており意義深いワークショップであったと言える。しかしながら、一方で、第一部・第二部ともに、若手・女性の参加者が少なかったのも事実である。特に女性に関しては、第一部では聴衆側には1、2人しかおらず、第二部では開催大学の学生さんが数名加わったのみである。繰り返すがもともと女性会員数が少ない学会であることを考えると、これは仕方のない面であるとも言える。

#### 4. 九州大学における状況

問題を根本的に解決するためには、学会内での討議だけでなく、そもそも学会への入会が積極的に行われない背景にどんな事情があるのか探る必要もある。そこで、ワーキンググループでは、九州大学の哲学分野の学生に対して、学生を



りまく環境や学生の意識等に関するアンケートを行うことにした。

西日本哲学会の常勤職をもたない会員 26 名のうち、17 名と多くが福岡在住であり、さらにそのほとんどが九州大学の学生及び研究員などの九州大学出身者である。そのため、九州大学の学生の事情を知るとは西日本哲学会の若手研究者およびその予備軍の事情を知ることとかなりオーバーラップすると思われる。もちろん、そもそも哲学分野への進学者が少ない地域や大学についてその事情を知ること重要であるが、今回は学会に入会している若手の事情を知るという目的もありまずは九州大学を手がかりとすることにした。

さて、九州大学で哲学を学ぶ研究室は文学部（及び人文科学府）に二つある。他の部門にも哲学研究を行っている研究者はいるが、研究室を持っているのはここだけである。学部生は 2 年次にあがる段階で研究室を選択する。哲学系研究室への進学者数は 1991 年～2016 年の間に 1 名～15 名の間で推移しており、この間を通しての増加や減少の傾向は見られない。ただし、男女比については、もともとは男子学生の方が多かったものが、ここ数年は男女比が逆転している年度が多い。2011～2016 年の哲学系研究室所属学部生の男女比は男子 45%、女子 55% である。この値は文学部全体の男女比とそう違いはないため、一見すると特殊なことではないように思われるかもしれないが、九州大学では各研究室の学生定員がかなり余裕をもって設定されていることに加えて、女子学生は一部の研究室に集中する傾向があるため、それ以外の（定員に満たない）研究室については、必然的に男子学生が多くなる。こうした中であっては、哲学系の研究室は、現在、研究室全体の中では女子学生が多い方だと言えるのである。もちろん、学会における男女比から比べると、かなり女子が多いことは言うまでもない。

## 5. 女子学生の増加の背景

この男女比の逆転は何によるものだろうか。2 つの研究室のデータを比べてみると、研究室①においては女子学生数が男子学生数を超えている年度はないのに対して、研究室②ではある年から女男女の比率が逆転して女子学生数が男子学生数を超え、現在に至る。この逆転が起こった年度は、教員の構成が変わった時期

でもある。研究室②ではこの時期に教員数が減り、残った女性教員が主に学生の指導を行うようになった。このことが影響している可能性はあろう。留意すべきは、男女比の逆転が起こる前から女性教員はいたので、女性教員の人数の問題ではないということである。むしろ、研究室内の女性教員のポジションや学生との関わり方等が重要であったと考えるべきだろう。

アンケートの「哲学分野を選択した理由」の項目に対する回答（自由回答）を見ても関連した要素が指摘できよう。回答には、「研究テーマ設定の自由さ」「考えることが好きだった」「言葉に関心があった」「普段の思考の論理的検証が面白そうだった」など内容にかかわる回答も男女にかかわらず見受けられたが、多かった回答は「もともと興味があった」と「講義で関心をもった」であり、さらに「もともと興味があった」は男子 10 名、女子 3 名であったのに対して「講義で関心をもった」は男子 2 名、女子 7 名と、男女間に有意差が認められたのである。女子学生の哲学分野への進学を阻むものの一つに、女性は哲学に向かないという昔ながらの哲学イメージの影響が考えられるが、これは学部における教育や環境によって変えられる可能性がある。事実、研究室②において、「哲学は男性に比べて女性には向いていないか」という質問に対しては、男女を問わず学生の全員が「全くそんなことはない」と答えている。

## 6. 大学院学生の数と彼らが抱える困難

次に、大学院の学生に目を向けてみよう。哲学分野の修士課程進学者は 0~7 人の間で推移しており、3, 4 人の年度が多い。博士課程進学者になると、0~6 人の間で推移しており、1 人の年度が多く、0 人の年度も少なくない（留学生は除く）。ここ数年で特に増加する傾向も見られない。

さらに、学生の男女比については、学部学生は男女比が 45%:55%だったのが、修士課程の学生では 66.5%:33.5%、博士課程では 86%:14%と女子が減少している。

学部学生と大学院学生のアンケート結果を比較してみよう。「就職への不安はあるか」との質問に対して、学部学生は、OG・OB が少ない、専門の強みがない

といった意見もあったものの、「不安はない」との回答が「ある」の回答の2倍という結果となった。これに対して大学院の学生では、「ない」と答えた学生は1名のみで、「就職しようにも情報の手に入れ方がわからない」「研究職のポストが少ない更に減っている」「非常勤のポストも不足している」「研究職以外の就職先がない」と悲観的な回答が多い。

また、就職以外の懸念事項についての質問でも、「懸念事項はない」と答えた学生は、学部生では「ある」と答えた学生の4倍以上だったのに対して、大学院生では1名のみであった。懸念事項や意見・要望の自由記述では、大学院生からは「学費・研究費・生活費が足りない」「奨学金がもっと欲しい」「(学会に参加するための)旅費が不足している」など経済的な不安や困難を述べる声が多くあがり、その他にもキャリアパスを知りたい、家族・親族からの結婚、就職に関する圧力がある、自分の分野に興味がある人と知り合いたいといった意見があった。

## 7. 女子学生が大学院に進学しない理由

大学院生の抱えるこれらの困難には、全国的な傾向と一致するもの以外に、地方特有のものも見出された。しかしながら、これらの意見から、せっかく学部で増えた女子学生がなぜ男子学生に比べて大学院進学を選ばないのかを説明するものは見えにくい。

そこで、一旦は進学を考えたがやめたという女子の学部生や卒業生から、個別に話を聴くことにした。インタビューに応じてくれたのは4人程と、傾向を読み取るには難しい少数ではあるが、興味深い結果が得られた。というのは、この4人は進学をためらう理由について、全く同じ4つの点を、しかも全く同じ順序で、あげたのである。

その4点とは、順に、「自信がない」「お金がない」「結婚・出産を考えると進学できない」「進学しても潰しがきかない」である。一見したところでは、この中に女性に特別なものはない。自信があって進学しているのかと男子学生に聞いても、自信などないと彼らも答える。経済的事情は多くの男子学生の一番の悩みである。潰しがきかない、と男子学生も思っている。いつかは結婚して子どもを持

ちたいと考えている男子学生も多い。にもかかわらず、男子学生はそれらを進学を諦める決定的な条件とは捉えていない。

では違いはどこにあるのか。インタビューで見えてきたのは、この4点が男子学生には互いに独立した条件であるのに対して、女子学生にとっては絡み合っているという事情である。男子学生は、優秀でなくても時間をかけて業績を積み上げれば就職できるかもしれないし、いよいよ研究者が無理ならば最終的にはどんな職業でも構わない、と考えている。お金は貯められなくても、アルバイトや奨学金で最低限の学費と生活費があればよいと考えている。結婚は今でなくても、いつか就職が決まってからすればよいと言う。

ところが、女子学生にとっては、お金の問題は「当座の生活費」の問題ではないようなのである。彼女らは、将来家庭を持つためにすべきことを引き算で考えている。適切な年齢までに出産するには、それまでにお金がたまっていなければならない。相手も見つけなければならない。そのためには就職までに時間がかかってはならない。しかし最短年限で修了し就職を決める自信はない。かといって既にお金がたまっているわけではない。だからすぐに就職して相手を探しお金も貯める必要があるのだ、という。(とりあえず結婚・出産して、はじめはパートナーに経済的に世話になり、自分の就職が決まってからゆっくり恩返しすればいいのでは、と言うと「進学して出会える男性はどうせ自分と同じ経済的に不安定な人だから、結局進学はダメ」なのだそうだ。)

つまり、男子学生は結婚の時期を選べるという前提で、当面自分一人の人生を考えているのに対して、女子学生は結婚・出産が現実的に可能な時期が限られているという事情から、卒業後を「家族のための人生」と捉え、進学か結婚・出産かという二択を迫られているのである。

今回インタビューに応じてくれた女性は、進学した男子学生より、哲学的資質においても熱意においても劣ってはいない。彼女らは「哲学は進学しなくても個人で続けることができるから」と、学会ではなく、彼女たちなりの場所と仕方、哲学そのものは続けているようである。

## 8. まとめ

日本哲学会大会においては、東北哲学会の状況について主に数的な調査結果が示された。一方九州の状況については、主に質的な調査の結果を提示した。九州大学の学生へのアンケートやインタビューからは、サンプル数やインタビュー数が少ないため一般化はできないが、おおよそ次のようなことが指摘できよう。

より多くの若手及び女性研究者がより積極的に学会で活動していくためには、学生、特に女子学生の哲学への心理的なハードルを下げるような環境があること、たとえば身近にロールモデルがあることが有効である。また、結婚・出産というライフプランとの兼ね合いは、しばしば女性研究者の就職に伴う困難としてあげられるが、大学院進学で既に女子学生にとって障害となっていることに留意すべきである。そして、常勤/非常勤を問わず就職先がないことや経済的負担の大きさは、地域や性別に関係なく大学院生の抱える問題であろうが、特に地方においては、交通費等の経済的負担が重なり学会での活動や研究者どうしの交流を困難にさせているという事情も考慮すべきである。

(九州大学)



## 東北哲学会からの報告

佐藤 駿

### 1. はじめに

本報告は、昨年 2017 年 5 月に開催された日本哲学会第 76 回大会で、「男女共同参画・若手研究者支援ワークショップ」の一報告としてまとめられた内容を文章に起こしたものである。その際の報告でも伝えられ、以下でも主に述べられることになるのは、当該の一地方学会組織の実情と、そこに垣間見える男女間のいろいろな意味での相違である。

報告の内容は会員の男女比、関連する大学の様々な段階・グループに見出される男女比など、主に量的な手がかりに即して構成される。とはいえ、男女共同参画の理念を男女比の是正に還元するようなことはしていない。この点はあらかじめ断っておく。本報告の暗黙の態度を構成しているのは次のようなごく慎しい仮定のみである。ある組織を構成するメンバーの男女比に著しい差が見られるならば、必ずしも個人の能力や特性や性質に由来するのではないような相違が男女間に（しかも不本意に）生じている可能性がある。

実際、報告者はこの種の話題については完全な門外漢であったが、資料を整理してゆく過程で、個人個人の意識していない様々な要因が現状を形づくっているかもしれないという可能性によりやうかしく思っていた。こうした可能性についていろいろと思いを巡らすことは、実証が伴わなければ、容易に空疎な思弁に陥りかねない。だからこそ、慎重な調査と裏づけが必要になるわけだが、それ以前に、ここには問題が潜んでいるかもしれないという可能性そのものに各人が思いいたるののであれば、今後なされるべき議論を実質化し、共有してゆくことは容易ではないだろう。これはあらかじめいくら強調されてもよい。そのための小さな一歩として何か役立てるならばと、素人ながら本稿を物する次第である。

## 2. 東北哲学会について

はじめに、東北哲学会という組織について、いくらか説明を加えておきたい。

2010年、東北哲学会は60周年を迎えた。逆算すると1950年の設立ということになりそうだが、そうではない。60周年の節目にまとめられた資料を繙くと、最初に制定された「東北哲学会会則」には「昭和22年」の日付がある<sup>1</sup>。細々とした考証は省くが、おそらく組織そのものの成立は、戦後ほんの少しあいだをおいた昭和22年（1947年）で、60年を迎えたのは、現在おこなわれている形式の年次研究大会の開催のことであろう。実際、会員へ宛てた「第1回東北哲学会」の案内文が「昭和25年（1950年）10月20日」の日付とともに残されている。

ついでに言えば、東北哲学会という組織にはなお前身があつて、その母体は、旧東北帝国大学時代の内輪の会合にあつたようである。戦前、遅くとも昭和6年（1931年）には「哲学会例会」が、昭和13年（1938年）からは「哲学談話会」が年に数度は催されていた。これら集まりの詳細や頻度については記録のはっきりしないこともあつて明確なことを言えないが、いずれにしても東北哲学会という組織の濫觴を尋ねてみると、比較的古い歴史のあることがわかる。

当然と言えば当然かもしれない。大学という組織に哲学講座があれば、その研究・研鑽の成果を報告する場が求められる。まして今日のように、全国・地方を問わず、学会組織のそれほどの展開はまだ見られなかった時代である。国内第三の帝国大学として創設され、その後100年余を数える大学ともなれば、由来する研究会組織の歴史が古くなるのはむしろ自然だろう。このことを逆に言えば、いま東北哲学会として存在している学会組織の歴史は、東北大学の哲学関連講座との結びつきを断つてはありえないということでもある。事実、歴代東北哲学会会長の名を通覧してみれば、初代は三宅剛一にはじまり、高橋里美、細谷恒夫、矢島羊吉、滝浦静雄、岩田靖夫、柏原啓一、篠憲二、座小田豊、現会長の野家啓一と、東北大学文学部の哲学・倫理学講座の教授を務めた研究者の名が並ぶ。

とはいえ、現東北哲学会の会員資格が地域的に限定されているわけではないことは急いで付け加えておかなければならない。起源においても現状においても、東北大学およびその出身者である研究者がその中心的な役割を担っているものの、

---

<sup>1</sup> 『六十周年記念 東北哲学会目録』東北哲学会、2010年。



「本会の趣旨に賛成する者は何人でも会員の紹介により入会することができる」（東北哲学会会則第4条）。現在の組織の構成について言えば、役員として会長のほかに委員、編集委員、会計監査委員、幹事を置き、会の運営が行なわれている。会員数は200人あまり。活動としては、年に一度（10月）研究大会が開催される。構成は個人発表、シンポジウムに加え、講演やワークショップなど、一般の哲学系学会と同様である。雑誌として『東北哲学会年報』を年に一度発行し、会報等の発行を通じて会員への連絡がなされている。

学会のコードについても触れておきたい。先に述べたように、東北哲学会の発足は、「東北哲学会会則」の制定に基づいている。この会則は、幾度かの改正を経て現在に引き継がれているが、2017年には、それに加えて「東北哲学会倫理綱領」を別に定め、会員の公正・公平の維持、各種の差別的扱いの禁止、ハラスメント行為の禁止などを明記した。とりわけハラスメント行為については、会員のハラスメント行為に由来する問題に対応すべく「所属機関でハラスメント処分を受けた会員等に対する要請」を別途掲げ、学会の基本的態度を明示している<sup>2</sup>。

### 3. 女性会員の活動

さて、歴史や組織の形態についていささかどくどくしく述べたのは、それが、後に見るように当学会の女性会員の数と活動の現状に関連なしとしないからである。

東北哲学会の会員は、2017年4月の時点で196名であった。常勤の大学教員・名誉教授・高専教員が116名、大学院生が36名で、その他が44名という内訳である。そのなかでも女性会員は全体の9%にあたる、16名を数えるにすぎない（そのうちの4名が常勤の教員が5名、4名が大学院生という構成である）。役員に女性ははいない。実際、大会の様子を眺めていても、学会の手伝いをしてくれる院生の1人か2人のみが女性で、他に見られるのは男性のみという光景があっても何の不思議もない。何も知らない人間の目からすれば、数値も実際も異常に見え

---

<sup>2</sup> ここで言及した「東北哲学会会則」「東北哲学会倫理綱領」「所属機関でハラスメント処分を受けた会員等に対する要請」は、東北哲学会のホームページ上で公開されている。  
<http://www2.sal.tohoku.ac.jp/philosophy/TPS/introduce.html>

るかもしれない。

とはいえ、会員に占める女性の割合で言えば、東北哲学会は決して特殊な、まして異常な学会ではない。データは少し古いが、日本哲学会が2006年に行なった調査によれば、哲学系の各学会の女性比率はどれも似たり寄ったりである<sup>3</sup>。主な学会を挙げれば、日本哲学会では8%、日本倫理学会では11%、日本科学哲学学会では7%、日本現象学会では10%がそれぞれ女性会員の占める割合で、どの学会も10%前後であることにはかわりはない。数値だけで見れば、東北哲学会は別に例外ではないわけである。実際にここに挙げられているのは数例でしかないが、一般の哲学系学会であれば、むしろ女性会員の割合の多いほうが怪訝に思われるだろう。

他方、同じ調査報告を見ると、女性会員の割合は日本社会学会が29%、日本心理学会が40%、仏語仏文学会が33%、日本ドイツ文学会が23%で、哲学系の学会に比べるとずっと値は大きい。この違いが何に由来するのかという疑問が当然に生じてくる。

少なくともデータがとられた時点では、各学会で男女共同参画への取り組みに違いがあるわけではなさそうである<sup>4</sup>。そうだとすれば、学会に所属するようになる以前の段階で、つまり大学学部生、修士の学生、あるいは博士に進学する女子学生の数にそもそも違いが現れているのではないかという仮説が自然と思ひ浮かぶ。

#### 4. 大学・大学院の各レベルで

そこで一度、遠目の視点でデータを眺めてみることにしよう。東北大学で公開しているデータを確認してみたい。東北大学全体に属する学生数は以下のようになっている<sup>5</sup>。

<sup>3</sup> 「男女共同参画推進に関するアンケート結果報告」日本哲学会・男女共同参画ワーキンググループ、学会・男女共同参画ワーキンググループ、2006年。http://philosophy-japan.org/gy/gender\_equality/男女共同参画推進に関するアンケート結果報告-2006/

<sup>4</sup> 調査の行なわれた2006年の段階で、このような取り組みが見られたのは日本社会学会である。

<sup>5</sup> 『東北大学概要 2016』http://www.bureau.tohoku.ac.jp/koho/pub/gaiyou/gaiyou2016/

- 学部：11,052名（うち女性は2,824名で、全体の25.6%）
- 修士：4,174名（うち女性は1,035名で、全体の24.8%）
- 博士：2,625名（うち女性は640名で、全体の24.4%）

こうして見ると、女子学生の数ほどの段階をとっても25%前後である。仮に自然な男女比が1:1であるとすると、この段階でそもそも偏りがあることがわかる<sup>6</sup>。これは東北大学だけの傾向ではないようで、例えば東京大学、京都大学でも、大学全体・学部・修士・博士どの母集団をとっても、女子学生の割合が3割を超えることはない<sup>7</sup>。

ところが、対象を文学部・文学研究科（大学院）に限って見ると、偏りはなくなるか、相当程度小さくなることがわかる。

- 学部：958名（うち女性は484名で、全体の50.5%）
- 修士：157名（うち女性は76名で、全体の48.4%）
- 博士：175名（うち女性は73名で、全体の41.7%）

大学院では多少その割合が小さくなるものの、半数に近い学生が女性なのである<sup>8</sup>。いずれにせよ、他学部・他研究科の女性割合が著しく小さくなっているはずで、これはそれ自体が一考に値する現象だが、ここでは文学部・文学研究科に話を絞る、哲学系の専修・専攻分野のケースへと話を移そう。

東北大学には、学部には哲学専修と倫理学専修の二つがあり、大学院にも哲学

<sup>6</sup> 「自然な男女比」という考えがそもそも議論の余地があることはもちろんだが、ここではとりあえず深く考えずにおく。

<sup>7</sup> 『東京大学概要 2016』（[http://www.u-tokyo.ac.jp/gen03/book\\_j.html](http://www.u-tokyo.ac.jp/gen03/book_j.html)）により、上と同様にデータを取り出してみると、

- ・学部：14,002名（うち女性は2,711名で、全体の19.4%）
- ・修士：6,834名（うち女性は1,588名で、全体の23.2%）
- ・博士：5,771名（うち女性は1,738名で、全体の30.1%）となっている。

また、『京都大学概要 2016』（[http://www.kyotou.ac.jp/ja/about/public/issue/ku\\_profile](http://www.kyotou.ac.jp/ja/about/public/issue/ku_profile)）によると、

- ・学部：13,222名（うち女性は2,959名で、全体の22.4%）
- ・修士：4,945名（うち女性は1,136名で、全体の23.0%）
- ・博士：3,628名（うち女性は1,074名で、全体の29.6%）となっている。

<sup>8</sup> データを抽出することはしないが、同様の傾向が東京大学でも京都大学でも見られる。ただし、東北大学の場合はいっそう顕著であり、これもなぜかと問うことができるが、ここでは深入りしない。

専攻分野と倫理学専攻分野の二つがある。呼称としては正確ではないが、ここではこれらをまとめて「哲学講座」と呼んでおこう。報告者は昨年まで当該講座の助教職にあった。そこで利用できたデータを用いて、女子学生の比率についてその概要を述べてみよう<sup>9</sup>。

まず哲学講座全体で、つまり学部も大学院も含めて見ると、女子学生の割合は27.6%となっている。これは、くしくも東北大学全体の女子学生の割合に近い。要するに女子学生は全体の4分の1程度である。逆に、文学部全体と比較してみれば、その割合は半分になる。言い換えると、文学部・文学研究科（大学院）に在籍する学生の約半数が女性であるのに、哲学講座では事情が異なるのである。

しかし、哲学は一般に女子学生に人気がないという（一見もつもらしい）結論をここで導き出すのは性急だろう。実際、母集団を学部生に限定すると、その値は34.3%となり、3割を超える。さらに当然のことながら、男女比は年によって異なり、専修決定の時点で（つまり母集団を学部2年次生にとると）半数以上が女子学生であったという年も、ここ数年のうちにある。同じ条件で最近6年間を通して見ると、平均で40.6%が女子学生であった。こうしてみると、文学部・文学研究科全体の女性比にむしろ近いのである。これは専修決定時（学部二年時）、哲学・倫理学を専修として選択する女子学生の決して少なくないことを意味している。

では、どうして哲学講座全体の女子学生の割合が小さくなるかと言えば、結論はひとつしかない。女性の大学院生が少ないのである。大学院生の全体に占めるその割合は7.1%にすぎない。博士課程ともなれば、その値はなお小さくなる。

## 5. 学会との関係

さて、本稿は東北哲学会の現状について報告するものだった。にもかかわらず、東北大学の哲学講座の話題に字数を費したのは、それが学会の現状と密接に関連

---

<sup>9</sup> 以下で述べられる事柄のうち、東北大学の哲学・倫理学研究室に関係する事柄については、報告者が現在では助教職を退いているし、本来の報告対象である東北哲学会そのものとは別の組織であるため、具体的な数値を挙げることは避け、百分率でおおよその状況を示唆するにとどめる。

しており、とりわけ大学院生の数について言えば、ほとんど同期しているとも言えるからである。

東北哲学会に入会する会員には大きくわけて二つのパターンがある。第一は、東北地方の大学に新たに着任した常勤教員が学会に入会する場合である。このケースに属する例が数としてはそれほど大きくないこと、言うまでもないだろう。第二は、東北地方の大学で哲学・倫理学を修めるべく大学院へ進学した学生の入会する場合である。新潟を含めた各県の国立大学でこのパターンが見られるわけだが、基本的にその圧倒的多数は東北大学大学院への進学者である。つまり、純粋に数だけで考えるなら、東北大学大学院へ進学する女性の数が、学会の女性会員の数を左右すると言ってよい。ところが、実情では、女性の大学院生の数は先に見たように極めて少なく、その割合は再び掲げるなら 7.1%、これは学会全体の女性会員の数の割合 (9.0%) とほとんど異ならない。ざっくりと言ってしまえば、学会に占める女性会員の割合は、大学院生に占める女性の割合の反映なのである。

先に見たように、学部生では女子学生の割合はそこそこあるのに、大学院生となるとぐっとその数が減る。これは学部から大学院へ進学するタイミングで、男女間で何か違ってくるということを示唆している。もちろん、大学院（とりわけ博士課程）へ進学する学生そのものが特に昨今では少ないため、一概には言えないが、しかし進学を希望する学生が例えば 6 人いて、そのうち女子学生が 0 であるといったことはそう珍しいことではない。別の言い方をすれば、そうしたことがあっても、別段、誰も驚きはしない。だが、よく考えてみれば不思議なことであり、ここには何らかの見えない壁があると考えるのはぜんぜん不自然ではない。

では、それは具体的に言って何か——その答えを出すことは現状ではできない。ここでは、この種の問いに対する答えを与えるために必要な一般的な方針と手続きについて以下に確認するとどめたい。

## 6. 諸々の調査をどう役立てるか

私たちは上で大学全体での学生数および女性比、各学部・研究科ごとの学生数・

女性比、講座における学部・大学院それぞれの学生数・女性比を、徐々に母集団を絞りながら示してきた。これは、わかりやすく時間軸上に置き換えると、学生が進路を選択・決定するタイミングで生じる事態を数の上で反映したものになっている。つまり、大学入学のタイミング、学部選択のタイミング、専攻選択のタイミング、卒業＝進学のタイミングでどのような選択・決断がなされたか、その結果を見てきたことになる。実際、そのそれぞれで女性比の変動があった。まず、大学（ここでは東北大学）への進学の段階で、女性にはほぼ4分の1の占めたにすぎない。ところが、選択した学部で見ると、文学部を選択した女子学生の数は全体の半数近くになる。専修選択のタイミングでもごく微妙な相違が生じうるし、大学院へ進学する段になると女性比は著しく小さくなる。ある特定の項目（女子学生の数）について、その割合が変化するタイミングを簡単に「変動点」と呼ぶとすれば、諸々の変動点は明らかに、男女間に生じている何らかの相違を反映するものとなっている。こうした変動の生じた理由を今度は具体的に探っていく必要がある<sup>10</sup>。

関連する変動点を（量的観点から）様々な角度で抽出し、突き止め、その原因を（質的観点から）探る。この繰り返しのより、哲学・倫理学分野における現状の全体を、より解像度を上げて理解してゆく必要がある。そこから、共有可能な問題設定も、そのつどの具体的な活動目標も自然と見えてくるはずである。

特に本報告では次の点を指摘しておきたい。研究者組織、つまりは学会の男女共同参画について考える場合には、どうしても、現状すでに研究者である者のほうに目が向きがちであるが、それ以前の大学教育レベルに分析の対象を見てもよいかもしれないということである。先に「東北哲学会の女性比は、大学院生の女性比の反映である」とあえて極論を言ったが、あながち的を外してはいないと思う。そしてこれは、何も東北哲学会だけのことではないのではないか。仮説を一般化して述べなおせば、哲学研究分野における学会の女性比は、哲学の研究に携わる大学院生の女性比の反映である。そうだとすれば、学会の現状は大学の現状であり、前者のうちに問題があるとき、後者のうちにすでに問題が潜んでいるの

---

<sup>10</sup> ひとつの先行例として次がある。金澤修『「哲学・思想系」学部大学院男女構成比調査からみえてきたもの——『私立大学博士課程ギャップ』を中心に——』、『理想』No. 695, No. 695, 64-78頁, 2015年。

かもしれないと考えるのは、最初から無益な推測とは必ずしも言えないだろう。

例えば、である。昨年春に東北大学哲学講座に属する学部生を対象に行なったアンケートで、「進学」を進路に考えている学生のうち、41.7%が女性であった。これは数値としては低くない。単純に、もしそのままの比を保って大学院への進学が叶えば、大学院生の男女比は半々に近くなる——しかし、実際にはなぜそうならないのである。なぜだろうか。

もちろん進学希望は時期により、年により変化するだろうし、変化しない場合であっても、ある時期限りの現象だということもありうるから、本来は継続的に調査して、一般的な傾向を見極める必要があるが、いずれにせよ言えることがひとつだけある。仮に、個々人の特性以外の要因が大学院進学者の男女比に影響しているのであれば、それを突き止める必要があるということである。しかし、そこに本当にそうした要因があるのか、そしてあるとしたらそれがどんな要因なのか、またその要因を取り除くためには何をすればよいのか、それを十分に明らかにするために必要な活動は、現状ではどこでもなされていないのはいかと思う。なぜか。可能的な問題を示唆するようないわばマップが共有されていないからであろう。

本稿は本来ある学会の現状を報告するという小さな目的を持つものにすぎないが、ここで行われたのと同様の調査を様々な観点、様々なレベル、様々な規模で実際に行ない、発信していくことで事態は変わっていくに違いない。本報告がその一助となれば幸いと思う。

（東北哲学会元幹事）





# 哲学および人文学・社会科学における 男女共同参画推進・若手研究者支援の理念、 現状、そして展望 —日本哲学会の事例紹介—

加藤 泰史

私は2018年10月21日、関西哲学会と日哲WGとの共催ワークショップで、日本哲学会を事例として、哲学および人文学・社会科学における男女共同参画推進・若手研究者支援の理念や現状を紹介するとともに、そこに生じた課題を指摘した上で、今後の展望を示唆した。具体的には、以下の通りである。

日本哲学会では、次のような男女共同参画の取り組みを行ってきた。

1. 「男女共同参画推進に関するワーキンググループ」の立ち上げ(2005年7月)
2. 「男女共同参画・若手研究者支援WG」の活動(2012年5月～)
3. 2013年第72回大会(お茶の水女子大学)ワークショップ「哲学とミソジニー」
4. 2015年第74回大会(上智大学)ワークショップ「Gender Equality(男女共同参画)の理念と現状」
5. ワークショップ等の成果の公表として、『理想』No. 695, 特集「男女共同参画」刊行

これらの取り組み、および会員アンケート調査から明らかになったのは日本哲学会が抱える五つの課題であり、本会はこの間これらに対して積極的に対策を講じてきた。第一に、日本哲学会に内在的な制度的問題に対しては、ダブルブライ

ンド査読体制の実現、海外の哲学思想系学会との問題共有、理事・評議員へのジェンダーバランス枠の導入を行ない、現時点で評議員総数48名のうち16名の女性評議員が選出されるに至った。この選挙結果は日本哲学会会員の理解が一定のレベルに到達していることを意味するのではないかと思う。第二に、人文学・社会科学に関連した制度的問題の解決に向けて、人文科学系学協会男女共同参画推進連絡会〔GEAHSS〕の発足に積極的に協力した。これにより、人文学・社会科学系学会とのネットワークの構築という課題へもアプローチすることができた。第三に、フェミニズムの観点から哲学研究および哲学史研究を捉え直すという哲学的問題およびジェンダー論ないしフェミニズムの哲学的基礎づけの問題に対しては、日本哲学会に固有な視点から取り組み、これらに関しても一定の成果が現れてきていると評価できる。例えば、第5回日中哲学フォーラム（2017年）の上原麻有子（京都大学）「Takahashi Fumi — A Woman Philosopher's Stand Against “Onna Daigaku” Education」や、2018年第77回（神戸大学）大会・公募ワークショップの斉藤直子（京都大学）責任企画「哲学の〈女性—性〉再考——クロスジェンダーな哲学対話に向けて」を挙げることができる。

以上の取り組みに加えて、今後は「6・8通知」への積極的な対応が求められている。「ドイツ学術協会」(DFG)のインタビューの申し入れということからも明らかのように、海外からは「6・8通知」に対する高い関心が寄せられている。それと比較すると、日本国内での（特に市民の）関心は非常に低い。ヨーロッパでは、例えばビリニュス会議が開催されてビリニュス宣言（2013年、ミーコラス・ロメリス大学／ビリニュス／リトアニア）が出された。これは、排除されがちな人文学・社会科学に正当な学問的位置づけを取り戻そうとする宣言であり、人文学・社会科学の重要性を改めて再認識しようとするヨーロッパの立場も端的に示している。このビリニュス宣言を基本として、今後は次のことを主張していく必要がある。まず、先端科学技術や先端医療技術などを、場合によっては拒否することも含めて（適切に）社会に受け容れるためには、人文学・社会科学的な知が不可欠であるという点、さらに現代の先端科学技術が引き起こした社会問題や社会的課題を科学技術によって工学的に解決し克服できると考えることはあまりに社会的選択の幅を狭めており、むしろそのノウハウは人文学・社会科学に蓄積されているという点である。したがって、人文学・社会科学系学会のネット

ワーク化のためにも「日本版バリニユス会議」を企画することが望まれる。

(一橋大学)

哲学および人文学・社会科学における  
男女共同参画推進・若手研究者支  
援の理念、現状、そして展望

—日本哲学会の事例紹介—

2018年10月21日・関西哲学会第71回大会（龍谷大学）  
加藤泰史（一橋大学/日本哲学会会長）  
Email: yasushi.kato@r.hit-u.ac.jp

1

目次

I：総括編

- 1：日本哲学会における男女共同参画の取り組み
- 2：男女共同参画取り組みから明らかになった日本哲学会の課題

II：展望編

- 3：課題に対する日本哲学会の取り組みと展望
- 4：哲学的課題から見えてくる日本哲学会固有の取り組み
- 5：推進連絡会には、「日本版ビリニクス会議」の企画・実現を期待したい！
- 6：参考文献

2

## 1：日本哲学会における男女共同参画 の取り組み

### 1・1：「男女共同参画推進に関するワーキング グループ」の立ち上げ（2005年7月）

1999年に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」にもとづく内閣府および日本学術会議主導の具体的施策要請に応じる形で、2005年7月（委員長[現在は会長]：野家啓一）に委員会（現在は理事会）で「男女共同参画推進に関するワーキンググループ」を立ち上げ、アンケートを実施した（WG座長：山田弘明、顧問：石黒ひで、委員：谷川多佳子、一ノ瀬正樹、四日谷敬子、鷲田清一、和泉ちえ）。

3

### 1・2：アンケート項目

- Q1.1 日本哲学会における女性会員の比率の低さは何を反映していると思いますか
- Q1.2 学会運営に關与する委員(編集委員を含む)に選出される女性比率の低さは何を反映していると思いますか
- Q1.3 女性委員の割合が増えるべきだと思いませんか
- Q1.4 委員(編集委員を含む)の選出に際して「女性枠」を設ける必要があると思いませんか
- Q1.5 「女性枠」を設ける場合、どの程度(何パーセント)まで増やすのが適切であると思いませんか
- Q2.1 哲学教育において、ジェンダー・バイアス(性別・性差に由来する固定観念や偏見)が存在すると思いませんか
- Q2.2 研究テーマの選択や研究指導の現場において、ジェンダー・バイアスが存在すると思いませんか
- Q2.3 研究活動を行っている中で、ジェンダー・バイアスに起因する不当な威圧や評価を受けた経験はありますか
- Q2.4 研究機関において男女の処遇の差があると思いませんか
- Q3. 日本哲学会における男女共同参画推進のため今後必要と思われること
- Q4. 男女共同参画推進については賛否両論があるかと存じます。それぞれのお立場から忌憚のない御意見を御寄せ下さい

4

## 1・3：アンケート結果（2006年3月）

- 全会員1775名中、136名（男性会員：103名[6%]、女性会員33名[22%]）の回答
- アンケート集計結果はHP上に公開してある。
- <http://philosophy-japan.org/ja/danjo-kyodou/>
- 日本の文系学会における女性役員等比率も調査され（当時の日本哲学会は女性会員138名で、会員比率は8%、女性役員比率は5%である）、他の文系学会でも男女共同参画推進の取り組みは日本社会学会を除いてあまり進んでいないことが報告された。
- Q1.1「日本哲学会における女性会員の比率の低さは何を反映していると思いますか」の設問に対する男女会員の差異が明らかになる。（#後述）

5

1・4：「男女共同参画・若手研究者支援WG」の活動  
(2012年5月～)

- 2012年5月（会長：飯田隆）に「男女共同参画・若手研究者支援WG」が立ち上げられてワークショップなどを企画・実行する（座長：神崎繁→村田祐一→和泉ちえ、小島優子、金井淑子、岡本由起子、飯田隆、今村純子、高座博喜、中野裕考）。
- 2013年第2回大会（お茶の水女子大学）・ワークショップ「哲学とミソジニー」（#後述）
- 2014年第3回大会（北海道大学）・ワークショップ「若手・若一奮動研究者問題を考える」
- 2015年8月新WGが発足（座長：和泉ちえ、副座長：河野哲也、秋葉剛史、飯田隆、池田茜、大河内泰樹、金澤修、小島優子、小手川正二郎、鈴木伸国、村上祐子、オブザーバー：加藤泰史、アドバイザー：今村純子、岡本由起子、金井淑子、森一郎）
- 2015年第4回大会（上智大学）・ワークショップ「gender equality（男女共同参画）の概念と現状」（#後述）
- 『理想』No.695特集男女共同参画を発行（#後述）
- 2016年第5回大会（京都大学）・ワークショップ「哲学と導入教育—哲学教育の質的向上を目指して」
- 2016年10月16日にWG科研費メンバーによってワークショップ「ポジティブ・アクションの根拠とは？：男女共同参画への哲学・倫理学からのアプローチ」を明治大学で開催（和泉ちえ「趣旨説明」、新名隆志（鹿児島大学）「ポジティブ・アクション正念化にふさわしい議論は何か」、神島祐子（立命館大学）「個別性を支えるリベラリズム」、コメンテーター：小島優子、総合司会：池田茜）
- 2016年10月23日東北哲学会（東北大学）と共催でワークショップ「哲学を教えること」を開催。
- 2017年第6回大会（一橋大学）・イギリス哲学会（British Philosophical Association）から、クィーンズ大学のジョー・モリソン（Joe MORRISON）博士を提議者として推薦していただき、ワークショップを企画中。
- 2018年4月発行の機関誌『哲学』第69号で特集「ハラスメントとは何か—哲学・倫理学のアプローチ—」を企画。

6

1・5：2013年第72回大会（お茶の水女子大学）  
ワークショップ「哲学とミソジニー」

「哲学とミソジニー」

・司会者 村田純一、萬屋博喜

日本哲学会では男女共同参画の推進を謳っています。その一つの試みとして、本ワークショップ（男女共同参画・若手研究者支援WG主催）を開催します。1. 日本哲学会の現状 2. 改善には何が必要か 3. 哲学という学問はミソジニー（女性嫌い）を内包しているのか、などなど、について、ジェンダー法学の専門家の戒能民江氏とWGのメンバーの提題を踏まえて議論します。哲学とミソジニー？一体それ何？という方の参加も大歓迎です。

・【報告者】

和泉ちえ「フィロソフィアの方法論とイソノミア（平等性）の原理—日本における哲学の展開と男女共同参画（Gender Equality）の理念」  
今村純子「イメージ、それでもなお—シモヌ・ヴェイユのゆくえ」  
戒能民江「学術における男女共同参画を進めるために」  
小島優子「哲学とミソジニーの構造」

7

1・6：2015年第74回大会（上智大学）・  
ワークショップ「Gender Equality（男女共同参画）  
の理念と現状」

・「Gender Equality(男女共同参画)の理念と現状」

・提題者

野家啓一（東北大学）「日本哲学会の男女共同参画に対する活動の総括と今後の方針」  
藤江陽子（文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課課長）「文部科学省の男女共同参画への取り組みと今後の方針」  
中島千鶴（ロンドン・メトロポリタン大学）「英国におけるgender equality(男女共同参画)の理念と現状に関する一考察」  
岡本由起子（元家政学院大学）「"gender equality"と「男女共同参画」の間を読み解く ～現代哲学的視点の役割について～」  
池田喬（明治大学）「アフターマティフ・アクションの哲学——〈男女共同参画〉の規範的論拠をめぐって」

・司会

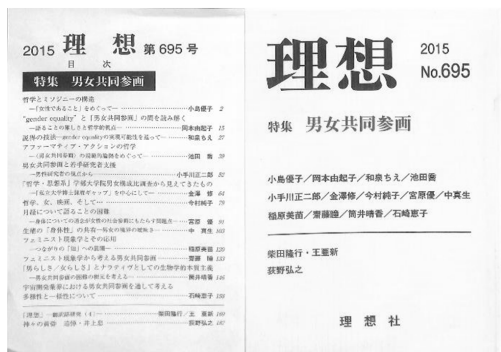
金澤修（東京学芸大学） 古田徹也（新潟大学）

8

## 1・7：ワークショップ等の成果の公表



『理想』No.695特集男女共同参画



9

2：男女共同参画取り組みから明らかになった  
日本哲学会の課題

## 2・1：2006年のアンケート集計報告から明らかになった課題

Q1.1：「さらに興味深いことに、「日本哲学会における女性会員の比率の少なさは何を反映すると思うか」という設問に対して、女性会員の大多数が「女性が活躍しにくい学会体質」および「女性性は哲学に向かないという偏見」の弊害を指摘したが、男性会員の大半は「女性研究者自身の自由選択」に由来すると考えており、この現状認識の相違こそが、日本哲学会における男女共同参画推進をめぐる本質的問題のありかを明瞭に指示すると推察される」（飯田隆/和泉ちえ、2015、162-163）。

- 課題1：日本哲学会内在的なコンテキストにおいて男性会員には見えていない制度的問題

10



## 2・2：ワークショップ「哲学とミソジニー」から 明らかになった課題

- ・戒能報告「人文科学分野に関しては、学部、大学院、教員の順に女性の割合が減っていくことが顕著であり、女性を対象とする研究者養成システムが十分機能していないといえる」。
- ・和泉報告「(…)日本哲学会の現状を「儒教的色彩漂う男性中心クラブ」と規定し、こうしたあり方が自由な議論の交換を重視するはずのギリシャ（特にプラトン）に起源をもつ西洋哲学の伝統からかけ離れたものであることを強調し、哲学本来の方法論の再建の重要性を指摘した」。
- ・小島報告「西洋哲学の歴史が最近までジェンダー・バイアスのもとに構成されてきたことを指摘し、女性研究者の困難と男女共同参画の課題を哲学内部のミソジニーの問題としてとらえることの重要性を強調した」。
- ・今枝報告「(…)「弱さ」「低さ」「無名性」といった従来の西洋哲学が取りこぼしてきたものを取り上げなおし、哲学内部に取り付いているミソロジー構造の脱却をはかる可能性が示唆された」(村田純一、2014、99-100)。
- ・課題2：人文科学のコンテキストにおける制度的問題  
(→女性研究者の養成システム)
- ・課題3：フェミニズム的観点から哲学研究および哲学史研究を捉え直すという哲学的問題

11

## 2・3：ワークショップ「Gender Equality (男女共同参画)の理念と現状」

- ・野家報告「(…)今後、取り組むべき二つの課題—一つは、現在は十五パーセント前後の女性会員の比率の増加、もう一つは人文社会科学系の他の領域とのネットワークづくり—を示していた」。
- ・藤江報告「高等教育機関における現状と、政府および文部科学省の取り組み」を説明して、低い女性割合を解消するために理工系学会を中心に設立された「男女共同参画協会連絡会」を紹介した。
- ・中島報告「イギリスでは七〇年代以降、人種、障害等さまざまな領域での「多様性」が目指された結果、「男女」という論点は、むしろ議論されにくくなっている」が、「平等」が実現されているわけではない。
- ・池田報告「ポジティブ・アクション」を「差別なき社会を目指す上での合理的手段として擁護することを試みた」。その上で、「(…)「多様性(ダイバシティ)」を論拠とすることの意義を強調した」。
- ・岡本報告「Gender Equality」の理念の実現に「現代哲学はどのような役割を果たすことができるのか」と問題提起し、「差別構造や抑圧の中で生まれた「沈黙」を癒すものは、その事象を言語化することだ」と指摘した(古田敏也/金澤修、2016、119-120)。
- ・課題4：人文社会科学系学会とのネットワークを構築するという問題(→「人文・社会科学系学会男女共同参画推進連絡会(GEAHSS)」発足！)
- ・課題5：ジェンダー論ないしフェミニズムの哲学的基礎づけの問題(→例えば、「多様性」という論点)

12

## 2・4：可視化されてきた 日本哲学会の課題と結果

- 課題1：日本哲学会内在的なコンテキストにおいて男性会員には見えていない制度的問題（→女性会員比率の増加/約160名/11、6%）
- 課題2：人文社会科学のコンテキストにおける制度的問題（→人文科学系学会男女共同参画推進連絡会[GEAHSS]発足）
- 課題3：フェミニズムの観点から哲学研究および哲学史研究を捉え直すという哲学的問題（→日中哲学フォーラムの事例）
- 課題4：人文科学系学会とのネットワークを構築するという問題（→「GEAHSS」発足）
- 課題5：ジェンダー論ないしフェミニズムの哲学的基礎づけの問題（→「多様性」「Subject転換」という論点）（→神戸大学大会公募ワークショップの事例）

13

## 3：課題に対する日本哲学会の取り組み と展望

### 3・1：日本哲学会に内在的な制度的課題（課題1）

- 1：査読体制の見直しに着手した→ダブルブラインド査読体制実現

イギリス哲学会（初代会長は、オノラ・オニール1）との意見交換の機会がきっかけとなり、重要な情報と論拠を見出した：イギリス哲学会によれば、ダブルブラインド査読体制によって女性投稿者の採択率が30%増加した。

[http://www.bpa.ac.uk/uploads/2011/02/BPA\\_Report\\_Women\\_In\\_Philosophy.pdf](http://www.bpa.ac.uk/uploads/2011/02/BPA_Report_Women_In_Philosophy.pdf)

Budden, A., Tregenza, T., Aarssen, L., Koricheva, J., Leimu, R. and Lortie, C., "Double-Blind Review Favours Increased Representation of Female Authors", *Trends in Ecology and Evolution* 23:1.2008, 4–6.

<http://schwitsplinters.blogspot.jp/2015/12/only-13-of-authors-in-five-leading.html>

<https://feministphilosophers.files.wordpress.com/2014/09/rankingspenultimate.pdf>

- 2：海外の哲学思想系学会と積極的に連携して、学術的次元だけでなくこうした制度的問題を共有することで、課題の具体策を模索することを目指している。
- 3：理事・評議員にジェンダーバランス枠を設定した。

14

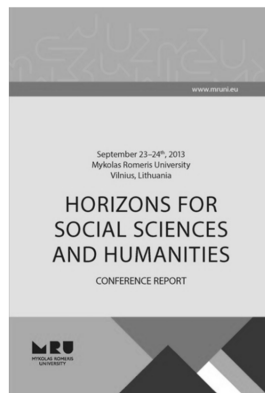
### 3・2：人文・社会科学に関連した 制度的課題（課題2および4）

- 「6・8通知」と人文・社会科学の危機（→ネットワーク化の核としての「GEAHSS」）\*2019年2月3日「一橋大学政策フォーラム」
- 「6・8通知」を受けた「日本哲学会会長就任挨拶」（2015年11月）と「Presidential Lecture/Philosophy as a Critical Facilitator in the University-- On the Public Use of Philosophy in the University--」（2016年5月）
- <http://philosophy-japan.org/summary/会長挨拶-2/>
- 女性研究者養成システムの問題→日本経済学会の取り組み
- 「科学技術基本計画（第5期）」に対する認識不足の問題
- 政策立案者を含めた日本版「ピリニユス会議」の企画を！
- <http://horizons.mruni.eu/>

15

#### HORIZONS FOR SOCIAL SCIENCES AND HUMANITIES

- Edited by Katja Mayer, Thomas König,  
Heiga Nowotny  
Copy editor Nomada Gudeliene  
Designed by Romanas Turėnas  
Mykolas Romeris University Publishing, 2013  
ISBN 978-9955-19-624-2 (Online)  
ISBN 978-9955-19-625-9 (Print)



16

## ブリュッセル宣言（抄訳） その1

### 人文社会科学（SSH）のための地平／展望

2013年9月24日

ミーコラス・ロメリス大学／ブリュッセル／リトアニア

ヨーロッパは、学問研究とイノベーションへの賢明な投資から利益を獲得するだろうし、人文社会科学はそれに寄与する準備ができています。ヨーロッパ社会は、学問研究とイノベーションが成長の基礎であると期待している。Horizon 2020は、学際性と統合された学問的アプローチを実行することを目論んでいる。学問研究が社会に貢献するべきならば、関係のあるすべての当事者の弾力的なパートナーシップが必要とされる。パースペクティブの多様性がイノベーションの利益を獲得するのに役立つ。人文社会科学を〔Horizon 2020に〕効果的に統合するためには、人文社会科学がそれ自身のために価値評価され研究されたりすると同時に、他の学際的なアプローチとの協力関係の中で価値評価され研究され享受されることも必要である。

17

## ブリュッセル宣言（抄訳） その2

### 人文社会科学を（Horizon 2020に）統合することの価値と利益

ヨーロッパの人文社会科学は、世界水準であり、特にその多様性を尊重している。人文社会科学は、われわれの社会を転換する人間らしい価値・アイデンティティ・シティズンシップにおけるダイナミックな変化に関する知識を生み出す際になくしてはならない。人文社会科学は、民主主義がよりよくまた持続的に機能するための実践的解決の学問研究・デザイン・転移に従事している。人文社会科学をHorizon 2020に統合することは、社会が機能する仕方が現在進行形で変化することに合わせて学問を再編成しつつ、イノベーションについてのわれわれの理解を広げる機会を提供する。

- 1 イノベーションはテクノロジーにおいてはもとより組織や制度における変化の問題である。
- 2 社会の反省能力を高めることは活発なデモクラシーを持続させるために決定的に重要である。
- 3 政策立案と研究政策は、SSHの知識と方法論から多くの恩恵を受けている。
- 4 ヨーロッパのもっとも貴重な文化遺産を活用する。
- 5 人文社会科学が本当に統合されうらば、人文社会科学の多元主義的思考はヨーロッパのすべての将来の学問研究とイノベーションにとって貴重な資源である。Horizon 2020はその最初の機会を与えるだろう。

18

## ビリニュース宣言（抄訳） その3

### 人文社会科学を適切にHorizon 2020に統合するための条件

- 6 知識の多様性を承認する。
- 7 効果的に共同学問研究する。
- 8 学際的な訓練ならびに学問研究の促進。
- 9 社会的価値と学問研究の評価とを結びつける。

ビリニュース宣言の原理への同意は人文社会科学をHorizon 2020に統合するための基礎とされるべきである。

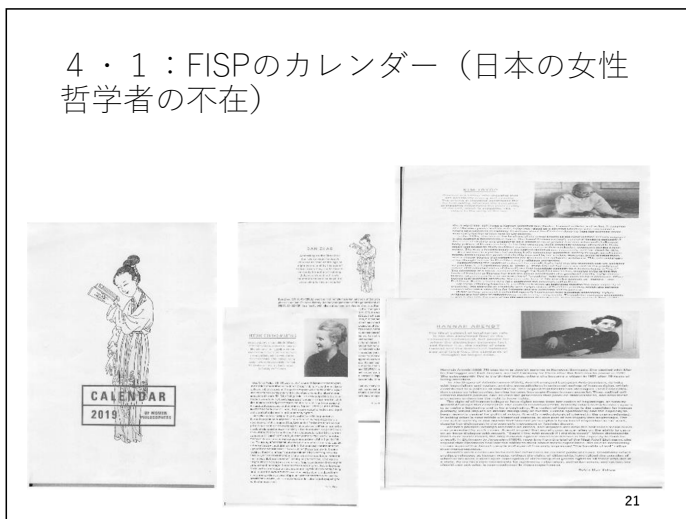
19

## 4：哲学的課題（課題3および5） から見えてくる日本哲学会固有の取り組み

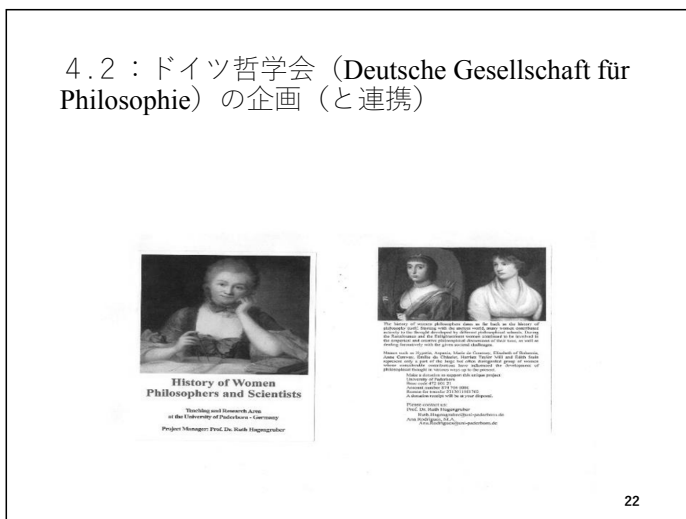
- フェミニズムのないジェンダー論的観点から哲学史を捉え直すことで新たな哲学研究の地平を開くことの重要性と、そうした新たな哲学研究の批判的ファシリテーターとしての「男女共同参画・若手研究者支援WG」→「History of Japanese Women Philosophers and Scientists」の取り組み（提案）→第五回日中哲学フォーラム「上原麻有子(京都大学): Takahashi Fumi-A Woman Philosopher's Stand Against "Onna Daigaku" Education」、2017・佐藤文音・伊藤るり編『ジェンダー研究を継承する』（人文書院、2017）
- 「ミソロジー」の典型としてのカント？
- 個別的経験的判断ではなく、原理や根本概念の再検討や捉え直しの取り組みこそ必要ではないか→日本哲学会第77回（神戸大学）大会公募ワークショップ・斉藤直子（京都大学）責任企画「哲学の<女性一性>再考——クロスジェンダーな哲学対話に向けて」、2018。

20

## 4・1：FISPのカレンダー（日本の女性哲学者の不在）



## 4.2：ドイツ哲学会（Deutsche Gesellschaft für Philosophie）の企画（と連携）



## 5：推進連絡会には「日本版ビリニュス会議」の企画・実現を期待したい！

- 「ドイツ学術協会 (DFG)」のインタビュー (→「6・8通知」に対する海外での関心の高さ)
- 「6・8通知」に対する国内での (特に市民の) 関心の低さ
- 先端科学技術や先端医療技術などを、場合によっては拒否することも含めて <適切に> 社会に受け容れるためには、人文社会科学的知が不可欠である。
- 現代の先端技術が引き起こした社会問題を技術によって解決し克服することは困難であり、むしろそのノウハウは人文社会科学に蓄積されている。
- だからこそ、人文社会科学系学会のネットワーク化のためにも「日本版ビリニュス会議」を！

23

## 6：参考文献

- ナンシー・フレイザー、『中断された正義』、仲正昌樹監訳、御茶の水書房、2003年。
- 新名隆志、「迷い子になったフェミニズム—フェミニズムはどんな公正さを求めているのか—」、篠原駿一郎/浅田淳一編『男と女の倫理学』、ナカニシヤ出版、2005年。
- 加藤泰史、「理性批判と公共性の問題」、渡邊二郎監修『西洋哲学史再構築試論』、昭和堂、2007年。
- 加藤泰史、「尊厳概念史の再構築に向けて」、『思想』第1114号、2017年。
- 村田純一、「男女共同参画・若手研究者支援・ワーキンググループ主催ワークショップ 「哲学とミソジニー」報告」、『哲学』第65号、2014年。
- 飯田隆/和泉ちえ、「日本哲学会と男女共同参画推進への取り組み」、『理想』第694号、2015年。
- 『理想 (特集 男女共同参画)』第695号、2015年。
- 金澤修/古田徹也、「男女共同参画・若手研究者支援・ワーキンググループ主催ワークショップ 「gender equality (男女共同参画) の理念と現状」」、『哲学』第67号、2016年。
- FISP (ed.), Calendar 2019 of Women Philosophers, 2019.
- 佐藤文香・伊藤るり編『ジェンダー研究を継承する』、人文書院、2017年。

24





# 関西哲学会第 71 回大会における ワークショップの報告

河野 哲也

2018年10月20～21日、龍谷大学大宮学舎において関西哲学会第71回大会が行われたが、その二日目21日の最終時間帯(15:00-17:30)をいただき、本ワーキンググループとの共催で「哲学および人文・社会科学における男女共同参画推進・若手研究者支援の理念、現状、そして展望」と題したワークショップを行った。

企画と司会は、関西哲学会の中畑正志氏(京都大学)にお願いいただき、登壇者としては、イギリス近現代史、ジェンダー史を専門とする井野瀬久美恵氏(甲南大学)がGEAHSSの委員長としてGEAHSSの活動報告とジェンダー平等と学問の質的向上との関係についてお話しされ、ついで日本哲学会会長である加藤泰史氏(一橋大学)が本学会における活動の趣旨と沿革をお話しされた。最後に河野が、これまでの本グループの活動を踏まえて、以下のような内容の報告を行った(職名等は当時)。

## 発表要旨

1999年に男女共同参画社会基本法が施行されたが、野家啓一会長の提案により2005年に男女共同参画推進に関するWG発足し、2012年5月には飯田隆会長の提案により男女共同参画・若手研究者支援ワーキンググループが新たに発足した。13年の研究大会より男女共同参画と若手研究者支援のワークショップを交互に実施し、2016年度には再び男女共同参画についてのアンケートを実施し、それらを本会の制度と方策に反映させた。

本WGでは単に制度面での改善だけでなく、哲学という学問の内実にも踏み

込んだ取り組みを行っていくべきだという問題意識が共有されている。上で述べたワークショップでは、この問題意識を踏まえて、「ミソジニー」「ジェンダー平等」「ポジティブアクション」「哲学と導入教育」「哲学と教養」「哲学をどう教えるか」といった本質的なテーマについて議論を行い、2015年の『理想』第695号では、本WGのメンバーが中心になって「男女共同参画」という特集に寄稿している。

また、2016～2018年度に、本WGの和泉ちえが代表者となり、科研費による基盤研究(B)「哲学分野における男女共同参画と若手研究者育成に関する理論・実践的研究」を得て、アンケートとその分析、日本各地でのワークショップの開催を実施した。本報告もその一環である。

男女共同参画についての第二回アンケートを集計した。前回2005年のアンケート結果と比較して、男女で男女共同参画についての認識が全体に高まり、男女間での意識のギャップは縮まりつつある。男女共同参画が進んでいない現状は単に女性の自由選択や性差を意識しない選択の結果ではない、との認識が広まっている。同時に、ジェンダーバイアスについての認識と理解は広まる傾向をみせ、ポジティブアクションについて肯定的な意見の割合が増えた。一方で、現状を生み出す要因、ジェンダーバイアスが作用する場面、男女の処遇の差が生まれる場面、今後必要な方策について、男女で大きな意見の差異が生まれている。たとえば、ジェンダーバイアスが作用としている場面として、「大学院での指導」「教員以外による指導」において男女で有意差が生じている。あるいは、男女の処遇に差がある場面として、「私的な勉強会への参加機会」「寄稿や執筆依頼」において男女で差が目立っている。このことは、表立った制度面の改善だけではなく、個人的・私的と思われる場面においても各人がジェンダー平等を意識する必要性があることを示している。また、「管理職への登用」「研究職への採用」においても女性は不平等を感じているが、それは男性にとっては意外に映っている。必要な方策に関しては、「業績評価におけるライフイベントの考慮」を女性が求めているが、一方で、「女性の意識改革」の必要性についても女性自身の方が強く感じている。

他方、若手研究者支援についても研究大会および各学会の求めに応じてワークショップを行っている。2018年にはその一環として「採択される論文、研究申請

書の書き方」についてのワークショップを立教大学にて行った。男女共同参画と若手研究者支援が切り離せないのは、これまでのアンケートで、修士までは女性研究者の数が少なくないにも関わらず、博士進学で激減し、さらに研究職を目指す段階でさらに減っていくことが明らかになったからである。女性にとって、「大学院での指導」環境に問題があり、「寄稿や執筆依頼」においてバイアスがあり、「ライフイベントへの配慮」が十分ではなく、「ロールモデルが少ない」点が女性を哲学研究の道から遠ざけていると言える。これらの点は、大学院からポスドク、非常勤職に至るまでの研究支援と研究指導と直結しており、男性の中にも同じような問題を感じている者が少なくないと判断される。

本WGは今後も制度面の改善、意識向上、研究支援に向けた事業を実施していく。

3名の提題の後に質疑が行われ、男女共同参画や若手支援の学術的・思想的な意義についての議論も交わされた。大会の最後のプログラムにかかわらず、多くの会員にご参加していただき、企画された中畑正志氏には深く感謝の言葉を申し上げたい。しかし参集を呼びかける主催者のご努力にもかかわらず、会場に若手はあまり多くなく、女性会員の姿もやはり少なかったことは率直な印象として記しておく。

(立教大学)



## あとがき

### —三年間の共同研究を振り返って—

池田 喬

2016年度から2018年度にかけて、私たちは「哲学分野における男女共同参画と若手研究者育成に関する理論・実践的研究」を行なった。この報告書がその活動記録である。三年間の共同研究をついに完了させた今、この「あとがき」では、共同研究の当初の動機と実際の活動を振り返りつつ、今後の課題を展望しておきたい。

この共同研究は実践班と理論班に分かれていたが、私は理論班に属していた。また、私の取り組みはどちらかというと、若手研究者育成よりも男女共同参画に重点を置いていた。そのため、以下の回顧と展望は、男女共同参画への理論的取り組みに参加した者のパースペクティブからなされることをお断りしておく。

#### 1. 研究の動機

この共同研究は、以前から日本哲学会に設置されていた「男女共同参画・若手研究者支援ワーキンググループ」から発展したプロジェクトである。私は2013年度にこのワーキンググループのメンバーになり、ほかのメンバーとともに、(1) 男女共同参画と若手研究者育成に関わる問題は分かちがたく結びついていること、(2) 実践的な取り組みだけでなく関連テーマについての理論的探究を推進する必要があること、(3) この両面からの取り組みは哲学分野だからこそ必要であると同時に哲学だからこそできることもあること、などを感じていた。「哲学分野における男女共同参画と若手研究者育成に関する理論・実践的研究」という研究タイトルにはこうした問題意識のいくつかが含まれている。

共同研究へのこのような動機を私のはっきりと認識したのは、2006年にはじめて行われた「日本哲学会男女共同参画アンケート」の結果を知ったことによる。共同研究の一環として執筆した拙論「ただの言葉がなぜ傷つけるのか——ハラスメント発言の言語行為論的探究——」（『哲学』第69号）でその結果について取り上げた箇所では、次のように書いた。

このアンケートで、「哲学教育において、ジェンダー・バイアス（性別・性差に由来する固定観念や偏見が存在する）と思いますか？」という問いへの会員の回答は、男性「存在する58%、存在しない35%、その他7%」に対し、女性「存在する80%、存在しない6%、その他14%」だった。また、「研究活動を遂行するなかで、ジェンダー・バイアスに起因する不当な威圧や評価を受けた経験はありますか」という問いに関しては、男性「ある8%、ない82%、その他10%」、女性「ある40%、ない35%、その他22%」だった。この結果は、哲学の教育・研究におけるジェンダー・バイアスの認識に、性別間で相当なギャップがあることを示唆している。そこで、こうしたバイアスの典型表現と見なされうる「女性に哲学研究は向いていない」を哲学的分析の標的にし、このギャップの意味を『哲学』誌面上で問うことには意味があると思われる。

この箇所からは、哲学教育の場において、男女間にジェンダー・バイアスの認識の違いがあるだけでなく、そのことが若手研究者の育成に由々しき影響を与えている可能性が示唆されている。また、哲学に限らず、人文科学全体で言えば、教授についている女性の割合がわずかに22.3%であるのに対して、助手に占める女性の割合は63.8%にのぼる（平成26年度「男女共同参画白書」より）。上位職になるにつれて女性が少なくなるだけでなく、教授会への出席権のない不安定職は女性が多いことがうかがえよう。こうした実情と哲学界におけるジェンダー・バイアスがどういう関連性をもつのかははっきりしないが、いずれにせよ、「男女共同参画と若手研究者育成に関わる問題は分かちがたく結びついている」ということが検討すべきテーマであることはたしかなのである。

もっとも、「検討する」といっても何を検討するのかわわれれば、膨大な事柄が存在する。哲学の世界、あるいは大学の世界一般で、男女の不平等はどのようなかたちで存在しているのか、どのような職を得るかという結果だけでなく、そ

れに至るプロセスにも不当な威圧などが含まれるならば、問題はさらに複雑になる。形式的な機会均等についてだけでも政治哲学上の議論の蓄積があるが、現場でのハラスメントや排除の実態を明らかにするには別の道具立てが必要になる。これらの問題の一部がバイアスに基づくものなのであれば、無意識のバイアスにどう対処できるのかがまた問われる。また、バイアスに基づく、ということ自体、それが無意識のプロセスなのであれば、これにどうアクセスできるのか、などさまざまな理論的困難が現れる。

このような問題の連関は、アンケートによる実態の把握、意識向上のためのイベントの実施、不平等や差別的ふるまいを阻むための制度上の工夫といった「実践的」な取り組みが多角的に必要であることを示している。しかしそれだけでなく、不平等、差別、ハラスメント、排除といった諸概念への「理論的」な取り組みが不可欠であることも明白にしている。

実践的ならびに理論的な取り組みが急務であることは、大学教員全体に占める男性の割合が89%で、女性の割合はわずかに10%という哲学の世界において特に強調されるべきことである（本報告書「全国の哲学・思想系教員に関する調査の報告」を参照）。しかし他方で私が感じてきたのは、上述の諸概念に対する理論的取り組みには哲学だからこそできることが多く含まれるということでもある。

2017年度にニューヨークとコペンハーゲンに在外研究で滞在する機会に恵まれ、そこでははっきりと体験したことでもあるが、現在の哲学の世界で、フェミニズムのパースペクティブがまったく存在していない分野はもはや思いつかない。飯田論文が挙げている『ケンブリッジ哲学コンパニオン』の一冊『哲学におけるフェミニズム』を眺めてみれば、哲学に関わるほぼすべての分野にフェミニズム的視点が取り入れられていることは明らかである。しかし、日本ではフェミニズムの視点は無視されるか、無視されなくてもどこか本流ではないものとして周縁化されてきた。こうしたフェミニズム的視点の過小評価（そのことの裏には、成人男性中心主義が控えている）をどれくらい変えられるか。私にとってはこの点は今回の共同研究での重要な課題の一つであった。

## 2. 三年間の活動と今後の課題

この報告書に集められた文章が、この三年間の共同研究の活動の内容を伝えている。この報告書の作成以外にも、各種論文や翻訳の刊行、発表や講演、あるいはネットワーキングや啓発のためのイベント開催など、さまざまな活動が行われた。その少なくない部分は報告書のなかで言及されたり、「研究メンバー16名の2016-2018年度の主な研究成果一覧」で触れられたりしている。ここでは、上で述べたような研究の動機に照らして、報告書の全体を眺めつつ、この三年間の活動と今後の課題について少々コメントしていきたい。

### (1) 第I部「理論的研究」

飯田論文は、「男女共同参画」という日本語とその英語表記である「gender equality」のギャップに着目することから、男女といった基本的カテゴリーの概念分析など、哲学にこそできる仕事の所在を明らかにすると同時に、「ジェンダーに敏感な視点」を組み込んだ哲学教育・研究を提案しており、そのなかにはこの視点からの哲学の歴史の読み直しも含まれる。この哲学史こそ、本研究が最も成果を挙げた領域だったように思われる。和泉論文ではプラトンに、ワークショップ「ホブス母権論の射程」をもとにした中村氏の提題論文、秋元氏と森氏の応答論文ではホブスに、新たな光が投げかけられた。クスターとボッケンハイマーによる教材の目次と序論(大河内氏による翻訳)は、プラトンからバトラーまでを性差の取り扱いという点から論じ切る、まさにジェンダーに敏感な哲学教育・研究の実例を示している。これらの哲学史的研究は単にマニアックな懐古趣味によるものではない。たとえばホブスをめぐって議論されているのは、公的領域と私的領域の峻別と性差なき個人という近代的発想の是非という、現代フェミニズムの最大の係争点の一つであるように、私たちの現実の源泉としての歴史との対話は現在の私たちの姿を新たな光源から照らし出すのである。

以上から、哲学史の分野については今後の課題も見えてきた。クスターとボッケンハイマーの教材の中身の検討も含め、哲学史のフェミニズム的な読み直しは、哲学者の数だけ可能であり、継続的な課題とすることができる。この課題を、理論的関心に限定されるものと受け取るべきではないだろう。ジェンダーに敏感な



読み方が哲学教育・研究の各現場に持ち込まれ、もはや異端視されない状況になったときには、ジェンダー・バイアスによる不当な威圧と呼ばれるものなどはゼミや学会発表の場からかなり減っているのではないかと思われるからだ。

哲学史以外の面に目を向けると、鈴木論文は、科学性の構造のうちにフェミニズムの位置をさだめるS・ハーディングの「つよい客観性」論を検討している。この議論では、フェミニズム的視点の有無は科学的研究にとって無関係なものではないし、研究者共同体のありかたがダイレクトに問われてもいる。厳密な哲学研究に従事する者であればジェンダーに敏感であるとかバイアスから自由であるとかいうわけではないことは、先に触れたアンケート結果からも明らかだが、こうした点から哲学研究者である私たち自身へと考察の目を向けることもできる。第Ⅱ部「実践的研究」に収録された「イギリスの哲学分野における女性——イギリス哲学会とイギリス哲学分野の女性のための協会による報告書」（笠木による翻訳）では、女性哲学者がかくも少ない理由を探るなかで、とりわけ無意識バイアスとステレオタイプ脅威という意識現象が取り上げられている。

哲学史以外の分野での今後の課題としては次のことを挙げておくことができるだろう。近年盛り上がりを見せている無意識バイアスや認識的正義の研究は、男女間の不平等が顕在化するさまざまなかたちを理解するためにぜひともカバーしたい領域である。他方で、笠木氏の訳注2にあるように、たとえば無意識バイアスの研究が依拠してきた IAT テストの信用性についてはさまざまな疑念が表明されてもいる。注意深く議論状況を追いかける必要がある。また、知識や客観性にフェミニズム的視点を投げかけることは、知的共同体としての研究組織のありかたを問うことに直結する点で、実践と理論をつなぐ一つの鍵になることが期待される。ちなみに、私見によれば、フェミニズム認識論とフェミニズム現象学は話題を共有する部分が少なくない。ジェンダーに敏感な哲学教育・研究をより領域横断的に進めようとするなら、フェミニズム的視点を媒介として通常のジャンル分けを超えるような研究状況を生み出すことも必要であるし、また、哲学界の住民のより多くの人々が関心をもちうる魅力的なプロジェクトを構想することにもつながるだろう。

## (2) 第Ⅱ部「実践的研究」

まず、「日本哲学会 2016 年度男女共同参画アンケート集計報告」および「全国の哲学・思想系教員に関する調査の報告」(秋葉, 笠木, 金澤, 小手川, 佐藤, 菅原, 筒井各氏による作成)は, 貴重なデータであり, 実践的・理論的な課題をきちんと認識するために今後利用されるに値する成果である。こうしたアンケートは作業負担が大きいが, 基礎資料として今後も継続的に実施していく必要がある。

この共同研究のメンバーは, さまざまな場所で関連する企画, イベント, 発表などを行ってきた。日本哲学会の年次大会で企画やイベントを実施すると同時に, 他の哲学系学会での企画や発表も行ってきた。

吉原報告と佐藤報告は, 2017 年 5 月の日本哲学会第 76 回大会で開催された「男女共同参画・若手研究者支援ワークショップ」で, それぞれ西日本哲学会と東北哲学会の現状について報告した内容をまとめたものである。他方, 加藤報告は 2018 年 10 月に関西大学第 71 回大会で開催されたワークショップ「哲学および人文・社会科学における男女共同参画推進・若手研究者支援の理念, 現状, そして展望」で日本哲学会の取り組みを紹介した際の資料であり, 河野報告はこのワークショップ全体の報告である。小島報告は, 四国五大学連携女性研究者活躍推進シンポジウムにおいて日本哲学会の取り組みについてポスター発表したときの資料である。

私も, 日本哲学会大会でのワークショップとそれ以外の学会での日本哲学会の取り組みの紹介の両方に出席してきたが, この両者はどちらかが欠けることなく, 両輪で継続していくべきであると感じた。一方で, 日本哲学会大会はさまざまな地域や分野から哲学研究者が集まる場として, 理論的・実践的研究の共有の場であり続けるべきである。他方で, 研究の現場は一樣ではなく, 男女共同参画や若手研究者育成に関わる問題も, 地域や分野によって異なる部分がある。たとえば吉原報告で指摘されているように, 地方の大学に在籍する場合, 交通費等の経済的負担が重なり学会での活動や研究者どうしの交流を困難にさせているという事情がある。日本哲学会はこうした事情を把握した上で, また, 地域別あるいは分野別の各学会は, 日本哲学会の実践はあくまで一例にすぎないものとして, それぞれ行うことのできる現実的な支援のありかたを明らかにし, 具体的に実現し

ていく必要がある。

これ以外の課題としては、河野報告にあるように、これらのワークショップにおいて、しばしば会場に若手があまり多くなく、女性会員の姿もやはり少ないという現状の改善が挙げられるだろう。男女共同参画と若手研究者育成といっても、実際に問題の渦中にあるはずの人たちに提案が届いていなければ意味がない。もちろん、若手研究者や女性会員が足を運びたいくなるようなワークショップの企画自体のありかたを模索することも必要である。しかし問題はそれだけではないようにも思われる。

たとえば、ワーキンググループへの参加について若手研究者に相談した時に、そのような活動をしていると就職活動の際に不利にはたらくかもしれないという懸念が表明されたケースがあった。自分が安定した職を得る前のことを思い出すと、同じような理由でワークショップに足を運んだり、その場で発言したりすることを躊躇する部分がないとは思えない。しかし、独りでは不安であっても、女性研究者あるいは若手研究者同士のつながりがあれば（一緒に行く人がいたり会場で知り合いに会ったりできれば）参加への心理的負担が減ることはたしかだろう。また、結果として、女性研究者あるいは若手研究者が多く参加している会なのであればこのような心理的負担はほとんどなくなるのではないか。村上論文の若手哲学者支援・男女共同参画の「仕掛け作り」では、日本哲学会大会の日にまずは非公式に、そして 2018 年度からは公式イベントとして行われたネットワーキングイベントについての報告がある。個々のつながりを作ることを目指したこうしたネットワーキングイベントとワークショップとは、問題意識や参加への動機づけの点で相互補完的な役割があると思われる。両者についても継続と拡大が課題ということになるが、両者がこの三年間のなかで日本哲学会大会の定番行事のような位置を占めつつあるようになったことは重要な出来事だったと言ってよいだろう。

（明治大学）



## 執筆者一覧

(執筆順, 所属・職名は2019年3月現在)

和泉 ちえ (いずみ ちえ)	千葉大学大学院人文科学研究科教授
飯田 隆 (いいた たかし)	日本大学文理学部教授
鈴木 伸国 (すずき のぶくに)	上智大学文学部准教授
フリーデリケ・クスター (Friederike Kuster)	ヴッパータール大学教授
エファ・ボッケンハイマー (Eva Bockenheimer)	元ゾーゲン大学講師
大河内泰樹 (おおこうち たいじゅ)	一橋大学 大学院社会学研究科教授
中村 敏子 (なかむら としこ)	北海学園大学名誉教授
秋元 由裕 (あきもと ゆうすけ)	北海道大学大学院文学研究科専門研究員
森 一郎 (もり いちろう)	東北大学大学院情報科学研究科教授
秋葉 剛史 (あきば たけし)	千葉大学大学院人文科学研究科准教授
笠木 雅史 (かさき まさし)	名古屋大学教養教育院特任准教授
菅原 裕輝 (すがわら ゆうき)	京都大学文学部非常勤講師
村上 祐子 (むらかみ ゆうこ)	立教大学理学部特任教授
小島 優子 (こじま ゆうこ)	高知大学人文社会科学系人文社会科学部門准教授
吉原 雅子 (よしはら まさこ)	九州大学人文科学研究科准教授
佐藤 駿 (さとう しゅん)	東北文化学園大学・東北芸術工科大学非常勤講師
加藤 泰史 (かとう やすし)	一橋大学 大学院社会学研究科教授
河野 哲也 (こうの てつや)	立教大学文学部教授
池田 喬 (いけだ たかし)	明治大学文学部准教授



## CONTENTS

A Summary of Our Research Project .....	IZUMI, Chiye	
Gender Equality and Philosophy .....	IIDA, Takashi	
Kosmos and Isonomia .....	IZUMI, Chiye	
Objectivity and Equality in Postmodern Feminist Sandra Harding ...	SUZUKI, Nobukuni	
„Einführung: Philosophische Geschlechtertheorien – Philosophien der Geschlechterdifferenz“ und „Aufbau und Lernziele“ zu dieselben: Studienbrief: Philosophische Geschlechtertheorien .....	Friederike Kuster/ Eva Bockenheimer	
	(übersetzt von OKOCHI, Taiju)	
Hobbes’s Theory on the Origin of Mother’s Power .....	NAKAMURA, Toshiko	
The Power of Reproduction and the Sexual Body: A Review of Toshiko Nakamura’s Book on Matriarchy .....	AKIMOTO, Yusuke	
Toward the Genealogy of Modern Egalitarianism: A Response to the Workshop of Hobbe’s Theory on Maternal Rights .....	MORI, Ichiro	
A Questionnaire Research on Gender Equality in Philosophy in Japan ...	AKIBA, Takeshi	
A Demographic Research on Philosophy Teachers in Japan .....	AKIBA, Takeshi/ KASAKI, Masashi/ SUGAWARA, Yuki	[Not available online]
“Women in Philosophy in the UK: A Report by the British Philosophical Association and the Society for Women in Philosophy UK” .....	British Philosophical Association/ Society for Women in Philosophy UK	[Not available online]
	(translated by KASAKI, Masashi)	
Endeavor toward Gender Equality .....	MURAKAMI, Yuko	
The Promotion of Gender Equality and Support for Early Career Researchers in the Philosophical Association of Japan: A Poster Presentation at the Symposium on November 2016 .....	KOJIMA, Yuko et al.	
The Current State of the Philosophical Association of Western Japan and Kyushu University .....	YOSHIHARA, Masako	
A Report of the Philosophical Society of Tohoku .....	SATO, Shun	

The Philosophical Association of Japan from a Gender Equality Point of View: A Case Study ..... KATO, Yasushi

A Report on the Symposium at the 2018 Annual Conference of the Kansai Philosophical Association ..... KONO, Tetsuya

Afterword ..... IKEDA, Takashi



哲学分野における男女共同参画と  
若手研究者育成に関する理論・実践的研究  
(2016-18 年度科学研究費補助金 基盤研究 (B) 16H03338)  
研究成果報告書

発行日：2019 年 3 月 20 日

発行者：和泉ちえ（研究代表者）

〒263-8522 千葉県千葉市稲毛区弥生町 1-33

千葉大学大学院人文科学研究院

印刷：株式会社 文成印刷

〒168-0062 東京都杉並区方南 1-4-1

Report of the KAKENHI Research Project 2016-2018

**A Study on the Promotion of  
Gender Equality and Support for  
Early Career Researchers in Philosophy  
from Theoretical and Practical  
Standpoints**

(JSPS KAKENHI Grant Number JP16H03338)

IZUMI, Chiye (Director),  
AKIBA, Takeshi/ IIDA, Takashi/ IKEDA, Takashi/  
OKOCHI, Taiju/ KASAKI, Masashi/ KATO, Yasushi/  
KONO, Tetsuya/ KOJIMA, Yuko/ KOTEGAWA, Shojiro/  
SATO, Sayaka/ SUZUKI, Nobukuni/ MURAKAMI, Yuko/  
MORI, Ichiro/ YOSHIHARA, Masako

March 2019